

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>第 1 2 章 「中期的安全確保の考え方」に基づく設備の管理</p> <p>第 1 節 通 則</p> <p>(構成及び定義)</p> <p>第 1 2 2 条 第 3 節 (第 1 3 4 条から第 1 3 7 条を除く。)における条文の基本的な構成は次のとおりとする。</p> <p>(1) 第 1 項：運転上の制限 (2) 第 2 項：運転上の制限を満足していることを確認するために行う事項 (3) 第 3 項：運転上の制限を満足していないと判断した場合<sup>※1</sup>に要求される措置</p> <p>※ 1：運転上の制限を満足していないと判断した場合とは、次のいずれかをいう。 (1) 第 2 項の確認を行ったところ、運転上の制限を満足していないと安定化センター各 GM<sup>※2</sup>又は各 GM<sup>※2</sup>が判断した場合 (2) 第 2 項の確認を行うことができなかった場合 (3) 第 2 項にかかわらず運転上の制限を満足していないと安定化センター各 GM<sup>※2</sup>又は各 GM<sup>※2</sup>が判断した場合 ※ 2：安定化センター各 GM 又は各 GM が不在で運転上の制限を満足していないと判断できない場合は、当直長<sup>※3</sup>が運転上の制限を満足していないと判断し、要求される措置を開始させる。 ※ 3：本章における「当直長」とは、1 / 2 / 3 / 4 号炉の当直長をいう。</p> <p>(省 略)</p>	<p>第 1 2 章 「中期的安全確保の考え方」に基づく設備の管理</p> <p>第 1 節 通 則</p> <p>(構成及び定義)</p> <p>第 1 2 2 条 第 3 節 (第 1 3 4 条から第 1 3 7 条を除く。)における条文の基本的な構成は次のとおりとする。</p> <p>(1) 第 1 項：運転上の制限 (2) 第 2 項：運転上の制限を満足していることを確認するために行う事項 (3) 第 3 項：運転上の制限を満足していないと判断した場合<sup>※1</sup>に要求される措置</p> <p>※ 1：運転上の制限を満足していないと判断した場合とは、次のいずれかをいう。 (1) 第 2 項の確認を行ったところ、運転上の制限を満足していないと各 GM<sup>※2</sup>が判断した場合 (2) 第 2 項の確認を行うことができなかった場合 (3) 第 2 項にかかわらず運転上の制限を満足していないと各 GM<sup>※2</sup>が判断した場合 ※ 2：各 GM が不在で運転上の制限を満足していないと判断できない場合は、当直長<sup>※3</sup>が運転上の制限を満足していないと判断し、要求される措置を開始させる。 ※ 3：本章における「当直長」とは、1 / 2 / 3 / 4 号炉の当直長をいう。</p> <p>(省 略)</p>	<p>福島第一安定化センター及び福島第一原子力発電所の組織見直しに伴う変更</p>

福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(品質保証計画) 第122条の2 第12章に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり品質保証計画を定める。</p> <p style="text-align: center;"><b>【品質保証計画】</b></p> <p>1. 目的 本品質保証計画は、福島第一原子力発電所（以下「発電所」という。）の安全を達成・維持・向上させるため、「原子力発電所における安全のための品質保証規程(JEAC4111-2009)」(以下「JEAC4111」という。)に従って、発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステム(以下「品質マネジメントシステム」という。)を確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。</p> <p>2. 適用範囲 本品質保証計画は、発電所の保安活動に適用する。</p> <p>3. 用語の定義 以下を除き JEAC4111 の定義に従う。 原子力発電施設：原子力発電所を構成する構築物，系統及び機器等の総称 原子力施設情報公開ライブラリー：原子力施設の事故又は故障等の情報並びに信頼性に関する情報を共有し活用することにより，事故及び故障等の未然防止を図ることを目的として，一般社団法人 <u>日本原子力技術協会</u>が運営するデータベースのことをいう。(以下「ニューシア」という。) BWR 事業者協議会：国内 BWR プラントの安全性及び信頼性を向上させるために，電力会社とプラントメーカーとの間で情報を共有し，必要な技術的検討を行う協議会のことをいう。(以下，本条において同じ。)</p> <p>(中 略)</p>	<p>(品質保証計画) 第122条の2 第12章に係る保安活動のための品質保証活動を実施するにあたり、以下のとおり品質保証計画を定める。</p> <p style="text-align: center;"><b>【品質保証計画】</b></p> <p>1. 目的 本品質保証計画は、福島第一原子力発電所（以下「発電所」という。）の安全を達成・維持・向上させるため、「原子力発電所における安全のための品質保証規程(JEAC4111-2009)」(以下「JEAC4111」という。)に従って、発電所における保安活動に係る品質マネジメントシステム(以下「品質マネジメントシステム」という。)を確立し、実施し、評価確認し、継続的に改善することを目的とする。</p> <p>2. 適用範囲 本品質保証計画は、発電所の保安活動に適用する。</p> <p>3. 用語の定義 以下を除き JEAC4111 の定義に従う。 原子力発電施設：原子力発電所を構成する構築物，系統及び機器等の総称 原子力施設情報公開ライブラリー：原子力施設の事故又は故障等の情報並びに信頼性に関する情報を共有し活用することにより，事故及び故障等の未然防止を図ることを目的として，一般社団法人 <u>原子力安全推進協会</u>が運営するデータベースのことをいう。(以下「ニューシア」という。) BWR 事業者協議会：国内 BWR プラントの安全性及び信頼性を向上させるために，電力会社とプラントメーカーとの間で情報を共有し，必要な技術的検討を行う協議会のことをいう。(以下，本条において同じ。)</p> <p>(中 略)</p>	<p>原子力安全推進協会の設置に伴う変更</p>

福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表

変更前						変更後						備考
4.2 文書化に関する要求事項 4.2.1 一般 品質マネジメントシステムの文書として以下の事項を含める。また、これらの文書体系を図2に、各マニュアルと各条文の関連をc)及びd)の表に示す。なお、記録は適正に作成する。 a) 文書化した、品質方針及び品質目標の表明 b) 以下の品質マニュアル ①本品質保証計画、②原子力品質保証規程（Z-21） c) JEAC4111が要求する“文書化された手順”である以下の文書及び記録						4.2 文書化に関する要求事項 4.2.1 一般 品質マネジメントシステムの文書として以下の事項を含める。また、これらの文書体系を図2に、各マニュアルと各条文の関連をc)及びd)の表に示す。なお、記録は適正に作成する。 a) 文書化した、品質方針及び品質目標の表明 b) 以下の品質マニュアル ①本品質保証計画、②原子力品質保証規程（Z-21） c) JEAC4111が要求する“文書化された手順”である以下の文書及び記録						福島第一安定化センター及び福島第一原子力発電所の組織見直しに伴う変更
第122条の2の関連条項	原子力品質保証規程の関連条項	名称	文書番号	管理箇所		第122条の2の関連条項	原子力品質保証規程の関連条項	名称	文書番号	管理箇所		
4.2, 7.2.2, 8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3	4.2, 7.2.2, 8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3	福島第一安定化センター品質保証計画書運用マニュアル	FS-57	福島第一安定化センター安全総括部		4.2, 7.2.2, 8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3	4.2, 7.2.2, 8.3, 8.5.1, 8.5.2, 8.5.3	福島第一安定化センター品質保証計画書運用マニュアル	FS-57	福島第一対策プロジェクトチーム		
8.2.2, 8.5.1	8.2.2, 8.5.1	原子力品質監査基本マニュアル	NA-19	原子力品質監査部		8.2.2, 8.5.1	8.2.2, 8.5.1	原子力品質監査基本マニュアル	NA-19	原子力品質監査部		
d) 組織内のプロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実にするために、必要と決定した記録を含む文書 ①以下の文書						d) 組織内のプロセスの効果的な計画、運用及び管理を確実にするために、必要と決定した記録を含む文書 ①以下の文書						
第122条の2の関連条項	原子力品質保証規程の関連条項	名称	文書番号	管理箇所	第12章の関連条文	第122条の2の関連条項	原子力品質保証規程の関連条項	名称	文書番号	管理箇所	第12章の関連条文	
5.5.3, 8.3	5.5.3, 8.3	トラブル等の報告マニュアル	NM-51-11	原子力運営管理部	第124条, 第167条, 第168条	5.5.3, 8.3	5.5.3, 8.3	トラブル等の報告マニュアル	NM-51-11	原子力運営管理部	第124条, 第167条, 第168条	
5.5.3	5.5.3	原子炉主任技術者職務運用マニュアル	NM-24-1	原子力運営管理部	第125条	5.5.3	5.5.3	原子炉主任技術者職務運用マニュアル	NM-24-1	原子力運営管理部	第125条	
6.2, 8.3	6.2, 8.3	運転員の確保マニュアル	NM-51-1	原子力運営管理部	第126条, 第131条	6.2, 8.3	6.2, 8.3	運転員の確保マニュアル	NM-51-1	原子力運営管理部	第126条, 第131条	
6.2.2, 6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	6.2.2, 6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル	FS-57・CP-001	福島第一安定化センター冷却設備部	第126条, 第127条, 第130条～第133条, 第138条～第140条, 第141条, 第142条, 第144条, 第167条	6.2.2, 6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	6.2.2, 6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル	FS-57・CP-001	冷却設備部	第126条, 第127条, 第130条～第133条, 第138条～第140条, 第141条, 第142条, 第144条, 第167条	
		高レベル放射性滞留水処理関連設備の運転・保守管理マニュアル	FS-57・WT-001	福島第一安定化センター水処理設備部	第126条, 第127条, 第130条, 第132条, 第145条, 第146条, 第149条, 第167条			高レベル放射性滞留水処理関連設備の運転・保守管理マニュアル	FS-57・WT-001	水処理設備部	第126条, 第127条, 第130条, 第132条, 第145条, 第146条, 第149条, 第167条	
7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	状態管理マニュアル	NM-51-6	原子力運営管理部	第126条, 第127条, 第138条～第144条, 第147条, 第148条, 第167条	7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	状態管理マニュアル	NM-51-6	原子力運営管理部	第126条, 第127条, 第138条～第144条, 第147条, 第148条, 第167条	
		運転員の引継マニュアル	NM-51-4	原子力運営管理部	第129条, 第137条, 第167条			運転員の引継マニュアル	NM-51-4	原子力運営管理部	第129条, 第137条, 第167条	
7.1, 7.2.1, 7.5	7.1, 7.2.1, 7.5	地震後の対応マニュアル	NM-51-12	原子力運営管理部	第130条	7.1, 7.2.1, 7.5	7.1, 7.2.1, 7.5	地震後の対応マニュアル	NM-51-12	原子力運営管理部	第130条	
6.2.2, 6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	6.2.2, 6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	電気設備の保守管理マニュアル	FS-57・PI-001	福島第一安定化センター電気・通信基盤部	第130条～第132条, 第167条	6.2.2, 6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	6.2.2, 6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	電気設備の保守管理マニュアル	FS-57・PI-001	電気・通信基盤部	第130条～第132条, 第167条	

福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表

変更前						変更後						備考	
第122条の2の関連条項	原子力品質保証規程の関連条項	名称	文書番号	管理箇所	第12章の関連条文	第122条の2の関連条項	原子力品質保証規程の関連条項	名称	文書番号	管理箇所	第12章の関連条文		
6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	使用済燃料共用プール設備の運用・保守管理マニュアル	FS-57・ME-001	福島第一安定化センター機械設備部	第130条, 第131条, 第132条, 第140条の2, 第167条	6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	使用済燃料共用プール設備の運用・保守管理マニュアル	FS-57・ME-001	機械設備部	第130条, 第131条, 第132条, 第140条の2, 第167条	福島第一安定化センター及び福島第一原子力発電所の組織見直しに伴う変更	
		免震重要棟電気設備保守管理要領	NE-55-7・1F-B1-001	福島第一原子力発電所総務部	第130条, 第132条, 第148条, 第167条			免震重要棟電気設備保守管理要領	NE-55-7・1F-B1-001	建築部	第130条, 第132条, 第148条, 第167条		
6.2.2, 7.1, 7.2.1, 7.5	6.2.2, 7.1, 7.2.1, 7.5	福島第一原子力発電所 防火管理要領	NM-51-17・1F-S1-001	福島第一原子力発電所防災安全部	第131条	6.2.2, 7.1, 7.2.1, 7.5	6.2.2, 7.1, 7.2.1, 7.5	福島第一原子力発電所 防火管理要領	NM-51-17・1F-S1-001	防災安全部	第131条		施設運営計画の反映 (使用済燃料輸送容器保管建屋からの使用済燃料乾式貯蔵容器の搬出・点検及び使用済燃料乾式キャスク仮保管設備への使用済燃料の運搬・貯蔵に伴う変更)
7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	定例試験マニュアル	NM-51-14	原子力運営管理部	第131条, 第138条, 第142条, 第144条	7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	定例試験マニュアル	NM-51-14	原子力運営管理部	第131条, 第138条, 第142条, 第144条		
		作業管理マニュアル	NQ-51-8	原子力品質・安全部	第132条			作業管理マニュアル	NQ-51-8	原子力品質・安全部	第132条		
7.1, 7.2.1, 7.5	7.1, 7.2.1, 7.5	保守管理基本マニュアル	NM-55	原子力運営管理部	第132条	7.1, 7.2.1, 7.5	7.1, 7.2.1, 7.5	保守管理基本マニュアル	NM-55	原子力運営管理部	第132条		
6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	計装・通信設備の保守管理マニュアル	FS-57・PI-002	福島第一安定化センター電気・通信基盤部	第132条, 第138条, 第140条, 第141条, 第143条, 第144条, 第146条, 第167条	6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	6.3, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	計装・通信設備の保守管理マニュアル	FS-57・PI-002	電気・通信基盤部	第132条, 第138条, 第140条, 第141条, 第143条, 第144条, 第146条, 第167条		
7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	運転操作マニュアル	NM-51-5	原子力運営管理部	第138条, 第140条, 第140条の2, 第141条, 第142条, 第144条, 第147条, 第148条	7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	運転操作マニュアル	NM-51-5	原子力運営管理部	第138条, 第140条, 第140条の2, 第141条, 第142条, 第144条, 第147条, 第148条		
7.1, 7.2.1, 7.5	7.1, 7.2.1, 7.5	水質管理マニュアル	NM-51-30	原子力運営管理部	第142条	7.1, 7.2.1, 7.5	7.1, 7.2.1, 7.5	水質管理マニュアル	NM-51-30	原子力運営管理部	第142条		
6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	福島第一原子力発電所瓦礫等管理マニュアル	FS-57・RE-002	福島第一安定化センター保安環境部	第149条の2	6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	福島第一原子力発電所瓦礫等管理マニュアル	FS-57・RE-002	放射線・環境部	第149条の2		
7.1, 7.2.1, 7.5	7.1, 7.2.1, 7.5	気体の廃棄物の管理マニュアル	FS-57・RE-001	福島第一安定化センター保安環境部	第149条の4～第149条の6, 第167条	7.1, 7.2.1, 7.5	7.1, 7.2.1, 7.5	気体の廃棄物の管理マニュアル	FS-57・RE-001	放射線・環境部	第149条の4～第149条の6, 第167条		
7.1, 7.2.1, 7.5	7.1, 7.2.1, 7.5	放射性廃棄物管理基本マニュアル	NM-54	原子力運営管理部	第149条の3	7.1, 7.2.1, 7.5	7.1, 7.2.1, 7.5	放射性廃棄物管理基本マニュアル	NM-54	原子力運営管理部	第149条の3		
6.2.2, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	6.2.2, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル	NM-58	原子力運営管理部	第150条～第156条, 第158条～第164条	6.2.2, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	6.2.2, 6.4, 7.1, 7.2.1, 7.5, 8.3	福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル	NM-58	原子力運営管理部	第150条～第156条, 第158条～第164条, 第167条		
7.1, 7.2.1, 7.5	7.1, 7.2.1, 7.5	福島第一原子力発電所立入者登録管理マニュアル	NK-58-1	原子力・立地業務部	第153条, 第153条の2	7.1, 7.2.1, 7.5	7.1, 7.2.1, 7.5	福島第一原子力発電所立入者登録管理マニュアル	NK-58-1	原子力・立地業務部	第153条, 第153条の2		
		福島第一原子力発電所線量管理マニュアル	NK-58-2	原子力・立地業務部	第157条, 第167条			福島第一原子力発電所線量管理マニュアル	NK-58-2	原子力・立地業務部	第157条, 第167条		
6.2	6.2	福島第一安定化センター保安教育マニュアル	FS-57・SM-001	福島第一安定化センター安全総括部	第165条～第167条	6.2	6.2	福島第一安定化センター保安教育マニュアル	FS-57・SM-001	福島原子力人材開発センター	第165条～第167条		
7.1, 7.2.1, 7.5	7.1, 7.2.1, 7.5	燃料管理基本マニュアル	NM-52	原子力運営管理部	第169条	7.1, 7.2.1, 7.5	7.1, 7.2.1, 7.5	燃料管理基本マニュアル	NM-52	原子力運営管理部	第127条, 第167条, 第169条～第171条		
(省 略)						(省 略)							

福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表

変更前	変更後	備考
<p>(保安に関する組織) 第123条 発電所の保安に関する組織は、図123のとおりとする。</p> <p>図123 【本店】</p>	<p>(保安に関する組織) 第123条 発電所の保安に関する組織は、図123のとおりとする。</p> <p>図123 【本店】</p> <p>【福島第一安定化センター】</p> <p>※※→ 福島第一安定化センター所長</p> <p>【福島第一原子力発電所】</p> <p>※ → 原子炉主任技術者</p> <p>※※※→ 所長</p> <p>原子力発電保安運営委員会</p> <p>技術・品質安全部</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>技術グループ</li> <li>保安検査グループ</li> <li>品質保証グループ</li> <li>安全管理グループ</li> <li>品質管理グループ</li> </ul> <p>放射線・環境部</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>保安総括グループ</li> <li>放射線安全グループ</li> <li>保健安全グループ</li> <li>廃棄物管理グループ</li> <li>分析評価グループ</li> <li>作業環境改善グループ</li> <li>1～4号放射線管理グループ</li> <li>5・6号放射線管理グループ</li> <li>環境モニタリンググループ</li> </ul> <p>防災安全部</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>防災安全グループ</li> <li>防護管理グループ</li> <li>原子力防災グループ</li> </ul> <p>福島原子力人材<sup>※2</sup>開発センター</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>技能訓練グループ<sup>※2</sup></li> <li>教育管理グループ</li> </ul> <p>※※※※</p>	<p>福島第一安定化センター及び福島第一原子力発電所の組織見直しに伴う変更</p>

福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表

変更前	変更後	備考
<p>【福島第一安定化センター】</p> <p>※※→ 福島第一安定化センター所長</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>安全総括部 <ul style="list-style-type: none"> <li>総括グループ</li> <li>プロジェクト管理グループ</li> <li>品質・安全グループ</li> </ul> </li> <li>冷却設備部 <ul style="list-style-type: none"> <li>冷却第一グループ</li> <li>冷却第二グループ</li> <li>冷却第三グループ</li> </ul> </li> <li>水処理設備部 <ul style="list-style-type: none"> <li>水処理第一グループ</li> <li>水処理第二グループ</li> <li>水処理第三グループ</li> </ul> </li> <li>機械設備部 <ul style="list-style-type: none"> <li>機械第一グループ</li> <li>機械第二グループ</li> <li>機械第三グループ</li> </ul> </li> <li>電気・通信基盤部 <ul style="list-style-type: none"> <li>電気第一グループ</li> <li>電気第二グループ</li> <li>電気第三グループ</li> <li>計装第一グループ</li> <li>計装第二グループ</li> <li>情報システムグループ</li> <li>通信システムグループ</li> </ul> </li> <li>土木部 <ul style="list-style-type: none"> <li>土木第一グループ</li> <li>土木第二グループ</li> <li>土木第三グループ</li> <li>土木第四グループ</li> </ul> </li> <li>建築部 <ul style="list-style-type: none"> <li>建築第一グループ</li> <li>建築第二グループ</li> <li>建築第三グループ</li> <li>建築第四グループ</li> </ul> </li> <li>保安環境部 <ul style="list-style-type: none"> <li>放射線安全グループ</li> <li>保健安全グループ</li> <li>作業放射線管理グループ</li> <li>放射線防護管理グループ</li> <li>環境モニタリンググループ</li> <li>廃棄物管理グループ</li> </ul> </li> </ul>	<p>※※※※</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>ユニット所長 (廃炉技術統括) <ul style="list-style-type: none"> <li>プロジェクト管理部 <ul style="list-style-type: none"> <li>総括グループ</li> <li>プロジェクト管理グループ</li> </ul> </li> <li>1～4号設備 運転管理部 <ul style="list-style-type: none"> <li>当直</li> <li>運営総括グループ</li> <li>運営設備グループ</li> <li>作業管理グループ</li> <li>運転情報グループ</li> </ul> </li> <li>冷却設備部 <ul style="list-style-type: none"> <li>冷却第一グループ</li> <li>冷却第二グループ</li> <li>冷却第三グループ</li> <li>冷却第四グループ</li> </ul> </li> <li>水処理設備部 <ul style="list-style-type: none"> <li>水処理第一グループ</li> <li>水処理第二グループ</li> <li>水処理第三グループ</li> <li>水処理第四グループ</li> </ul> </li> <li>機械設備部 <ul style="list-style-type: none"> <li>機械第一グループ</li> <li>機械第二グループ※3</li> <li>機械第三グループ</li> </ul> </li> <li>電気・通信基盤部 <ul style="list-style-type: none"> <li>電気第一グループ</li> <li>電気第二グループ</li> <li>電気第三グループ</li> <li>電気第四グループ</li> <li>計装第一グループ</li> <li>計装第二グループ</li> <li>情報システムグループ※3</li> <li>通信システムグループ※3</li> </ul> </li> <li>土木部 <ul style="list-style-type: none"> <li>土木第一グループ</li> <li>土木第二グループ</li> <li>土木第三グループ</li> <li>土木第四グループ</li> <li>土木第五グループ※3</li> <li>土木第六グループ※3</li> </ul> </li> <li>建築部 <ul style="list-style-type: none"> <li>建築第一グループ</li> <li>建築第二グループ</li> <li>建築第三グループ</li> <li>建築第四グループ</li> <li>建築第五グループ</li> <li>建築第六グループ※3</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>ユニット所長 (5・6号) <ul style="list-style-type: none"> <li>5・6号 運転管理部 <ul style="list-style-type: none"> <li>当直</li> <li>発電グループ</li> <li>作業管理グループ</li> <li>運転情報グループ</li> <li>燃料グループ</li> </ul> </li> <li>5・6号 保全部 <ul style="list-style-type: none"> <li>保全計画グループ</li> <li>タービングループ</li> <li>原子炉グループ</li> <li>電気機器グループ</li> <li>計測制御グループ</li> <li>設備診断グループ</li> </ul> </li> </ul> <p>※※※※※</p> </li></ul>	<p>福島第一安定化センター及び福島第一原子力発電所の組織見直しに伴う変更</p>

福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表

変更前	変更後	備考
<p>【福島第一原子力発電所】</p> <p>※ → 原子炉主任技術者</p> <p>※※※→所長</p> <p>原子力発電 保安運営委員会</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>総務部 <ul style="list-style-type: none"> <li>人事グループ</li> <li>資材グループ</li> <li>土木グループ</li> <li>建築グループ</li> </ul> </li> <li>防災安全部 <ul style="list-style-type: none"> <li>防災安全グループ</li> <li>防護管理グループ</li> </ul> </li> <li>品質・安全部 <ul style="list-style-type: none"> <li>品質保証グループ</li> <li>安全管理グループ</li> <li>品質管理グループ</li> </ul> </li> <li>技術総括部 <ul style="list-style-type: none"> <li>技術グループ</li> <li>保安検査グループ</li> <li>業務システムグループ</li> <li>放射線安全グループ</li> <li>環境グループ</li> </ul> </li> <li>ユニット所長 (1～4号) <ul style="list-style-type: none"> <li>第一運転管理部 <ul style="list-style-type: none"> <li>発電グループ</li> <li>当直</li> <li>作業管理グループ</li> <li>運転評価グループ</li> <li>放射線・化学管理グループ</li> <li>燃料グループ</li> </ul> </li> <li>第一保全部 <ul style="list-style-type: none"> <li>保全計画グループ</li> <li>タービングループ</li> <li>原子炉グループ</li> <li>電気機器グループ</li> <li>計測制御グループ</li> <li>高経年化プロジェクトグループ※2</li> <li>原子炉プロジェクトグループ※2</li> <li>環境施設グループ※2</li> <li>保全革新グループ※2</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>ユニット所長 (5・6号) <ul style="list-style-type: none"> <li>第二運転管理部 <ul style="list-style-type: none"> <li>発電グループ</li> <li>当直</li> <li>作業管理グループ</li> <li>運転評価グループ</li> <li>放射線・化学管理グループ</li> <li>燃料グループ</li> </ul> </li> <li>第二保全部 <ul style="list-style-type: none"> <li>保全計画グループ</li> <li>タービングループ</li> <li>原子炉グループ</li> <li>電気機器グループ</li> <li>計測制御グループ</li> <li>高経年化プロジェクトグループ※2</li> <li>原子炉プロジェクトグループ※2</li> <li>環境施設グループ※2</li> <li>保全革新グループ※2</li> </ul> </li> </ul> </li> <li>福島原子力人材※3 開発センター <ul style="list-style-type: none"> <li>技能訓練グループ※3</li> <li>教育管理グループ</li> </ul> </li> </ul> <p>※2：高経年化プロジェクトグループ、原子炉プロジェクトグループ、環境施設グループ及び保全革新グループは、それぞれ1グループで1～6号炉を所管する。(所管する号炉が第一及び第二保全部に係わることから、便宜上両部に記載している。)</p> <p>※3：福島第一原子力発電所及び福島第二原子力発電所の現業技術・技能に関する業務を行う。</p>	<p>※※※※※</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>機械設備部 <ul style="list-style-type: none"> <li>機械第二グループ※3</li> </ul> </li> <li>電気・通信基盤部 <ul style="list-style-type: none"> <li>情報システムグループ※3</li> <li>通信システムグループ※3</li> </ul> </li> <li>土木部 <ul style="list-style-type: none"> <li>土木第五グループ※3</li> <li>土木第六グループ※3</li> </ul> </li> <li>建築部 <ul style="list-style-type: none"> <li>建築第六グループ※3</li> </ul> </li> </ul> <p>※3：機械第二グループ、情報システムグループ、通信システムグループ、土木第五グループ、土木第六グループ及び建築第六グループは、それぞれ1グループで1～6号炉を所管する。</p>	<p>福島第一安定化センター及び福島第一原子力発電所の組織見直しに伴う変更</p>

福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(保安に関する職務) 第124条 保安に関する職務のうち、本店組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 社長は、トップマネジメントとして、管理責任者を指揮し、品質マネジメントシステムの構築、実施、維持、改善に関して、保安活動を統轄するとともに、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに安全文化の醸成活動を統轄する。また、保安に関する組織（主任技術者を含む。）から適宜報告を求め、「NM-51-11 トラブル等の報告マニュアル」に基づき、原子力安全を最優先し必要な指示を行う。</p> <p>(2) 原子力品質監査部長は、管理責任者として、品質保証活動に関わる監査を統括管理する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに安全文化の醸成活動を統括する（原子力品質監査部に限る。）。</p> <p>(3) 福島第一品質監査グループは、品質保証活動の監査を行う。</p> <p>(4) 原子力・立地本部長は、管理責任者として、資材部、原子力・立地業務部、原子力品質・安全部、原子力運営管理部、原子力設備管理部、原子燃料サイクル部、福島第一対策プロジェクトチーム、福島第一安定化センター（以下「安定化センター」という。）及び発電所の行う保安活動を統括管理する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに安全文化の醸成活動を統括する（原子力品質監査部を除く。）。</p> <p>(5) 資材部は、調達先の評価・選定に関する業務を行う。</p> <p>(6) 原子力・立地業務部は、管理責任者を補佐し、品質マネジメント推進及び要員の計画、管理、研修に関する業務を行う。</p> <p>(7) 原子力品質・安全部は、業務プロセスの改善・標準化及び安全管理に関する業務を行う。</p> <p>(8) 原子力運営管理部は、原子力発電所の運転及び保守に関する業務（原子力設備管理部所管業務を除く。）を行う。</p> <p>(9) 原子力設備管理部は、原子力発電設備の改良及び設計管理に関する業務を行う。</p> <p>(10) 原子燃料サイクル部は、原子燃料の調達に関する業務を行う。</p> <p>(11) 福島第一対策プロジェクトチームは、福島第一原子力発電所の中長期対策の計画策定、総括管理及び技術検討に関する業務並びに施設運営計画の策定及び見直しに関する業務を行う。</p> <p>2. 保安に関する職務のうち、安定化センター組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 福島第一安定化センター所長（以下、「安定化センター所長」という。）は、原子力・立地本部長を補佐し、<u>発電所におけるプラントの安定状態維持・継続、放射線量低減・汚染拡大防止及び廃止措置に向けた諸対策の計画・工事・運用・保守に関する業務</u>（福島第一対策プロジェクトチーム所管業務を除く。）を統括管理する。</p> <p>(2) 総括グループは、本章で定める各設備等のうち、<u>安定化センターに関わる業務の取り纏め</u>に関する業務を行う。</p> <p>(3) <u>プロジェクト管理グループ</u>は、本章で定める各設備等のうち、<u>工程・レイアウト管理、要員管理及び総予算・調達管理</u>に関する業務を行う。</p> <p>(4) <u>品質・安全グループ</u>は、本章で定める各設備等のうち、<u>原子力安全の総括（安全評価を含む。）、品質の管理、教育・力量管理及び保安検査</u>に関する業務を行う。</p>	<p>(保安に関する職務) 第124条 保安に関する職務のうち、本店組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 社長は、トップマネジメントとして、管理責任者を指揮し、品質マネジメントシステムの構築、実施、維持、改善に関して、保安活動を統轄するとともに、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに安全文化の醸成活動を統轄する。また、保安に関する組織（主任技術者を含む。）から適宜報告を求め、「NM-51-11 トラブル等の報告マニュアル」に基づき、原子力安全を最優先し必要な指示を行う。</p> <p>(2) 原子力品質監査部長は、管理責任者として、品質保証活動に関わる監査を統括管理する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに安全文化の醸成活動を統括する（原子力品質監査部に限る。）。</p> <p>(3) 福島第一品質監査グループは、品質保証活動の監査を行う。</p> <p>(4) 原子力・立地本部長は、管理責任者として、資材部、原子力・立地業務部、原子力品質・安全部、原子力運営管理部、原子力設備管理部、原子燃料サイクル部、福島第一対策プロジェクトチーム、福島第一安定化センター（以下「安定化センター」という。）及び発電所の行う保安活動を統括管理する。また、関係法令及び保安規定の遵守の意識を定着させるための活動並びに安全文化の醸成活動を統括する（原子力品質監査部を除く。）。</p> <p>(5) 資材部は、調達先の評価・選定に関する業務を行う。</p> <p>(6) 原子力・立地業務部は、管理責任者を補佐し、品質マネジメント推進及び要員の計画、管理、研修に関する業務を行う。</p> <p>(7) 原子力品質・安全部は、業務プロセスの改善・標準化及び安全管理に関する業務を行う。</p> <p>(8) 原子力運営管理部は、原子力発電所の運転及び保守に関する業務（原子力設備管理部所管業務を除く。）を行う。</p> <p>(9) 原子力設備管理部は、原子力発電設備の改良及び設計管理に関する業務を行う。</p> <p>(10) 原子燃料サイクル部は、原子燃料の調達に関する業務を行う。</p> <p>(11) 福島第一対策プロジェクトチームは、福島第一原子力発電所の中長期対策の計画策定、総括管理及び技術検討に関する業務並びに施設運営計画の策定及び見直しに関する業務を行う。</p> <p>2. 保安に関する職務のうち、安定化センター組織の職務は次のとおり。</p> <p>(1) 福島第一安定化センター所長（以下、「安定化センター所長」という。）は、原子力・立地本部長を補佐し、<u>福島第一原子力発電所の業務</u>（福島第一対策プロジェクトチーム所管業務を除く。）を統括管理する。</p> <p>(2) <u>人事グループ</u>は、要員の計画に関する業務を行う。</p> <p>(3) <u>資材グループ</u>は、調達に関する業務を行う。</p>	<p>福島第一安定化センター及び福島第一原子力発電所の組織見直しに伴う変更</p>



福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(5) 冷却第一グループは、本章で定める各設備等のうち、原子炉注水設備及びほう酸水注入設備の保守管理並びに消防車の運用に関する業務を行う。</p> <p>(6) 冷却第二グループは、本章で定める各設備等のうち、窒素ガス封入設備及び原子炉格納容器ガス管理設備の巡視点検、保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(7) 冷却第三グループは、本章で定める各設備等のうち、使用済燃料プール冷却設備の保守管理、消防車の運用、コンクリートポンプ車の運用、保守管理及び水貯蔵タンクの水質管理に関する業務を行う。</p> <p>(8) 水処理第一グループは、本章で定める各設備等のうち、滞留水及びサブドレン水の水位管理、高レベル汚染水の移送に関する業務を行う。</p> <p>(9) 水処理第二グループは、本章で定める各設備等のうち、汚染水処理装置の運用、保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(10) 水処理第三グループは、本章で定める各設備等のうち、放射性廃棄物の貯蔵に関する業務を行う。</p> <p>(11) 機械第一グループは、本章で定める各設備等のうち、他グループに属さない遠隔無人化装置の管理運営、建屋内除染・空気浄化等被ばく低減策の実施及び構内除染計画の取り纏めに関する業務を行う。</p> <p>(12) 機械第二グループは、本章で定める各設備等のうち、共用プール設備の保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(13) 機械第三グループは、原子炉建屋カバー・コンテナの工事、乾式キャスクの復旧、4号炉使用済燃料プール新燃料先行取り出し・運搬及び運用補助共用施設における新燃料の取り扱い並びに共用プール設備の復旧及び消防車の運用に関する業務を行う。</p> <p>(14) 電気第一グループは、本章で定める各設備等のうち、総括、所内電源（低圧）、仮設電源の設計、保守管理並びに電源車の運用及び保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(15) 電気第二グループは、本章で定める各設備等のうち、各設備等で必要な電源設備の保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(16) 電気第三グループは、本章で定める各設備等のうち、外部電源及び所内電源（高圧）の保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(17) 計装第一グループは、本章で定める各設備等のうち、1号炉及び2号炉の計装設備の保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(18) 計装第二グループは、本章で定める各設備等のうち、3号炉及び4号炉の計装設備の保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(19) 情報システムグループは、本章で定める各設備等のうち、情報システム設備の保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(20) 通信システムグループは、本章で定める各設備等のうち、通信設備の保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(21) 土木第一グループは、本章で定める各設備等のうち、生活基盤整備に関する業務を行う。</p> <p>(22) 土木第二グループは、本章で定める各設備等のうち、地下水遮へい壁及び港湾整備に関する業務を行う。</p> <p>(23) 土木第三グループは、本章で定める各設備等のうち、冷却水保管設備等の工事に関する業務を行う。</p>	<p>3. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務（安定化センター所管業務を除く。）は次のとおり。</p> <p>(1) 所長は、原子力・立地本部長及び安定化センター所長を補佐し、発電所における保安に関する業務（福島第一対策プロジェクトチームが所管する業務を除く。）を統括管理し、その際には主任技術者の意見を尊重する。</p> <p>(2) 技術グループは、原子力技術の総括及び原子炉安全の総括（安全評価を含む。）に関する業務を行う。</p> <p>(3) 保安検査グループは、原子力保安検査に関する業務を行う。</p> <p>(4) 品質保証グループは、品質保証体系の総括に関する業務を行う。</p> <p>(5) 品質管理グループは、品質の管理に関する業務を行う。</p> <p>(6) 安全管理グループは、<u>保安管理及び不適合管理</u>に関する業務を行う。</p> <p>(7) 保安総括グループは、本章で定める各設備等のうち、<u>放射線管理の総括、放射線防護に係る装備品の管理及び計測器の管理に関する業務を行う。</u></p> <p>(8) 放射線安全グループは、本章で定める各設備等のうち、<u>出入管理及び放射線防護教育</u>に関する業務を行う。</p> <p>(9) 保健安全グループは、本章で定める各設備等のうち、個人線量管理、管理区域入域許可等の管理及び放射線従事者登録に関する業務を行う。</p> <p>(10) 廃棄物管理グループは、本章で定める各設備等のうち、作業で発生した放射性固体廃棄物の管理及び固体廃棄物貯蔵庫管理に関する業務を行う。</p> <p>(11) 分析評価グループは、本章で定める各設備等のうち、<u>液体廃棄物の放出管理、1～4号水質管理及び分析・データ評価に関する業務を行う。</u></p> <p>(12) 作業環境改善グループは、本章で定める各設備等のうち、<u>構内施設（免震重要棟など）の放射線測定（1～4号放射線管理グループ及び5・6号放射線管理グループ所管業務を除く。）及び構内除染推進に関する業務を行う。</u></p> <p>(13) 1～4号放射線管理グループは、本章で定める各設備等の放射線管理に関する業務（分析評価グループ及び作業環境改善グループ所管業務を除く。）を行う。</p> <p>(14) 5・6号放射線管理グループは、5号炉及び6号炉に係る放射線管理に関する業務（作業環境改善グループ所管業務を除く。）を行う。</p> <p>(15) 環境モニタリンググループは、本章で定める各設備等のうち、発電所内外の陸域・海域のモニタリング及び1～4号炉気体廃棄物の放出測定に関する業務を行う。</p> <p>(16) 防災安全グループは、<u>防災安全の総括及び初期消火活動のための体制の整備</u>に関する業務並びに、本章で定める各設備等の運用に関する業務を行う。</p> <p>(17) 防護管理グループは、周辺監視区域及び保全区域の管理に関する業務並びに、本章で定める各設備等の運用に関する業務を行う。</p> <p>(18) 原子力防災グループは、<u>原子力防災の総括及び緊急時対応の訓練計画・実施に関する業務を行う。</u></p>	<p>福島第一安定化センター及び福島第一原子力発電所の組織見直しに伴う変更</p>

福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(24) 土木第四グループは、本章で定める各設備等のうち、<u>瓦礫・伐採木の保管場の整備及び敷地内除染に関する業務</u>を行う。</p> <p>(25) 建築第一グループは、本章で定める各設備等のうち、<u>3号炉原子炉建屋カバー・コンテナの工事</u>（機械第三グループ所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(26) 建築第二グループは、本章で定める各設備等のうち、<u>1号炉及び4号炉原子炉建屋カバー・コンテナの工事・保守管理</u>（機械第三グループ所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(27) 建築第三グループは、本章で定める各設備等のうち、<u>建屋地下水対策及び建屋間止水対策</u>に関する業務を行う。</p> <p>(28) 建築第四グループは、本章で定める各設備等のうち、<u>建屋内瓦礫撤去及び建屋内除染</u>（機械第一グループ所管業務を除く。）に関する業務を行う。</p> <p>(29) 放射線安全グループは、本章で定める各設備等のうち、<u>放射線防護に係る装備品の管理</u>に関する業務を行う。</p> <p>(30) 保健安全グループは、本章で定める各設備等のうち、<u>個人線量管理、管理区域入域許可等の管理及び放射線従事者登録</u>に関する業務を行う。</p> <p>(31) 作業放射線管理グループは、本章で定める各設備等のうち、<u>構内作業の放射線管理及びガスサンプリングによる放射能分析</u>に関する業務を行う。</p> <p>(32) 放射線防護管理グループは、本章で定める各設備等のうち、<u>臨時の出入管理箇所における装備品の管理及びスクリーニング</u>に関する業務を行う。</p> <p>(33) 環境モニタリンググループは、本章で定める各設備等のうち、<u>発電所内外の陸域・海域のモニタリング</u>に関する業務を行う。</p> <p>(34) 廃棄物管理グループは、本章で定める各設備等のうち、<u>作業で発生した放射性固体廃棄物の管理</u>に関する業務を行う。</p> <p>3. 保安に関する職務のうち、発電所組織の職務（安定化センター所管業務を除く。）は次のとおり。</p> <p>(1) 所長は、原子力・立地本部長及び安定化センター所長を補佐し、発電所における保安に関する業務（<u>安定化センター所長が所管する業務</u>を除く。）を統括管理し、その際には主任技術者の意見を尊重する。</p> <p>(2) 人事グループは、<u>要員の計画</u>に関する業務を行う。</p> <p>(3) 資材グループは、<u>調達</u>に関する業務を行う。</p> <p>(4) 土木グループは、<u>原子炉施設のうち、土木設備に係る保守管理</u>に関する業務を行う。</p> <p>(5) 建築グループは、<u>原子炉施設のうち、建築設備に係る保守管理</u>に関する業務並びに、<u>本章で定める各設備等の運用</u>に関する業務を行う。</p> <p>(6) 防災安全グループは、<u>緊急時の措置</u>の総括及び初期消火活動のための体制の整備に関する業務並びに、<u>本章で定める各設備等の運用</u>に関する業務を行う。</p> <p>(7) 防護管理グループは、<u>周辺監視区域及び保全区域の管理</u>に関する業務並びに、<u>本章で定める各設備等の運用</u>に関する業務を行う。</p> <p>(8) 品質保証グループは、<u>品質保証体系の総括</u>に関する業務を行う。</p> <p>(9) 安全管理グループは、<u>原子力安全の総括</u>に関する業務を行う。</p> <p>(10) 品質管理グループは、<u>品質の管理</u>に関する業務を行う。</p>	<p>(19) <u>技能訓練グループは、現業技術・技能に関する業務</u>を行う。</p> <p>(20) 教育管理グループは、<u>保安教育及びその他研修に関する業務並びに、本章で定める各設備等の運用</u>に関する業務を行う。</p> <p>(21) 総括グループは、本章で定める各設備等のうち、<u>廃炉業務総括、要員管理及び予算・調達管理</u>に関する業務を行う。</p> <p>(22) プロジェクト管理グループは、本章で定める各設備等のうち、<u>工程・レイアウト管理及びプロジェクト取り纏め</u>に関する業務を行う。</p> <p>(23) 当直（1～4号設備運転管理部）は、本章で定める各設備等（<u>当直長以外の各GMが運用する業務</u>を除く。）の<u>運転、監視及び巡視点検</u>に関する業務（<u>運営設備グループ及び作業管理グループ（1～4号設備運転管理部）所管業務</u>を除く。）を行う。</p> <p>(24) 運営総括グループは、本章で定める各設備等（<u>当直長以外の各GMが運用する業務</u>を除く。）の<u>運営の総括及び手順書マニュアル</u>に関する業務を行う。</p> <p>(25) 運営設備グループは、本章で定める各設備等（<u>当直長以外の各GMが運用する業務</u>を除く。）の<u>管理用消耗品の管理、委託・工事管理及び設備管理並びに共用プールの運転、監視及び巡視点検</u>に関する業務を行う。</p> <p>(26) 作業管理グループ（1～4号設備運転管理部）は、本章で定める各設備等（<u>当直長以外の各GMが運用する業務</u>を除く。）の<u>運転</u>に関する業務のうち、<u>保守作業の管理</u>に関する業務（<u>当直所管業務</u>を除く）を行う。</p> <p>(27) 運転情報グループ（1～4号設備運転管理部）は、本章で定める各設備等（<u>当直長以外の各GMが運用する業務</u>を除く。）の<u>運転</u>に関する業務の<u>支援及び情報連絡</u>に関する業務を行う。</p> <p>(28) 冷却第一グループは、本章で定める各設備等のうち、<u>原子炉注水設備及びほう酸水注入設備の保守管理並びに消防車の運用</u>に関する業務を行う。</p> <p>(29) 冷却第二グループは、本章で定める各設備等のうち、<u>窒素ガス封入設備及び原子炉格納容器ガス管理設備の巡視点検、保守管理</u>に関する業務を行う。</p> <p>(30) 冷却第三グループは、本章で定める各設備等のうち、<u>使用済燃料プール冷却設備の保守管理、消防車の運用、コンクリートポンプ車の運用、保守管理及び水貯蔵タンクの水質管理</u>に関する業務を行う。</p> <p>(31) 冷却第四グループは、本章で定める各設備等のうち、<u>原子炉格納容器の内部調査、原子炉格納容器の補修及び所内共通ディーゼル発電設備（機械設備）の保守管理</u>に関する業務を行う。</p> <p>(32) 水処理第一グループは、本章で定める各設備等のうち、<u>滞留水及びサブドレン水の水位管理、高レベル汚染水の移送</u>に関する業務を行う。</p> <p>(33) 水処理第二グループは、本章で定める各設備等のうち、<u>汚染水処理装置の運用、保守管理</u>に関する業務を行う。</p> <p>(34) 水処理第三グループは、本章で定める各設備等のうち、<u>放射性廃棄物の貯蔵</u>に関する業務を行う。</p> <p>(35) 水処理第四グループは、本章で定める各設備等のうち、<u>多核種除去装置、地下水バイパス装置及びサブドレン浄化装置の運用並びに保守管理</u>に関する業務を行う。</p>	<p>福島第一安定化センター及び福島第一原子力発電所の組織見直しに伴う変更</p>

福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表

変更前	変更後	備考
<p>(11) 技術グループは、原子力技術の総括に関する業務を行う。</p> <p>(12) 保安検査グループは、原子力保安検査に関する業務を行う。</p> <p>(13) 業務システムグループは、原子力業務システム及び電子通信設備の運用管理に関する業務を行う。</p> <p>(14) 放射線安全グループは、放射線管理（放射線・化学管理グループ所管業務を除く。）及び環境放射能測定に関する業務を行う。</p> <p>(15) 環境グループは、放射性固体廃棄物の管理に関する業務を行う。</p> <p>(16) 発電グループは、原子炉施設の運用管理並びにサイトバンカ及び共用プール設備の運転、運用管理に関する業務並びに、本章で定める各設備等の運用に関する業務を行う。</p> <p>(17) 当直は、原子炉施設の運転に関する業務（発電グループ及び作業管理グループ所管業務を除く。）、燃料取扱いに関する業務並びに、本章で定める各設備等の運用に関する業務を行う。</p> <p>(18) 作業管理グループは、原子炉施設の運転に関する業務のうち保守作業の管理に関する業務を行う。</p> <p>(19) 運転評価グループは、原子炉施設の運転に係る業務の支援・評価に関する業務（発電グループ所管業務を除く。）を行う。</p> <p>(20) 放射線・化学管理グループは、化学管理及び作業・工事に係る放射線管理に関する業務並びに、本章で定める各設備等の運用に関する業務を行う。</p> <p>(21) 燃料グループは、燃料の管理に関する業務（当直所管業務を除く。）並びに、本章で定める各設備等の運用に関する業務を行う。</p> <p>(22) 保全計画グループは、原子炉施設の保守の総括に関する業務（環境施設グループ所管業務を除く。）を行う。</p> <p>(23) タービングループは、原子炉施設のうちタービン設備に係る保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(24) 原子炉グループは、原子炉施設のうち原子炉設備に係る保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(25) 電気機器グループは、原子炉施設のうち電気設備に係る保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(26) 計測制御グループは、原子炉施設のうち計測制御設備に係る保守管理に関する業務並びに、本章で定める各設備等の運用に関する業務を行う。</p> <p>(27) 高経年化プロジェクトグループは、原子炉施設の高経年化に関する技術評価の総括並びに大型の保全及び改良工事に関する業務を行う。</p> <p>(28) 原子炉プロジェクトグループは、原子炉内部構造物及び原子炉再循環系に係る保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(29) 環境施設グループは、各ユニットの廃棄物処理設備、廃棄物集中処理建屋内設備、サイトバンカ及び共用プール設備の保守の総括、保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(30) 保全革新グループは、保全革新業務の推進及び各設備点検結果の評価に関する業務を行う。</p> <p>(31) 技能訓練グループは、現業技術・技能に関する業務を行う。</p> <p>(32) 教育管理グループは、保安教育及びその他研修に関する業務並びに、本章で定める各設備等の運用に関する業務を行う。</p>	<p>(36) 機械第一グループは、本章で定める各設備等のうち、他グループに属さない遠隔無人化装置の管理運営、建屋内除染・空気浄化等被ばく低減策の実施及び構内除染計画の取り纏めに関する業務を行う。</p> <p>(37) 機械第二グループは、5号炉及び6号炉の廃棄物処理設備、廃棄物集中処理建屋内設備及びサイトバンカの保守管理に関する業務並びに本章で定める各設備等のうち、共用プール設備の保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(38) 機械第三グループは、原子炉建屋カバー・コンテナの工事及び燃料管理に関する業務（燃料グループ及び当直所管業務を除く。）並びに共用プール設備の復旧及び消防車の運用に関する業務を行う。</p> <p>(39) 電気第一グループは、本章で定める各設備等のうち、電気・通信基盤部に関わる総括、電気各グループの調達及び所内電源（低圧）の強化並びに電源車の運用及び保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(40) 電気第二グループは、本章で定める各設備等のうち、大型プロジェクトに係る設備等で必要な電源設備に関する業務を行う。</p> <p>(41) 電気第三グループは、本章で定める各設備等のうち、外部電源及び所内電源（高圧）の強化及び保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(42) 電気第四グループは、本章で定める各設備等のうち、所内電源（低圧）、仮設電源及び大型プロジェクトに係る設備の保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(43) 計装第一グループは、本章で定める各設備等のうち、1号炉及び2号炉の計装設備の保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(44) 計装第二グループは、本章で定める各設備等のうち、3号炉及び4号炉の計装設備の保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(45) 情報システムグループは、情報システム設備の保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(46) 通信システムグループは、通信設備の保守管理に関する業務を行う。</p> <p>(47) 土木第一グループは、本章で定める各設備等のうち、土木工事のプロジェクト管理及び生活基盤整備に関する業務を行う。</p> <p>(48) 土木第二グループは、本章で定める各設備等のうち、地下水遮へい壁、港湾整備及び地下水バイパスに関する業務を行う。</p> <p>(49) 土木第三グループは、本章で定める各設備等のうち、冷却水及び水処理廃棄物等の保管設備に関する業務を行う。</p> <p>(50) 土木第四グループは、本章で定める各設備等のうち、瓦礫・伐採木の保管、乾式キャスク仮保管施設及び敷地内除染に関する業務を行う。</p> <p>(51) 土木第五グループは、津波対策（建築第三グループ所管業務を除く。）及び本章で定める各設備等のうち、1～4号炉土木設備内の滞留水に関する業務を行う。</p> <p>(52) 土木第六グループは、5号炉及び6号炉に係る土木設備及び構内土木設備等の点検・保守に関する業務を行う。</p>	<p>福島第一安定化センター及び福島第一原子力発電所の組織見直しに伴う変更</p>

福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表

変更前	変更後	備考
(なし)	<p>(53) <u>建築第一グループは、本章で定める各設備等のうち、<u>建築工事のプロジェクト管理及び3号炉原子炉建屋カバー・コンテナ（機械第三グループ所管業務を除く。）</u>に関する業務を行う。</u></p> <p>(54) <u>建築第二グループは、本章で定める各設備等のうち、1号炉及び4号炉原子炉建屋カバー・コンテナ（機械第三グループ所管業務を除く。）に関する業務を行う。</u></p> <p>(55) <u>建築第三グループは、本章で定める各設備等のうち、<u>建屋地下水対策、津波対策（土木第五グループ所管業務を除く。）</u>及び建屋間止水対策に関する業務を行う。</u></p> <p>(56) <u>建築第四グループは、本章で定める各設備等のうち、<u>建屋内瓦礫運搬及び建屋内除染（機械第一グループ所管業務を除く。）</u>に関する業務を行う。</u></p> <p>(57) <u>建築第五グループは、本章で定める各設備等のうち、<u>運用補助共用施設及び敷地内における建物の保守管理に関する業務を行う。</u></u></p> <p>(58) <u>建築第六グループは、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設のうち、<u>各建屋及び免震重要棟の電気設備に関する業務を行う。</u></u></p> <p>(59) <u>当直（5・6号運転管理部）は、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設の運転に関する業務（発電グループ及び作業管理グループ（5・6号運転管理部）所管業務を除く。）及び燃料取扱いに関する業務を行う。</u></p> <p>(60) <u>発電グループは、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設の運用管理に関する業務（当直所管業務を除く。）を行う。</u></p> <p>(61) <u>作業管理グループ（5・6号運転管理部）は、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設の運転に関する業務のうち保守作業の管理に関する業務（当直所管業務を除く。）を行う。</u></p> <p>(62) <u>運転情報グループ（5・6号運転管理部）は、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設の運転に関する業務の支援、情報連絡に関する業務を行う。</u></p> <p>(63) <u>燃料グループは、燃料の管理に関する業務（機械第三グループ及び当直所管業務を除く。）並びに、本章で定める各設備等の運用に関する業務を行う。</u></p> <p>(64) <u>保全計画グループは、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設の保守の総括に関する業務を行う。</u></p> <p>(65) <u>タービングループは、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設のうちタービン設備に係る保守管理に関する業務を行う。</u></p> <p>(66) <u>原子炉グループは、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設のうち原子炉設備に係る保守管理に関する業務を行う。</u></p> <p>(67) <u>電気機器グループは、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設のうち電気設備に係る保守管理に関する業務を行う。</u></p> <p>(68) <u>計測制御グループは、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設のうち計測制御設備に係る保守管理に関する業務並びに、本章で定める各設備等の運用に関する業務を行う。</u></p> <p>(69) <u>設備診断グループは、5号炉及び6号炉に係る原子炉施設及び本章で定める各設備等の設備診断（振動・赤外線等）及び点検結果の評価に関する業務を行う。</u></p>	<p>福島第一安定化センター及び福島第一原子力発電所の組織見直しに伴う変更</p>

福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>4. 各職位は次のとおり、当該業務にあたる。</p> <p>(1) 本店各部長は、原子力・立地本部長を補佐し、第123条の定めのとおり、当該部が所管するグループの業務を統括管理する。</p> <p>(2) 安定化センター各部長は、安定化センター所長を補佐し、第123条の定めのとおり、当該部が所管するグループの業務を統括管理する。</p> <p>(3) 安定化センター各グループマネージャー（以下「安定化センター各GM」という。）は、グループ員を指示・指導し、所管する業務を遂行するとともに、所管業務に基づき保安教育並びに記録及び報告を行う。</p> <p>(4) ユニット所長（1～4号）は、所長を補佐し、第123条の定めのとおり、<u>第一運転管理部及び第一保全部</u>の業務を統括管理する。</p> <p>(5) ユニット所長（5・6号）は、所長を補佐し、第123条の定めのとおり、<u>第二運転管理部及び第二保全部</u>の業務を統括管理する。</p> <p>(6) 発電所各部長（福島原子力人材開発センター所長を含む。）は、第123条の定めのとおり、当該部（福島原子力人材開発センターを含む。）が所管するグループの業務を統括管理する。</p> <p>(7) 各GMは、グループ員（当直員を含む。）を指示・指導し、所管する業務を遂行するとともに、所管業務に基づき緊急時の措置、保安教育ならびに記録及び報告を行う。</p> <p>(8) グループ員（当直員を含む。）は、GMの指示・指導に従い、業務を遂行する。</p>	<p>4. 各職位は次のとおり、当該業務にあたる。</p> <p>(1) 本店各部長は、原子力・立地本部長を補佐し、第123条の定めのとおり、当該部が所管するグループの業務を統括管理する。</p> <p>(2) 安定化センター部長は、安定化センター所長を補佐し、第123条の定めのとおり、当該部が所管するグループの業務を統括管理する。</p> <p>(3) 安定化センター各グループマネージャー（以下「安定化センター各GM」という。）は、グループ員を指示・指導し、所管する業務を遂行するとともに、所管業務に基づき保安教育並びに記録及び報告を行う。</p> <p>(4) ユニット所長（<u>廃炉技術統括</u>）は、所長を補佐し、第123条の定めのとおり、<u>所管する各部</u>の業務を統括管理する。</p> <p>(5) ユニット所長（5・6号）は、所長を補佐し、第123条の定めのとおり、<u>所管する各部</u>の業務を統括管理する。</p> <p>(6) 発電所各部長（福島原子力人材開発センター所長を含む。）は、第123条の定めのとおり、当該部（福島原子力人材開発センターを含む。）が所管するグループの業務を統括管理する。</p> <p>(7) 各GMは、グループ員（当直員を含む。）を指示・指導し、所管する業務を遂行するとともに、所管業務に基づき緊急時の措置、保安教育ならびに記録及び報告を行う。</p> <p>(8) グループ員（当直員を含む。）は、GMの指示・指導に従い、業務を遂行する。</p>	<p>福島第一安定化センター及び福島第一原子力発電所の組織見直しに伴う変更</p>

福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表

変更前	変更後	備考																																						
<p>(主任技術者の職務等) 第125条 主任技術者は、本章で定める各設備等の運用に関し保安の監督を誠実にを行うことを任務とし、「NM-24-1 原子炉主任技術者職務運用マニュアル」に基づき、次の職務を遂行する。 (1) 本章で定める各設備等の運用に関し保安上必要な場合は、運用に従事する者へ指示する。 (2) 表125-1に定める事項について、所長の承認<sup>※1</sup>に先立ち確認する。 (3) 表125-2に定める各職位からの報告内容等を確認する。 (4) 表125-3に定める記録の内容を確認する。 (5) 第168条第1項の報告を受けた場合は、自らの責任で確認した正確な情報に基づき、社長に直接報告する。 (6) 保安の監督状況について、定期的に及び必要に応じて社長に直接報告する。 (7) その他、本章で定める各設備等の運用に関する保安の監督に必要な職務を行う。</p> <p>※1：安定化センター員への保安教育実施計画については、安定化センター所長の承認</p> <p>2. 本章で定める各設備等の運用に従事する者は、主任技術者がその保安のためにする指示に従う。</p> <p>表125-1</p> <table border="1" data-bbox="92 961 1157 1419"> <thead> <tr> <th>条 文</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第150条(管理対象区域の設定及び解除)</td> <td>第5項に定める建物等の内部における一時的な管理対象区域の設定及び解除</td> </tr> <tr> <td>第7項に定める管理対象区域の設定及び解除</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第150条の2(管理区域の設定及び解除)</td> <td>第5項に定める一時的な管理区域の設定及び解除</td> </tr> <tr> <td>第7項に定める管理区域の設定及び解除</td> </tr> <tr> <td>第165条(安定化センター員及び所員への保安教育)</td> <td>安定化センター員及び所員への保安教育実施計画</td> </tr> <tr> <td>第166条(協力企業従業員への保安教育)</td> <td>協力企業従業員への保安教育実施計画</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中 略)</p> <p>表125-3</p> <table border="1" data-bbox="83 1556 1151 1835"> <thead> <tr> <th>記 録 項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 運転日誌</td> </tr> <tr> <td>2. 引継日誌</td> </tr> <tr> <td>3. 本章で定める各設備等の巡視又は点検の結果</td> </tr> <tr> <td>4. 放射性廃棄物管理に係る記録</td> </tr> <tr> <td>5. 保安教育の実施報告書</td> </tr> </tbody> </table>	条 文	内 容	第150条(管理対象区域の設定及び解除)	第5項に定める建物等の内部における一時的な管理対象区域の設定及び解除	第7項に定める管理対象区域の設定及び解除	第150条の2(管理区域の設定及び解除)	第5項に定める一時的な管理区域の設定及び解除	第7項に定める管理区域の設定及び解除	第165条(安定化センター員及び所員への保安教育)	安定化センター員及び所員への保安教育実施計画	第166条(協力企業従業員への保安教育)	協力企業従業員への保安教育実施計画	記 録 項 目	1. 運転日誌	2. 引継日誌	3. 本章で定める各設備等の巡視又は点検の結果	4. 放射性廃棄物管理に係る記録	5. 保安教育の実施報告書	<p>(主任技術者の職務等) 第125条 主任技術者は、本章で定める各設備等の運用に関し保安の監督を誠実にを行うことを任務とし、「NM-24-1 原子炉主任技術者職務運用マニュアル」に基づき、次の職務を遂行する。 (1) 本章で定める各設備等の運用に関し保安上必要な場合は、運用に従事する者へ指示する。 (2) 表125-1に定める事項について、所長の承認に先立ち確認する。 (3) 表125-2に定める各職位からの報告内容等を確認する。 (4) 表125-3に定める記録の内容を確認する。 (5) 第168条第1項の報告を受けた場合は、自らの責任で確認した正確な情報に基づき、社長に直接報告する。 (6) 保安の監督状況について、定期的に及び必要に応じて社長に直接報告する。 (7) その他、本章で定める各設備等の運用に関する保安の監督に必要な職務を行う。</p> <p>2. 本章で定める各設備等の運用に従事する者は、主任技術者がその保安のためにする指示に従う。</p> <p>表125-1</p> <table border="1" data-bbox="1294 961 2359 1419"> <thead> <tr> <th>条 文</th> <th>内 容</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">第150条(管理対象区域の設定及び解除)</td> <td>第5項に定める建物等の内部における一時的な管理対象区域の設定及び解除</td> </tr> <tr> <td>第7項に定める管理対象区域の設定及び解除</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">第150条の2(管理区域の設定及び解除)</td> <td>第5項に定める一時的な管理区域の設定及び解除</td> </tr> <tr> <td>第7項に定める管理区域の設定及び解除</td> </tr> <tr> <td>第165条(所員及び安定化センター員への保安教育)</td> <td>所員及び安定化センター員への保安教育実施計画</td> </tr> <tr> <td>第166条(協力企業従業員への保安教育)</td> <td>協力企業従業員への保安教育実施計画</td> </tr> </tbody> </table> <p>(中 略)</p> <p>表125-3</p> <table border="1" data-bbox="1285 1556 2353 1927"> <thead> <tr> <th>記 録 項 目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 運転日誌</td> </tr> <tr> <td>2. 燃料に係る記録</td> </tr> <tr> <td>3. 引継日誌</td> </tr> <tr> <td>4. 放射線管理に係る記録</td> </tr> <tr> <td>5. 放射性廃棄物管理に係る記録</td> </tr> <tr> <td>6. 本章で定める各設備等の巡視又は点検の結果</td> </tr> <tr> <td>7. 保安教育の実施報告書</td> </tr> </tbody> </table>	条 文	内 容	第150条(管理対象区域の設定及び解除)	第5項に定める建物等の内部における一時的な管理対象区域の設定及び解除	第7項に定める管理対象区域の設定及び解除	第150条の2(管理区域の設定及び解除)	第5項に定める一時的な管理区域の設定及び解除	第7項に定める管理区域の設定及び解除	第165条(所員及び安定化センター員への保安教育)	所員及び安定化センター員への保安教育実施計画	第166条(協力企業従業員への保安教育)	協力企業従業員への保安教育実施計画	記 録 項 目	1. 運転日誌	2. 燃料に係る記録	3. 引継日誌	4. 放射線管理に係る記録	5. 放射性廃棄物管理に係る記録	6. 本章で定める各設備等の巡視又は点検の結果	7. 保安教育の実施報告書	<p>福島第一安定化センター及び福島第一原子力発電所の組織見直しに伴う変更</p> <p>施設運営計画の反映 (使用済燃料輸送容器保管建屋からの使用済燃料乾式貯蔵容器の搬出・点検及び使用済燃料乾式キャスク仮保管設備への使用済燃料の運搬・貯蔵に伴う変更)</p>
条 文	内 容																																							
第150条(管理対象区域の設定及び解除)	第5項に定める建物等の内部における一時的な管理対象区域の設定及び解除																																							
	第7項に定める管理対象区域の設定及び解除																																							
第150条の2(管理区域の設定及び解除)	第5項に定める一時的な管理区域の設定及び解除																																							
	第7項に定める管理区域の設定及び解除																																							
第165条(安定化センター員及び所員への保安教育)	安定化センター員及び所員への保安教育実施計画																																							
第166条(協力企業従業員への保安教育)	協力企業従業員への保安教育実施計画																																							
記 録 項 目																																								
1. 運転日誌																																								
2. 引継日誌																																								
3. 本章で定める各設備等の巡視又は点検の結果																																								
4. 放射性廃棄物管理に係る記録																																								
5. 保安教育の実施報告書																																								
条 文	内 容																																							
第150条(管理対象区域の設定及び解除)	第5項に定める建物等の内部における一時的な管理対象区域の設定及び解除																																							
	第7項に定める管理対象区域の設定及び解除																																							
第150条の2(管理区域の設定及び解除)	第5項に定める一時的な管理区域の設定及び解除																																							
	第7項に定める管理区域の設定及び解除																																							
第165条(所員及び安定化センター員への保安教育)	所員及び安定化センター員への保安教育実施計画																																							
第166条(協力企業従業員への保安教育)	協力企業従業員への保安教育実施計画																																							
記 録 項 目																																								
1. 運転日誌																																								
2. 燃料に係る記録																																								
3. 引継日誌																																								
4. 放射線管理に係る記録																																								
5. 放射性廃棄物管理に係る記録																																								
6. 本章で定める各設備等の巡視又は点検の結果																																								
7. 保安教育の実施報告書																																								

福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表

変更前	変更後	備考								
<p>(運転員の確保) 第126条 第一運転管理部長は、「NM-51-1 運転員の確保マニュアル」に基づき、本章で定める各設備等の運用<sup>*1</sup>にあたり原子炉の運転に必要な知識を有する者を確保する。なお、原子炉の運転に必要な知識を有する者とは、原子炉の運転に関する実務の研修を受けた者をいう。</p> <p>2. 安定化センター各GMは、本章で定める各設備等の運用にあたり、「FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」及び「FS-57・WT-001 高レベル放射性滞留水処理関連設備の運転・保守管理マニュアル」に基づき、本章で定める各設備等の運用に必要な知識を有する者を確保する。なお、本章で定める各設備等の運用に必要な知識を有する者とは、「FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」及び「FS-57・WT-001 高レベル放射性滞留水処理関連設備の運転・保守管理マニュアル」に基づき、<u>安定化センター各GM</u>が本章で定める各設備等の運用に関する力量の確認を行った者をいう。</p> <p>3. <u>第一運転管理部長</u>は、「NM-51-1 運転員の確保マニュアル」に基づき、本章で定める各設備等の運用<sup>*1</sup>にあたって前項で定める者の中から、1班あたり表126に定める人数の者をそろえ、5班以上編成した上で2交替勤務を行わせる。なお、特別な事情がある場合を除き、運転員は連続して24時間を超える勤務を行ってはならない。また、表126に定める人数のうち、1名は当直長とし、運転責任者として<u>経済産業大臣</u>が定める基準に適合した者の中から選任された者とする。</p> <p>表126</p> <table border="1" data-bbox="151 1068 970 1272"> <tr> <td></td> <td>1 / 2 / 3 / 4号炉</td> </tr> <tr> <td>1班あたりの人数</td> <td>6名以上</td> </tr> </table> <p>4. <u>第一運転管理部長</u>は、「NM-51-1 運転員の確保マニュアル」に基づき、当直長又は当直副長を常時免震重要棟に確保する。</p> <p>※1：<u>安定化センター各GM</u>が運用する業務を除く。なお、当直長は、「NM-51-6 状態管理マニュアル」に基づき、<u>安定化センター各GM</u>が業務を行うために連絡する必要があると判断した場合には、<u>安定化センター各GM</u>に連絡を行う。</p>		1 / 2 / 3 / 4号炉	1班あたりの人数	6名以上	<p>(運転員の確保) 第126条 <u>1～4号設備運転管理部長</u>は、「NM-51-1 運転員の確保マニュアル」に基づき、本章で定める各設備等の運用<sup>*1</sup>にあたり原子炉の運転に必要な知識を有する者を確保する。なお、原子炉の運転に必要な知識を有する者とは、原子炉の運転に関する実務の研修を受けた者をいう。</p> <p>2. 各GMは、本章で定める各設備等の運用にあたり、「FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」及び「FS-57・WT-001 高レベル放射性滞留水処理関連設備の運転・保守管理マニュアル」に基づき、本章で定める各設備等の運用に必要な知識を有する者を確保する。なお、本章で定める各設備等の運用に必要な知識を有する者とは、「FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」及び「FS-57・WT-001 高レベル放射性滞留水処理関連設備の運転・保守管理マニュアル」に基づき、各GMが本章で定める各設備等の運用に関する力量の確認を行った者をいう。</p> <p>3. <u>1～4号設備運転管理部長</u>は、「NM-51-1 運転員の確保マニュアル」に基づき、本章で定める各設備等の運用<sup>*1</sup>にあたって前項で定める者の中から、1班あたり表126に定める人数の者をそろえ、5班以上編成した上で2交替勤務を行わせる。なお、特別な事情がある場合を除き、運転員は連続して24時間を超える勤務を行ってはならない。また、表126に定める人数のうち、1名は当直長とし、運転責任者として<u>原子力規制委員会</u>が定める基準に適合した者の中から選任された者とする。</p> <p>表126</p> <table border="1" data-bbox="1353 1068 2172 1272"> <tr> <td></td> <td>1 / 2 / 3 / 4号炉</td> </tr> <tr> <td>1班あたりの人数</td> <td>6名以上</td> </tr> </table> <p>4. <u>1～4号設備運転管理部長</u>は、「NM-51-1 運転員の確保マニュアル」に基づき、当直長又は当直副長を常時免震重要棟に確保する。</p> <p>※1：<u>当直長以外</u>の各GMが運用する業務を除く。なお、当直長は、「NM-51-6 状態管理マニュアル」に基づき、<u>当直長以外</u>の各GMが業務を行うために連絡する必要があると判断した場合には、<u>当直長以外</u>の各GMに連絡を行う。</p>		1 / 2 / 3 / 4号炉	1班あたりの人数	6名以上	<p>福島第一安定化センター及び福島第一原子力発電所の組織見直しに伴う変更</p> <p>原子力規制委員会設置法の施行に伴う変更</p>
	1 / 2 / 3 / 4号炉									
1班あたりの人数	6名以上									
	1 / 2 / 3 / 4号炉									
1班あたりの人数	6名以上									



福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表

変更前	変更後	備考																		
<p>(巡視点検) 第127条 安定化センター各GM又は各GMは、本章で定める各設備等について、表127に定めるマニュアルに基づき、定期的に巡視又は点検を行うとともに、火災の有無を確認する。</p> <p>表127</p> <table border="1" data-bbox="83 464 1169 753"> <thead> <tr> <th>マニュアル名称</th> <th>関連条文</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル</td> <td>第144条</td> </tr> <tr> <td>FS-57・WT-001 高レベル放射性滞留水処理関連設備の運転・保守管理マニュアル</td> <td>第145条, 第146条, 第149条</td> </tr> <tr> <td>NM-51-6 状態管理マニュアル</td> <td>第138条, 第139条, 第140条, 第140条の2, 第141条, 第142条, 第147条, 第148条</td> </tr> </tbody> </table>	マニュアル名称	関連条文	FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル	第144条	FS-57・WT-001 高レベル放射性滞留水処理関連設備の運転・保守管理マニュアル	第145条, 第146条, 第149条	NM-51-6 状態管理マニュアル	第138条, 第139条, 第140条, 第140条の2, 第141条, 第142条, 第147条, 第148条	<p>(巡視点検) 第127条 各GMは、本章で定める各設備等について、表127に定めるマニュアルに基づき、定期的に巡視又は点検を行うとともに、火災の有無を確認する。</p> <p>表127</p> <table border="1" data-bbox="1285 464 2371 814"> <thead> <tr> <th>マニュアル名称</th> <th>関連条文</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル</td> <td>第144条</td> </tr> <tr> <td>FS-57・WT-001 高レベル放射性滞留水処理関連設備の運転・保守管理マニュアル</td> <td>第145条, 第146条, 第149条</td> </tr> <tr> <td>NM-51-6 状態管理マニュアル</td> <td>第138条, 第139条, 第140条, 第140条の2, 第141条, 第142条, 第147条, 第148条</td> </tr> <tr> <td><u>NM-52 燃料管理基本マニュアル</u></td> <td>第170条</td> </tr> </tbody> </table>	マニュアル名称	関連条文	FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル	第144条	FS-57・WT-001 高レベル放射性滞留水処理関連設備の運転・保守管理マニュアル	第145条, 第146条, 第149条	NM-51-6 状態管理マニュアル	第138条, 第139条, 第140条, 第140条の2, 第141条, 第142条, 第147条, 第148条	<u>NM-52 燃料管理基本マニュアル</u>	第170条	<p>福島第一安定化センター及び福島第一原子力発電所の組織見直しに伴う変更</p> <p>施設運営計画の反映 (使用済燃料輸送容器保管建屋からの使用済燃料乾式貯蔵容器の搬出・点検及び使用済燃料乾式キャスク仮保管設備への使用済燃料の運搬・貯蔵に伴う変更)</p>
マニュアル名称	関連条文																			
FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル	第144条																			
FS-57・WT-001 高レベル放射性滞留水処理関連設備の運転・保守管理マニュアル	第145条, 第146条, 第149条																			
NM-51-6 状態管理マニュアル	第138条, 第139条, 第140条, 第140条の2, 第141条, 第142条, 第147条, 第148条																			
マニュアル名称	関連条文																			
FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル	第144条																			
FS-57・WT-001 高レベル放射性滞留水処理関連設備の運転・保守管理マニュアル	第145条, 第146条, 第149条																			
NM-51-6 状態管理マニュアル	第138条, 第139条, 第140条, 第140条の2, 第141条, 第142条, 第147条, 第148条																			
<u>NM-52 燃料管理基本マニュアル</u>	第170条																			



福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(マニュアルの作成) 第128条 安定化センター各GM又は各GMは、本章で定める各設備等について、次の各号に掲げる運転管理に関する事項のマニュアルを作成し、制定・改定にあたっては、<u>安定化センター各部長又は発電所各部長以上の承認を得る。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 巡視点検に関する事項</li> <li>(2) 異常時の操作に関する事項</li> <li>(3) 警報発生時の措置に関する事項</li> <li>(4) 各設備の運転操作に関する事項</li> <li>(5) 定例試験に関する事項</li> </ul>	<p>(マニュアルの作成) 第128条 各GMは、本章で定める各設備等について、次の各号に掲げる運転管理に関する事項のマニュアルを作成し、制定・改定にあたっては、<u>発電所各部長以上の承認を得る。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 巡視点検に関する事項</li> <li>(2) 異常時の操作に関する事項</li> <li>(3) 警報発生時の措置に関する事項</li> <li>(4) 各設備の運転操作に関する事項</li> <li>(5) 定例試験に関する事項</li> </ul>	<p>福島第一安定化センター及び福島第一原子力発電所の組織見直しに伴う変更</p>

福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(地震発生時等の対応) 第130条 安定化センター各GM又は各GMは、地震・火災が発生した場合は、「NM-51-12 地震後の対応マニュアル」,「FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」,「FS-57・WT-001 高レベル放射性滞留水処理関連設備の運転・保守管理マニュアル」,「FS-57・PI-001 電気設備の保守管理マニュアル」,「FS-57・ME-001 使用済燃料共用プール設備の運用・保守管理マニュアル」及び「NE-55-7・1F-B1-001 免震重要棟電気設備保守管理要領」に基づき、次の措置を講じるとともに、その結果を安定化センター所長、所長及び主任技術者に報告する。 (1) 震度5弱以上の地震が観測<sup>※1</sup>された場合は、地震終了後に本章で定める各設備等の損傷の有無及び火災発生の有無を確認する。 (2) 本章で定める各設備等に火災が発生した場合は、早期消火及び延焼防止に努め、鎮火後本章で定める各設備等の損傷の有無を確認する。</p> <p>2. 安定化センター各GM又は各GMは、山火事、台風、津波等の影響により、本章で定める各設備等に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、<u>第一運転管理部長</u>に報告する。<u>第一運転管理部長</u>は、安定化センター所長、所長、主任技術者、<u>安定化センター各GM</u>及び各GMに連絡するとともに、必要に応じて設備の健全性を維持するための措置について協議する。</p> <p>※1：観測された震度は発電所周辺のあらかじめ定めた測候所等の震度をいう。</p>	<p>(地震発生時等の対応) 第130条 各GMは、地震・火災が発生した場合は、「NM-51-12 地震後の対応マニュアル」,「FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」,「FS-57・WT-001 高レベル放射性滞留水処理関連設備の運転・保守管理マニュアル」,「FS-57・PI-001 電気設備の保守管理マニュアル」,「FS-57・ME-001 使用済燃料共用プール設備の運用・保守管理マニュアル」及び「NE-55-7・1F-B1-001 免震重要棟電気設備保守管理要領」に基づき、次の措置を講じるとともに、その結果を安定化センター所長、所長及び主任技術者に報告する。 (1) 震度5弱以上の地震が観測<sup>※1</sup>された場合は、地震終了後に本章で定める各設備等の損傷の有無及び火災発生の有無を確認する。 (2) 本章で定める各設備等に火災が発生した場合は、早期消火及び延焼防止に努め、鎮火後本章で定める各設備等の損傷の有無を確認する。</p> <p>2. 各GMは、山火事、台風、津波等の影響により、本章で定める各設備等に重大な影響を及ぼす可能性があるとして判断した場合は、<u>1～4号設備運転管理部長</u>に報告する。<u>1～4号設備運転管理部長</u>は、安定化センター所長、所長、主任技術者及び各GMに連絡するとともに、必要に応じて設備の健全性を維持するための措置について協議する。</p> <p>※1：観測された震度は発電所周辺のあらかじめ定めた測候所等の震度をいう。</p>	<p>福島第一安定化センター及び福島第一原子力発電所の組織見直しに伴う変更</p>

福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表

変更前	変更後	備考																																
<p>(保守管理) 第132条 安定化センター各GM又は各GMは、表132に定めるマニュアルに基づき、設備又は機器の単位ごとに保全方式<sup>※1</sup>及び保全方法<sup>※2</sup>を定めた保全計画（必要に応じて消耗品等の準備を含む）を策定し、これに基づき点検、補修、取替え及び改造等の保全を実施するとともに、その結果を記録する。また、作業管理は「NQ-51-8 作業管理マニュアル」に基づき実施する。</p> <p>※1：時間基準保全、状態基準保全又は事後保全をいう。 ※2：保全方式にあわせた保全方法を定める。なお、事後保全における保全方法とは、運転管理上の巡視点検や定例試験等を行う中で機器に異常の兆候が確認された場合に点検、補修、取替え及び改造等の保全を実施することをいう。</p> <p>表132</p> <table border="1" data-bbox="83 709 1169 1220"> <thead> <tr> <th>マニュアル名称</th> <th>関連条文</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル</td> <td>第138条, 第139条, 第140条, 第141条, 第142条, 第144条</td> </tr> <tr> <td>FS-57・WT-001 高レベル放射性滞留水処理関連設備の運転・保守管理マニュアル</td> <td>第145条, 第146条, 第149条</td> </tr> <tr> <td>FS-57・PI-001 電気設備の保守管理マニュアル</td> <td>第147条, 第148条</td> </tr> <tr> <td>NE-55-7・1F-B1-001 免震重要棟電気設備保守管理要領</td> <td>第148条</td> </tr> <tr> <td>FS-57・PI-002 計装・通信設備の保守管理マニュアル</td> <td>第138条, 第140条, 第141条, 第143条, 第144条, 第146条</td> </tr> <tr> <td>FS-57・ME-001 使用済燃料共用プール設備の運用・保守管理マニュアル</td> <td>第140条の2</td> </tr> <tr> <td>NM-55 保守管理基本マニュアル</td> <td>第149条の6<sup>※3</sup>, 第160条<sup>※4</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>※3：放出管理用計測器のうち、排気筒モニタのみ該当する。 ※4：放射線計測器類のうち、エリアモニタのみ該当する。</p>	マニュアル名称	関連条文	FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル	第138条, 第139条, 第140条, 第141条, 第142条, 第144条	FS-57・WT-001 高レベル放射性滞留水処理関連設備の運転・保守管理マニュアル	第145条, 第146条, 第149条	FS-57・PI-001 電気設備の保守管理マニュアル	第147条, 第148条	NE-55-7・1F-B1-001 免震重要棟電気設備保守管理要領	第148条	FS-57・PI-002 計装・通信設備の保守管理マニュアル	第138条, 第140条, 第141条, 第143条, 第144条, 第146条	FS-57・ME-001 使用済燃料共用プール設備の運用・保守管理マニュアル	第140条の2	NM-55 保守管理基本マニュアル	第149条の6 <sup>※3</sup> , 第160条 <sup>※4</sup>	<p>(保守管理) 第132条 各GMは、表132に定めるマニュアルに基づき、設備又は機器の単位ごとに保全方式<sup>※1</sup>及び保全方法<sup>※2</sup>を定めた保全計画（必要に応じて消耗品等の準備を含む）を策定し、これに基づき点検、補修、取替え及び改造等の保全を実施するとともに、その結果を記録する。また、作業管理は「NQ-51-8 作業管理マニュアル」に基づき実施する。</p> <p>※1：時間基準保全、状態基準保全又は事後保全をいう。 ※2：保全方式にあわせた保全方法を定める。なお、事後保全における保全方法とは、運転管理上の巡視点検や定例試験等を行う中で機器に異常の兆候が確認された場合に点検、補修、取替え及び改造等の保全を実施することをいう。</p> <p>表132</p> <table border="1" data-bbox="1302 709 2389 1255"> <thead> <tr> <th>マニュアル名称</th> <th>関連条文</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル</td> <td>第138条, 第139条, 第140条, 第141条, 第142条, 第144条</td> </tr> <tr> <td>FS-57・WT-001 高レベル放射性滞留水処理関連設備の運転・保守管理マニュアル</td> <td>第145条, 第146条, 第149条</td> </tr> <tr> <td>FS-57・PI-001 電気設備の保守管理マニュアル</td> <td>第147条, 第148条</td> </tr> <tr> <td>NE-55-7・1F-B1-001 免震重要棟電気設備保守管理要領</td> <td>第148条</td> </tr> <tr> <td>FS-57・PI-002 計装・通信設備の保守管理マニュアル</td> <td>第138条, 第140条, 第141条, 第143条, 第144条, 第146条, <u>第160条<sup>※3</sup></u></td> </tr> <tr> <td>FS-57・ME-001 使用済燃料共用プール設備の運用・保守管理マニュアル</td> <td>第140条の2, <u>第160条<sup>※3</sup></u></td> </tr> <tr> <td>NM-55 保守管理基本マニュアル</td> <td>第149条の6<sup>※4</sup>, 第160条<sup>※3</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>※3：放射線計測器類のうち、エリアモニタのみ該当する。 ※4：放出管理用計測器のうち、排気筒モニタのみ該当する。</p>	マニュアル名称	関連条文	FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル	第138条, 第139条, 第140条, 第141条, 第142条, 第144条	FS-57・WT-001 高レベル放射性滞留水処理関連設備の運転・保守管理マニュアル	第145条, 第146条, 第149条	FS-57・PI-001 電気設備の保守管理マニュアル	第147条, 第148条	NE-55-7・1F-B1-001 免震重要棟電気設備保守管理要領	第148条	FS-57・PI-002 計装・通信設備の保守管理マニュアル	第138条, 第140条, 第141条, 第143条, 第144条, 第146条, <u>第160条<sup>※3</sup></u>	FS-57・ME-001 使用済燃料共用プール設備の運用・保守管理マニュアル	第140条の2, <u>第160条<sup>※3</sup></u>	NM-55 保守管理基本マニュアル	第149条の6 <sup>※4</sup> , 第160条 <sup>※3</sup>	<p>福島第一安定化センター及び福島第一原子力発電所の組織見直しに伴う変更</p> <p>施設運営計画の反映 (使用済燃料輸送容器保管建屋からの使用済燃料乾式貯蔵容器の搬出・点検及び使用済燃料乾式キャスク仮保管設備への使用済燃料の運搬・貯蔵に伴う変更)</p>
マニュアル名称	関連条文																																	
FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル	第138条, 第139条, 第140条, 第141条, 第142条, 第144条																																	
FS-57・WT-001 高レベル放射性滞留水処理関連設備の運転・保守管理マニュアル	第145条, 第146条, 第149条																																	
FS-57・PI-001 電気設備の保守管理マニュアル	第147条, 第148条																																	
NE-55-7・1F-B1-001 免震重要棟電気設備保守管理要領	第148条																																	
FS-57・PI-002 計装・通信設備の保守管理マニュアル	第138条, 第140条, 第141条, 第143条, 第144条, 第146条																																	
FS-57・ME-001 使用済燃料共用プール設備の運用・保守管理マニュアル	第140条の2																																	
NM-55 保守管理基本マニュアル	第149条の6 <sup>※3</sup> , 第160条 <sup>※4</sup>																																	
マニュアル名称	関連条文																																	
FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル	第138条, 第139条, 第140条, 第141条, 第142条, 第144条																																	
FS-57・WT-001 高レベル放射性滞留水処理関連設備の運転・保守管理マニュアル	第145条, 第146条, 第149条																																	
FS-57・PI-001 電気設備の保守管理マニュアル	第147条, 第148条																																	
NE-55-7・1F-B1-001 免震重要棟電気設備保守管理要領	第148条																																	
FS-57・PI-002 計装・通信設備の保守管理マニュアル	第138条, 第140条, 第141条, 第143条, 第144条, 第146条, <u>第160条<sup>※3</sup></u>																																	
FS-57・ME-001 使用済燃料共用プール設備の運用・保守管理マニュアル	第140条の2, <u>第160条<sup>※3</sup></u>																																	
NM-55 保守管理基本マニュアル	第149条の6 <sup>※4</sup> , 第160条 <sup>※3</sup>																																	

福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>第2節 運転上の留意事項</p> <p>(水質管理)</p> <p>第133条 放射線・化学管理GMは、「FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」に基づき、使用済燃料プール水の導電率(40mS/mを超える場合は塩化物イオン濃度)及びpHを3ヶ月に1回確認し、その結果を冷却第三GMに通知する。</p> <p>2. 放射線・化学管理GMは、「FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」に基づき、処理水バッファタンク水の導電率(40mS/mを超える場合は塩化物イオン濃度)を3ヶ月に1回確認し、その結果を冷却第三GMに通知する。</p> <p>3. 放射線・化学管理GMは、「FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」に基づき、3号炉復水貯蔵タンク水の導電率(40mS/mを超える場合は塩化物イオン濃度)を3ヶ月に1回確認し、その結果を冷却第三GMに通知する。</p> <p>4. 冷却第三GMは、使用済燃料プール水、処理水バッファタンク水及び3号炉復水貯蔵タンク水の水質が表133に定める基準値の範囲にない場合は、「FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」に基づき、基準値の範囲内に回復するよう努める。</p> <p>(省 略)</p>	<p>第2節 運転上の留意事項</p> <p>(水質管理)</p> <p>第133条 分析評価GMは、「FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」に基づき、使用済燃料プール水の導電率(40mS/mを超える場合は塩化物イオン濃度)及びpHを3ヶ月に1回確認し、その結果を冷却第三GMに通知する。</p> <p>2. 分析評価GMは、「FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」に基づき、処理水バッファタンク水の導電率(40mS/mを超える場合は塩化物イオン濃度)を3ヶ月に1回確認し、その結果を冷却第三GMに通知する。</p> <p>3. 分析評価GMは、「FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」に基づき、3号炉復水貯蔵タンク水の導電率(40mS/mを超える場合は塩化物イオン濃度)を3ヶ月に1回確認し、その結果を冷却第三GMに通知する。</p> <p>4. 冷却第三GMは、使用済燃料プール水、処理水バッファタンク水及び3号炉復水貯蔵タンク水の水質が表133に定める基準値の範囲にない場合は、「FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」に基づき、基準値の範囲内に回復するよう努める。</p> <p>(省 略)</p>	<p>福島第一安定化センター及び福島第一原子力発電所の組織見直しに伴う変更</p>

福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>第3節 運転上の制限</p> <p>(運転上の制限の確認)</p> <p>第134条 安定化センター各GM又は各GMは、運転上の制限を第3節各条の第2項で定める事項<sup>※1</sup>で確認する。</p> <p>2. 第3節各条の第2項で定められた頻度及び第3項の要求される措置に定められた当該措置の実施頻度に関して、その確認の間隔は、表134に定める範囲内で延長することができる<sup>※2</sup>。ただし、確認回数の低減を目的として、恒常的に延長してはならない。なお、定められた頻度以上で実施することを妨げるものではない。</p> <p>3. 安定化センター各GM又は各GMは、第3節各条の第2項で定める事項を行うことができなかつた場合、運転上の制限を満足していないと判断するが、この場合は判断した時点から第3節各条の第3項の要求される措置を開始するのではなく、判断した時点から速やかに当該事項を実施し、運転上の制限を満足していることを確認することができる。この結果、運転上の制限を満足していないと判断した場合は、この時点から第3節各条の第3項の要求される措置を開始する。</p> <p>4. 安定化センター各GM又は各GMは、運転上の制限が適用される時点から、第3節各条の第2項で定める頻度（期間）以内に最初の運転上の制限を確認するための事項を実施する。ただし、特別な定めがある場合を除く。</p> <p>5. 運転上の制限を確認するための事項を実施している期間は、当該運転上の制限を満足していないと判断しなくてもよい。</p> <p>6. 第3節各条の第2項で定める事項が実施され、かつその結果が運転上の制限を満足していれば、第3節各条の第2項で定める事項が実施されていない期間は、運転上の制限が満足していないと判断しない。ただし、第135条第2項で運転上の制限を満足していないと判断した場合を除く。</p> <p>※1：第134条から第137条を除く。以下、第135条及び第136条において同じ。 ※2：第2節で定められた頻度も適用される。</p> <p>(省 略)</p>	<p>第3節 運転上の制限</p> <p>(運転上の制限の確認)</p> <p>第134条 各GMは、運転上の制限を第3節各条の第2項で定める事項<sup>※1</sup>で確認する。</p> <p>2. 第3節各条の第2項で定められた頻度及び第3項の要求される措置に定められた当該措置の実施頻度に関して、その確認の間隔は、表134に定める範囲内で延長することができる<sup>※2</sup>。ただし、確認回数の低減を目的として、恒常的に延長してはならない。なお、定められた頻度以上で実施することを妨げるものではない。</p> <p>3. 各GMは、第3節各条の第2項で定める事項を行うことができなかつた場合、運転上の制限を満足していないと判断するが、この場合は判断した時点から第3節各条の第3項の要求される措置を開始するのではなく、判断した時点から速やかに当該事項を実施し、運転上の制限を満足していることを確認することができる。この結果、運転上の制限を満足していないと判断した場合は、この時点から第3節各条の第3項の要求される措置を開始する。</p> <p>4. 各GMは、運転上の制限が適用される時点から、第3節各条の第2項で定める頻度（期間）以内に最初の運転上の制限を確認するための事項を実施する。ただし、特別な定めがある場合を除く。</p> <p>5. 運転上の制限を確認するための事項を実施している期間は、当該運転上の制限を満足していないと判断しなくてもよい。</p> <p>6. 第3節各条の第2項で定める事項が実施され、かつその結果が運転上の制限を満足していれば、第3節各条の第2項で定める事項が実施されていない期間は、運転上の制限が満足していないと判断しない。ただし、第135条第2項で運転上の制限を満足していないと判断した場合を除く。</p> <p>※1：第134条から第137条を除く。以下、第135条及び第136条において同じ。 ※2：第2節で定められた頻度も適用される。</p> <p>(省 略)</p>	<p>福島第一安定化センター及び福島第一原子力発電所の組織見直しに伴う変更</p>

福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(運転上の制限を満足しない場合) 第135条 運転上の制限を満足しない場合とは、<u>安定化センター各GM又は各GM</u>が第3節で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合をいう。なお、<u>安定化センター各GM又は各GM</u>は、この判断を速やかに行う。</p> <p>2. <u>安定化センター各GM又は各GM</u>は、第3節各条の第2項で定める事項が実施されていない期間においても、運転上の制限に係る事象が発見された場合は、運転上の制限を満足しているかどうかの判断を速やかに行う。</p> <p>3. <u>安定化センター各GM又は各GM</u>は、ある運転上の制限を満足していないと判断した場合に、当該条文の要求される措置に定めがある場合を除き、他の条文における運転上の制限を満足していないと判断しなくてもよい。</p> <p>4. <u>安定化センター各GM又は各GM</u>は、運転上の制限を満足していないと判断した場合、当直長及び<u>第一運転管理部長</u>に報告し、<u>第一運転管理部長</u>は安定化センター所長、所長及び主任技術者に報告する。</p> <p>5. <u>安定化センター各GM又は各GM</u>は、運転上の制限を満足していないと判断した時点(完了時間の起点)から要求される措置を開始する。</p> <p>6. <u>安定化センター各GM又は各GM</u>は、当該運転上の制限を満足していると判断した場合は、当直長及び<u>第一運転管理部長</u>に報告し、<u>第一運転管理部長</u>は主任技術者に報告する。</p> <p>7. <u>安定化センター各GM又は各GM</u>は、次の各号を適用することができる。 (1) 運転上の制限を満足していないと判断している期間中は、要求される措置に定めがある場合を除き、当該条文の第2項で定められた事項を実施しなくてもよい。ただし、当該条文の第2項で定める頻度で実施しなかった事項については、運転上の制限を満足していると判断した後、速やかに実施する。 (2) 運転上の制限を満足していると判断した場合は、それ以後要求される措置を実施しなくてもよい。 (3) 要求される措置を実施した場合、その内容が第3節各条の第2項で定める事項と同じである場合は、当該事項を実施したとみなすことができる。 (4) 当該運転上の制限を満足していると判断するにあたり、その内容が当該条文の第2項で定める事項と同じである場合は、当該事項を実施したとみなすことができる。</p>	<p>(運転上の制限を満足しない場合) 第135条 運転上の制限を満足しない場合とは、各GMが第3節で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合をいう。なお、各GMは、この判断を速やかに行う。</p> <p>2. 各GMは、第3節各条の第2項で定める事項が実施されていない期間においても、運転上の制限に係る事象が発見された場合は、運転上の制限を満足しているかどうかの判断を速やかに行う。</p> <p>3. 各GMは、ある運転上の制限を満足していないと判断した場合に、当該条文の要求される措置に定めがある場合を除き、他の条文における運転上の制限を満足していないと判断しなくてもよい。</p> <p>4. 各GMは、運転上の制限を満足していないと判断した場合、当直長及び<u>1～4号設備運転管理部長</u>に報告し、<u>1～4号設備運転管理部長</u>は安定化センター所長、所長及び主任技術者に報告する。</p> <p>5. 各GMは、運転上の制限を満足していないと判断した時点(完了時間の起点)から要求される措置を開始する。</p> <p>6. 各GMは、当該運転上の制限を満足していると判断した場合は、当直長及び<u>1～4号設備運転管理部長</u>に報告し、<u>1～4号設備運転管理部長</u>は主任技術者に報告する。</p> <p>7. 各GMは、次の各号を適用することができる。 (1) 運転上の制限を満足していないと判断している期間中は、要求される措置に定めがある場合を除き、当該条文の第2項で定められた事項を実施しなくてもよい。ただし、当該条文の第2項で定める頻度で実施しなかった事項については、運転上の制限を満足していると判断した後、速やかに実施する。 (2) 運転上の制限を満足していると判断した場合は、それ以後要求される措置を実施しなくてもよい。 (3) 要求される措置を実施した場合、その内容が第3節各条の第2項で定める事項と同じである場合は、当該事項を実施したとみなすことができる。 (4) 当該運転上の制限を満足していると判断するにあたり、その内容が当該条文の第2項で定める事項と同じである場合は、当該事項を実施したとみなすことができる。</p>	<p>福島第一安定化センター及び福島第一原子力発電所の組織見直しに伴う変更</p>

福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(保全作業を実施する場合) 第136条 安定化センター各GM又は各GMは、保全作業（試験を含む）を実施するため計画的に運転上の制限外に移行する場合は、あらかじめ必要な安全措置<sup>※1</sup>を定め、主任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>2. 第1項の実施については、第135条第1項の運転上の制限を満足しない場合とはみなさない。</p> <p>3. <u>安定化センター各GM又は各GM</u>は、第1項に基づく保全作業を行う場合、関係GMと協議し実施する。</p> <p>4. <u>安定化センター各GM又は各GM</u>は、第1項に基づく保全作業を開始する場合、当直長に報告する。第1項の実施にあたっては、運転上の制限外へ移行した時点を保全作業の開始時間の起点とする。</p> <p>5. <u>安定化センター各GM又は各GM</u>は、第1項を実施する場合、第135条第3項及び第7項に準拠する。</p> <p>6. 第1項において、保全作業中に必要な安全措置が満たされなかった場合、<u>安定化センター各GM又は各GM</u>は当該運転上の制限を満足していないと判断する。</p> <p>7. <u>安定化センター各GM又は各GM</u>は、第1項を実施し、当該運転上の制限外から復帰していると判断した場合は、当直長及び<u>第一運転管理部長</u>に報告し、<u>第一運転管理部長</u>は主任技術者に報告する。</p> <p>※1：第3節各条の第2項に基づく事項として同様の措置を実施している場合は、必要な安全措置に代えることができる。</p>	<p>(保全作業を実施する場合) 第136条 各GMは、保全作業（試験を含む）を実施するため計画的に運転上の制限外に移行する場合は、あらかじめ必要な安全措置<sup>※1</sup>を定め、主任技術者の確認を得て実施する。</p> <p>2. 第1項の実施については、第135条第1項の運転上の制限を満足しない場合とはみなさない。</p> <p>3. 各GMは、第1項に基づく保全作業を行う場合、関係GMと協議し実施する。</p> <p>4. 各GMは、第1項に基づく保全作業を開始する場合、当直長に報告する。第1項の実施にあたっては、運転上の制限外へ移行した時点を保全作業の開始時間の起点とする。</p> <p>5. 各GMは、第1項を実施する場合、第135条第3項及び第7項に準拠する。</p> <p>6. 第1項において、保全作業中に必要な安全措置が満たされなかった場合、各GMは当該運転上の制限を満足していないと判断する。</p> <p>7. 各GMは、第1項を実施し、当該運転上の制限外から復帰していると判断した場合は、当直長及び<u>1～4号設備運転管理部長</u>に報告し、<u>1～4号設備運転管理部長</u>は主任技術者に報告する。</p> <p>※1：第3節各条の第2項に基づく事項として同様の措置を実施している場合は、必要な安全措置に代えることができる。</p>	<p>福島第一安定化センター及び福島第一原子力発電所の組織見直しに伴う変更</p>

福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(運転上の制限に関する記録)</p> <p>第137条 当直長は、安定化センター各GM若しくは各GMから運転上の制限を満足していないと判断した連絡を受けた場合又は自ら運転上の制限を満足していないと判断した場合、「NM-51-4 運転員の引継マニュアル」に基づき、次の各号を引継日誌に記録する。</p> <p>(1) 運転上の制限を満足していないと判断した場合は、当該運転上の制限及び満足していないと判断した時刻</p> <p>(2) 要求される措置を実施した場合は、当該措置の実施結果（保全作業を含む）</p> <p>(3) 運転上の制限を満足していると判断した場合は、満足していると判断した時刻</p> <p>2. 当直長は、安定化センター各GM若しくは各GMから第136条第1項で定める保全作業を実施した連絡を受けた場合又は自ら第136条第1項で定める保全作業を実施した場合、「NM-51-4 運転員の引継マニュアル」に基づき、次の各号を引継日誌に記録する。</p> <p>(1) 第136条第1項で定める保全作業を実施した場合は、適用除外とした運転上の制限、その時刻及び保全作業の内容</p> <p>(2) 安全措置を実施した場合は、当該措置の実施結果</p> <p>(3) 運転上の制限外から復帰した場合は、復帰した時刻</p>	<p>(運転上の制限に関する記録)</p> <p>第137条 当直長は、各GMから運転上の制限を満足していないと判断した連絡を受けた場合又は自ら運転上の制限を満足していないと判断した場合、「NM-51-4 運転員の引継マニュアル」に基づき、次の各号を引継日誌に記録する。</p> <p>(1) 運転上の制限を満足していないと判断した場合は、当該運転上の制限及び満足していないと判断した時刻</p> <p>(2) 要求される措置を実施した場合は、当該措置の実施結果（保全作業を含む）</p> <p>(3) 運転上の制限を満足していると判断した場合は、満足していると判断した時刻</p> <p>2. 当直長は、各GMから第136条第1項で定める保全作業を実施した連絡を受けた場合又は自ら第136条第1項で定める保全作業を実施した場合、「NM-51-4 運転員の引継マニュアル」に基づき、次の各号を引継日誌に記録する。</p> <p>(1) 第136条第1項で定める保全作業を実施した場合は、適用除外とした運転上の制限、その時刻及び保全作業の内容</p> <p>(2) 安全措置を実施した場合は、当該措置の実施結果</p> <p>(3) 運転上の制限外から復帰した場合は、復帰した時刻</p>	<p>福島第一安定化センター及び福島第一原子力発電所の組織見直しに伴う変更</p>



福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(原子炉注水系) 第138条 原子炉の状態を維持するにあたって、原子炉注水系<sup>※1</sup>は表138-1に定める事項を運転上の制限とする。なお、本条文は1号炉、2号炉及び3号炉のみ適用される。ただし、以下の場合、運転上の制限を満足しないとはみなさない。</p> <p>(1) 原子炉注水系の保全作業又は電源停止作業のために、計画的に常用原子炉注水系を一時停止し、非常用原子炉注水系により注水する場合。</p> <p>(2) 原子炉注水系のポンプ切替時の流量調整又は流量変更時のオーバーシュートにより、一時的に注水量増加量が1.0m<sup>3</sup>/hを超えた場合</p> <p>(3) ほう酸水注入前後のポンプ水源切替に伴い、一時的に原子炉注水系を停止する場合</p> <p>2. 「FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」, 「NM-51-5 運転操作マニュアル」, 「NM-51-6 状態管理マニュアル」及び「NM-51-14 定例試験マニュアル」に基づき、原子炉注水系を管理するとともに、前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直長は、原子炉圧力容器底部温度及び格納容器内温度を毎日1回確認し、その結果を品質・安全GMに通知する。</p> <p>(2) 品質・安全GMは、注水量の変更が必要な場合は、原子炉の状態に応じ、原子炉の冷却に必要な注水量を評価し、当直長に通知する。</p> <p>(3) 当直長は、原子炉注水系を運転し、原子炉の冷却に必要な注水量を確保するとともに、原子炉の冷却に必要な注水量が確保されていることを毎日1回確認し、その結果を品質・安全GMに通知する。</p> <p>(4) 当直長は、原子炉注水系の各設備について、表138-2に定める事項を確認する。</p> <p>3. 当直長は、原子炉注水系が第1項で定める運転上の制限（原子炉圧力容器底部温度及び格納容器内温度を除く）を満足していないと判断した場合、「NM-51-5 運転操作マニュアル」に基づき、表138-3の措置を講じる。また、品質・安全GMは、原子炉圧力容器底部温度及び格納容器内温度が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、「FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」に基づき、表138-3の措置を講じる。</p> <p>※1：原子炉注水系は、常用原子炉注水系と非常用原子炉注水系で構成される。常用原子炉注水系とは、常用高台炉注水ポンプ、タービン建屋内炉注水ポンプ及びCST炉注水ポンプによる注水系の3系列をいい、非常用原子炉注水系とは、非常用高台炉注水ポンプ及び純水タンク脇炉注水ポンプ（非常用ディーゼル発電機含む）の2系列をいう。</p>	<p>(原子炉注水系) 第138条 原子炉の状態を維持するにあたって、原子炉注水系<sup>※1</sup>は表138-1に定める事項を運転上の制限とする。なお、本条文は1号炉、2号炉及び3号炉のみ適用される。ただし、以下の場合、運転上の制限を満足しないとはみなさない。</p> <p>(1) 原子炉注水系の保全作業又は電源停止作業のために、計画的に常用原子炉注水系を一時停止し、非常用原子炉注水系により注水する場合。</p> <p>(2) 原子炉注水系のポンプ切替時の流量調整又は流量変更時のオーバーシュートにより、一時的に注水量増加量が1.0m<sup>3</sup>/hを超えた場合</p> <p>(3) ほう酸水注入前後のポンプ水源切替に伴い、一時的に原子炉注水系を停止する場合</p> <p>2. 「FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」, 「NM-51-5 運転操作マニュアル」, 「NM-51-6 状態管理マニュアル」及び「NM-51-14 定例試験マニュアル」に基づき、原子炉注水系を管理するとともに、前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。</p> <p>(1) 当直長は、原子炉圧力容器底部温度及び格納容器内温度を毎日1回確認し、その結果を技術GMに通知する。</p> <p>(2) 技術GMは、注水量の変更が必要な場合は、原子炉の状態に応じ、原子炉の冷却に必要な注水量を評価し、当直長に通知する。</p> <p>(3) 当直長は、原子炉注水系を運転し、原子炉の冷却に必要な注水量を確保するとともに、原子炉の冷却に必要な注水量が確保されていることを毎日1回確認し、その結果を技術GMに通知する。</p> <p>(4) 当直長は、原子炉注水系の各設備について、表138-2に定める事項を確認する。</p> <p>3. 当直長は、原子炉注水系が第1項で定める運転上の制限（原子炉圧力容器底部温度及び格納容器内温度を除く）を満足していないと判断した場合、「NM-51-5 運転操作マニュアル」に基づき、表138-3の措置を講じる。また、技術GMは、原子炉圧力容器底部温度及び格納容器内温度が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、「FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」に基づき、表138-3の措置を講じる。</p> <p>※1：原子炉注水系は、常用原子炉注水系と非常用原子炉注水系で構成される。常用原子炉注水系とは、常用高台炉注水ポンプ、タービン建屋内炉注水ポンプ及びCST炉注水ポンプによる注水系の3系列をいい、非常用原子炉注水系とは、非常用高台炉注水ポンプ及び純水タンク脇炉注水ポンプ（非常用ディーゼル発電機含む）の2系列をいう。</p>	<p>福島第一安定化センター及び福島第一原子力発電所の組織見直しに伴う変更</p>

福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表

変更前	変更後	備考																																				
<p>表138-1</p> <table border="1" data-bbox="80 285 1169 619"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉圧力容器底部温度</td> <td>80℃以下<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td>格納容器内温度</td> <td>全体的に著しい温度上昇傾向<sup>※2</sup>がないこと</td> </tr> <tr> <td>常用原子炉注水系</td> <td>原子炉の冷却に必要な注水量が確保されていること</td> </tr> <tr> <td>待機中の非常用原子炉注水系</td> <td>1系列が動作可能であること<sup>※3</sup></td> </tr> <tr> <td>任意の24時間あたりの注水量増加幅</td> <td>1.0m<sup>3</sup>/h以下<sup>※4</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：原子炉圧力容器底部温度を監視する温度計指示値が上限値を超えた場合又は格納容器内温度を監視する温度指示値に上昇傾向がある場合において、品質・安全GMが、「FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」に基づき、一時的な計器指示不良等により実事象ではないと判断した場合には運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p> <p>※3：1系列が動作可能であることは原子炉の冷却に必要な注水量を確保するために必要となるポンプ台数が動作可能であることをいう。</p> <p>※4：以下の場合を除く。                      ①注水量の増加後において、操作を伴わずに注水量が変動した場合。                      ②未臨界維持に必要なほう酸水注入後に注水量を増加させた場合。なお、至近のほう酸水注入後に実施した注水量増加を起点として、24時間以内に注水量を増加する場合は、1.0m<sup>3</sup>/h以下であっても、その都度ほう酸水を注入する。</p> <p>表138-2</p> <table border="1" data-bbox="80 1224 1169 1407"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 非常用高台炉注水ポンプ（非常用ディーゼル発電機含む）が動作可能であることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>2. 純水タンク脇炉注水ポンプ（非常用ディーゼル発電機含む）が動作可能であることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> </tbody> </table> <p>(省略)</p>	項目	運転上の制限	原子炉圧力容器底部温度	80℃以下 <sup>※2</sup>	格納容器内温度	全体的に著しい温度上昇傾向 <sup>※2</sup> がないこと	常用原子炉注水系	原子炉の冷却に必要な注水量が確保されていること	待機中の非常用原子炉注水系	1系列が動作可能であること <sup>※3</sup>	任意の24時間あたりの注水量増加幅	1.0m <sup>3</sup> /h以下 <sup>※4</sup>	項目	頻度	1. 非常用高台炉注水ポンプ（非常用ディーゼル発電機含む）が動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	2. 純水タンク脇炉注水ポンプ（非常用ディーゼル発電機含む）が動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	<p>表138-1</p> <table border="1" data-bbox="1302 285 2392 619"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>原子炉圧力容器底部温度</td> <td>80℃以下<sup>※2</sup></td> </tr> <tr> <td>格納容器内温度</td> <td>全体的に著しい温度上昇傾向<sup>※2</sup>がないこと</td> </tr> <tr> <td>常用原子炉注水系</td> <td>原子炉の冷却に必要な注水量が確保されていること</td> </tr> <tr> <td>待機中の非常用原子炉注水系</td> <td>1系列が動作可能であること<sup>※3</sup></td> </tr> <tr> <td>任意の24時間あたりの注水量増加幅</td> <td>1.0m<sup>3</sup>/h以下<sup>※4</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>※2：原子炉圧力容器底部温度を監視する温度計指示値が上限値を超えた場合又は格納容器内温度を監視する温度指示値に上昇傾向がある場合において、技術GMが、「FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」に基づき、一時的な計器指示不良等により実事象ではないと判断した場合には運転上の制限を満足していないとはみなさない。</p> <p>※3：1系列が動作可能であることは原子炉の冷却に必要な注水量を確保するために必要となるポンプ台数が動作可能であることをいう。</p> <p>※4：以下の場合を除く。                      ①注水量の増加後において、操作を伴わずに注水量が変動した場合。                      ②未臨界維持に必要なほう酸水注入後に注水量を増加させた場合。なお、至近のほう酸水注入後に実施した注水量増加を起点として、24時間以内に注水量を増加する場合は、1.0m<sup>3</sup>/h以下であっても、その都度ほう酸水を注入する。</p> <p>表138-2</p> <table border="1" data-bbox="1302 1224 2392 1407"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 非常用高台炉注水ポンプ（非常用ディーゼル発電機含む）が動作可能であることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>2. 純水タンク脇炉注水ポンプ（非常用ディーゼル発電機含む）が動作可能であることを確認する。</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> </tbody> </table> <p>(省略)</p>	項目	運転上の制限	原子炉圧力容器底部温度	80℃以下 <sup>※2</sup>	格納容器内温度	全体的に著しい温度上昇傾向 <sup>※2</sup> がないこと	常用原子炉注水系	原子炉の冷却に必要な注水量が確保されていること	待機中の非常用原子炉注水系	1系列が動作可能であること <sup>※3</sup>	任意の24時間あたりの注水量増加幅	1.0m <sup>3</sup> /h以下 <sup>※4</sup>	項目	頻度	1. 非常用高台炉注水ポンプ（非常用ディーゼル発電機含む）が動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	2. 純水タンク脇炉注水ポンプ（非常用ディーゼル発電機含む）が動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回	<p>福島第一安定化センター及び福島第一原子力発電所の組織見直しに伴う変更</p>
項目	運転上の制限																																					
原子炉圧力容器底部温度	80℃以下 <sup>※2</sup>																																					
格納容器内温度	全体的に著しい温度上昇傾向 <sup>※2</sup> がないこと																																					
常用原子炉注水系	原子炉の冷却に必要な注水量が確保されていること																																					
待機中の非常用原子炉注水系	1系列が動作可能であること <sup>※3</sup>																																					
任意の24時間あたりの注水量増加幅	1.0m <sup>3</sup> /h以下 <sup>※4</sup>																																					
項目	頻度																																					
1. 非常用高台炉注水ポンプ（非常用ディーゼル発電機含む）が動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回																																					
2. 純水タンク脇炉注水ポンプ（非常用ディーゼル発電機含む）が動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回																																					
項目	運転上の制限																																					
原子炉圧力容器底部温度	80℃以下 <sup>※2</sup>																																					
格納容器内温度	全体的に著しい温度上昇傾向 <sup>※2</sup> がないこと																																					
常用原子炉注水系	原子炉の冷却に必要な注水量が確保されていること																																					
待機中の非常用原子炉注水系	1系列が動作可能であること <sup>※3</sup>																																					
任意の24時間あたりの注水量増加幅	1.0m <sup>3</sup> /h以下 <sup>※4</sup>																																					
項目	頻度																																					
1. 非常用高台炉注水ポンプ（非常用ディーゼル発電機含む）が動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回																																					
2. 純水タンク脇炉注水ポンプ（非常用ディーゼル発電機含む）が動作可能であることを確認する。	1ヶ月に1回																																					

福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表

変更前	変更後	備考																																				
<p>(非常用水源) 第139条 非常用水源(ろ過水タンク及び純水タンク)は、表139-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 「NM-51-6 状態管理マニュアル」に基づき、非常用水源を管理するとともに、前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 発電GMは、非常用水源の保有水量(タンク水位)を1ヶ月に1回確認する。</p> <p>3. 発電GMは、非常用水源の水位が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、冷却第一GMに報告し、冷却第一GMは「FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」に基づき、表139-3の措置を講じる。</p> <p>表139-1</p> <table border="1" data-bbox="94 747 1130 879"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用水源</td> <td>表139-2に定める保有水量(タンク水位)が確保されていること</td> </tr> </tbody> </table> <p>表139-2</p> <table border="1" data-bbox="80 951 1130 1024"> <thead> <tr> <th></th> <th>ろ過水タンク1基<sup>※1</sup></th> <th>純水タンク1基<sup>※2</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保有水量(タンク水位)</td> <td>916m<sup>3</sup>(1.9m)以上</td> <td>663m<sup>3</sup>(4.6m)以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1:ろ過水タンク1基とはNo.1ろ過水タンク, No.2ろ過水タンクのうち、いずれか1基をいう。 ※2:純水タンク1基とはNo.1純水タンク, No.2純水タンクのうち、いずれか1基をいう。</p> <p>表139-3</p> <table border="1" data-bbox="80 1167 1124 1457"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">A. 運転上の制限を満足しているろ過水タンクが1基もない場合</td> <td>A1. 純水タンク1基の保有水量(タンク水位)が制限値を満足していることを確認する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>及び A2. ろ過水タンク1基の保有水量(タンク水位)を制限値以内に復旧する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p>(省略)</p>	項目	運転上の制限	非常用水源	表139-2に定める保有水量(タンク水位)が確保されていること		ろ過水タンク1基 <sup>※1</sup>	純水タンク1基 <sup>※2</sup>	保有水量(タンク水位)	916m <sup>3</sup> (1.9m)以上	663m <sup>3</sup> (4.6m)以上	条件	要求される措置	完了時間	A. 運転上の制限を満足しているろ過水タンクが1基もない場合	A1. 純水タンク1基の保有水量(タンク水位)が制限値を満足していることを確認する。	速やかに	及び A2. ろ過水タンク1基の保有水量(タンク水位)を制限値以内に復旧する措置を開始する。	速やかに	<p>(非常用水源) 第139条 非常用水源(ろ過水タンク及び純水タンク)は、表139-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 「NM-51-6 状態管理マニュアル」に基づき、非常用水源を管理するとともに、前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 運営設備GMは、非常用水源の保有水量(タンク水位)を1ヶ月に1回確認する。</p> <p>3. 運営設備GMは、非常用水源の水位が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、冷却第一GMに報告し、冷却第一GMは「FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」に基づき、表139-3の措置を講じる。</p> <p>表139-1</p> <table border="1" data-bbox="1317 747 2353 879"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>非常用水源</td> <td>表139-2に定める保有水量(タンク水位)が確保されていること</td> </tr> </tbody> </table> <p>表139-2</p> <table border="1" data-bbox="1302 951 2353 1024"> <thead> <tr> <th></th> <th>ろ過水タンク1基<sup>※1</sup></th> <th>純水タンク1基<sup>※2</sup></th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保有水量(タンク水位)</td> <td>916m<sup>3</sup>(1.9m)以上</td> <td>663m<sup>3</sup>(4.6m)以上</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1:ろ過水タンク1基とはNo.1ろ過水タンク, No.2ろ過水タンクのうち、いずれか1基をいう。 ※2:純水タンク1基とはNo.1純水タンク, No.2純水タンクのうち、いずれか1基をいう。</p> <p>表139-3</p> <table border="1" data-bbox="1308 1167 2347 1457"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">A. 運転上の制限を満足しているろ過水タンクが1基もない場合</td> <td>A1. 純水タンク1基の保有水量(タンク水位)が制限値を満足していることを確認する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>及び A2. ろ過水タンク1基の保有水量(タンク水位)を制限値以内に復旧する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p>(省略)</p>	項目	運転上の制限	非常用水源	表139-2に定める保有水量(タンク水位)が確保されていること		ろ過水タンク1基 <sup>※1</sup>	純水タンク1基 <sup>※2</sup>	保有水量(タンク水位)	916m <sup>3</sup> (1.9m)以上	663m <sup>3</sup> (4.6m)以上	条件	要求される措置	完了時間	A. 運転上の制限を満足しているろ過水タンクが1基もない場合	A1. 純水タンク1基の保有水量(タンク水位)が制限値を満足していることを確認する。	速やかに	及び A2. ろ過水タンク1基の保有水量(タンク水位)を制限値以内に復旧する措置を開始する。	速やかに	<p>福島第一安定化センター及び福島第一原子力発電所の組織見直しに伴う変更</p>
項目	運転上の制限																																					
非常用水源	表139-2に定める保有水量(タンク水位)が確保されていること																																					
	ろ過水タンク1基 <sup>※1</sup>	純水タンク1基 <sup>※2</sup>																																				
保有水量(タンク水位)	916m <sup>3</sup> (1.9m)以上	663m <sup>3</sup> (4.6m)以上																																				
条件	要求される措置	完了時間																																				
A. 運転上の制限を満足しているろ過水タンクが1基もない場合	A1. 純水タンク1基の保有水量(タンク水位)が制限値を満足していることを確認する。	速やかに																																				
	及び A2. ろ過水タンク1基の保有水量(タンク水位)を制限値以内に復旧する措置を開始する。	速やかに																																				
項目	運転上の制限																																					
非常用水源	表139-2に定める保有水量(タンク水位)が確保されていること																																					
	ろ過水タンク1基 <sup>※1</sup>	純水タンク1基 <sup>※2</sup>																																				
保有水量(タンク水位)	916m <sup>3</sup> (1.9m)以上	663m <sup>3</sup> (4.6m)以上																																				
条件	要求される措置	完了時間																																				
A. 運転上の制限を満足しているろ過水タンクが1基もない場合	A1. 純水タンク1基の保有水量(タンク水位)が制限値を満足していることを確認する。	速やかに																																				
	及び A2. ろ過水タンク1基の保有水量(タンク水位)を制限値以内に復旧する措置を開始する。	速やかに																																				

福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表

変更前	変更後	備考																														
<p>(使用済燃料共用プールの水位及び水温) 第140条の2 使用済燃料共用プールの水位及び水温は、表140の2-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 「NM-51-5 運転操作マニュアル」及び「NM-51-6 状態管理マニュアル」に基づき、使用済燃料共用プールの水位及び水温を管理するとともに、前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 発電GMは、使用済燃料共用プールの水位がオーバーフロー水位付近にあること並びに使用済燃料共用プールの水温が65℃以下であることを毎日1回確認する。</p> <p>3. 発電GMは、使用済燃料共用プールの水位又は水温が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、「FS-57・ME-001 使用済燃料共用プール設備の運用・保守管理マニュアル」に基づき、表140の2-2の措置を講じる。</p> <p>表140の2-1</p> <table border="1" data-bbox="94 821 973 1041"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用済燃料共用プールの水位</td> <td>オーバーフロー水位付近にあること</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料共用プールの水温</td> <td>65℃以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>表140の2-2</p> <table border="1" data-bbox="80 1115 1166 1512"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 使用済燃料共用プールの水位が運転上の制限を満足しないと判断した場合</td> <td>A1. 使用済燃料共用プールの水位を回復する措置を開始する。 及び A2. 使用済燃料共用プール内での照射された燃料に係る作業を中止する。ただし、移動中の燃料は所定の場所に移動する。</td> <td>速やかに  速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. 使用済燃料共用プールの水温が運転上の制限を満足しないと判断した場合</td> <td>B1. 使用済燃料共用プールの水温を回復する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	使用済燃料共用プールの水位	オーバーフロー水位付近にあること	使用済燃料共用プールの水温	65℃以下	条件	要求される措置	完了時間	A. 使用済燃料共用プールの水位が運転上の制限を満足しないと判断した場合	A1. 使用済燃料共用プールの水位を回復する措置を開始する。 及び A2. 使用済燃料共用プール内での照射された燃料に係る作業を中止する。ただし、移動中の燃料は所定の場所に移動する。	速やかに  速やかに	B. 使用済燃料共用プールの水温が運転上の制限を満足しないと判断した場合	B1. 使用済燃料共用プールの水温を回復する措置を開始する。	速やかに	<p>(使用済燃料共用プールの水位及び水温) 第140条の2 使用済燃料共用プールの水位及び水温は、表140の2-1で定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 「NM-51-5 運転操作マニュアル」及び「NM-51-6 状態管理マニュアル」に基づき、使用済燃料共用プールの水位及び水温を管理するとともに、前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 運営設備GMは、使用済燃料共用プールの水位がオーバーフロー水位付近にあること並びに使用済燃料共用プールの水温が65℃以下であることを毎日1回確認する。</p> <p>3. 運営設備GMは、使用済燃料共用プールの水位又は水温が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、「FS-57・ME-001 使用済燃料共用プール設備の運用・保守管理マニュアル」に基づき、表140の2-2の措置を講じる。</p> <p>表140の2-1</p> <table border="1" data-bbox="1317 821 2196 1041"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>使用済燃料共用プールの水位</td> <td>オーバーフロー水位付近にあること</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料共用プールの水温</td> <td>65℃以下</td> </tr> </tbody> </table> <p>表140の2-2</p> <table border="1" data-bbox="1302 1115 2389 1512"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 使用済燃料共用プールの水位が運転上の制限を満足しないと判断した場合</td> <td>A1. 使用済燃料共用プールの水位を回復する措置を開始する。 及び A2. 使用済燃料共用プール内での照射された燃料に係る作業を中止する。ただし、移動中の燃料は所定の場所に移動する。</td> <td>速やかに  速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. 使用済燃料共用プールの水温が運転上の制限を満足しないと判断した場合</td> <td>B1. 使用済燃料共用プールの水温を回復する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	項目	運転上の制限	使用済燃料共用プールの水位	オーバーフロー水位付近にあること	使用済燃料共用プールの水温	65℃以下	条件	要求される措置	完了時間	A. 使用済燃料共用プールの水位が運転上の制限を満足しないと判断した場合	A1. 使用済燃料共用プールの水位を回復する措置を開始する。 及び A2. 使用済燃料共用プール内での照射された燃料に係る作業を中止する。ただし、移動中の燃料は所定の場所に移動する。	速やかに  速やかに	B. 使用済燃料共用プールの水温が運転上の制限を満足しないと判断した場合	B1. 使用済燃料共用プールの水温を回復する措置を開始する。	速やかに	<p>福島第一安定化センター及び福島第一原子力発電所の組織見直しに伴う変更</p>
項目	運転上の制限																															
使用済燃料共用プールの水位	オーバーフロー水位付近にあること																															
使用済燃料共用プールの水温	65℃以下																															
条件	要求される措置	完了時間																														
A. 使用済燃料共用プールの水位が運転上の制限を満足しないと判断した場合	A1. 使用済燃料共用プールの水位を回復する措置を開始する。 及び A2. 使用済燃料共用プール内での照射された燃料に係る作業を中止する。ただし、移動中の燃料は所定の場所に移動する。	速やかに  速やかに																														
B. 使用済燃料共用プールの水温が運転上の制限を満足しないと判断した場合	B1. 使用済燃料共用プールの水温を回復する措置を開始する。	速やかに																														
項目	運転上の制限																															
使用済燃料共用プールの水位	オーバーフロー水位付近にあること																															
使用済燃料共用プールの水温	65℃以下																															
条件	要求される措置	完了時間																														
A. 使用済燃料共用プールの水位が運転上の制限を満足しないと判断した場合	A1. 使用済燃料共用プールの水位を回復する措置を開始する。 及び A2. 使用済燃料共用プール内での照射された燃料に係る作業を中止する。ただし、移動中の燃料は所定の場所に移動する。	速やかに  速やかに																														
B. 使用済燃料共用プールの水温が運転上の制限を満足しないと判断した場合	B1. 使用済燃料共用プールの水温を回復する措置を開始する。	速やかに																														

福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表

変更前	変更後	備考																										
<p>(ほう酸水注入設備) 第142条 原子炉の状態を維持するにあたって、ほう酸水注入設備は、表142-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、以下の期間は、運転上の制限を満足しないとはみなさない。</p> <p>(1) ほう酸水の注入準備から、注入後の表142-1で定める範囲内に復旧するまでの期間。なお、注入後は、速やかに表142-1で定める範囲内に復旧する措置を開始すること。</p> <p>2. 「NM-51-5 運転操作マニュアル」, 「NM-51-14 定例試験マニュアル」及び「NM-51-30 水質管理マニュアル」に基づき、ほう酸水注入設備を管理するとともに、前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 放射線・化学管理GMは、ほう酸水濃度を1ヶ月に1回測定し、その結果を当直長に通知する。</p> <p>(2) 当直長は、ほう酸水タンクの水位及び温度が図142-1, 2の範囲内にあることを1ヶ月に1回確認する。</p> <p>3. 当直長は、ほう酸水注入設備が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、「NM-51-5 運転操作マニュアル」に基づき、表142-2の措置を講じる。</p> <p>表142-1</p> <table border="1" data-bbox="115 926 1133 1041"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ほう酸水注入設備</td> <td>ほう酸水タンクの水位及び温度が図142-1, 2の範囲内にあること</td> </tr> </tbody> </table> <p>表142-2</p> <table border="1" data-bbox="115 1113 1133 1438"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. ほう酸水タンクの水位及び温度が図142-1, 2の範囲内でない場合</td> <td>A 1. ほう酸水タンクの水位及び温度を図142-1, 2の範囲内に復旧する。</td> <td>速やかに現場対応を行う体制を整えた後8時間</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B 1. ほう酸水の注入手段を確保する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p>(省略)</p>	項目	運転上の制限	ほう酸水注入設備	ほう酸水タンクの水位及び温度が図142-1, 2の範囲内にあること	条件	要求される措置	完了時間	A. ほう酸水タンクの水位及び温度が図142-1, 2の範囲内でない場合	A 1. ほう酸水タンクの水位及び温度を図142-1, 2の範囲内に復旧する。	速やかに現場対応を行う体制を整えた後8時間	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B 1. ほう酸水の注入手段を確保する措置を開始する。	速やかに	<p>(ほう酸水注入設備) 第142条 原子炉の状態を維持するにあたって、ほう酸水注入設備は、表142-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、以下の期間は、運転上の制限を満足しないとはみなさない。</p> <p>(1) ほう酸水の注入準備から、注入後の表142-1で定める範囲内に復旧するまでの期間。なお、注入後は、速やかに表142-1で定める範囲内に復旧する措置を開始すること。</p> <p>2. 「NM-51-5 運転操作マニュアル」, 「NM-51-14 定例試験マニュアル」及び「NM-51-30 水質管理マニュアル」に基づき、ほう酸水注入設備を管理するとともに、前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 分析評価GMは、ほう酸水濃度を1ヶ月に1回測定し、その結果を当直長に通知する。</p> <p>(2) 当直長は、ほう酸水タンクの水位及び温度が図142-1, 2の範囲内にあることを1ヶ月に1回確認する。</p> <p>3. 当直長は、ほう酸水注入設備が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、「NM-51-5 運転操作マニュアル」に基づき、表142-2の措置を講じる。</p> <p>表142-1</p> <table border="1" data-bbox="1338 926 2356 1041"> <thead> <tr> <th>項目</th> <th>運転上の制限</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>ほう酸水注入設備</td> <td>ほう酸水タンクの水位及び温度が図142-1, 2の範囲内にあること</td> </tr> </tbody> </table> <p>表142-2</p> <table border="1" data-bbox="1338 1113 2356 1438"> <thead> <tr> <th>条件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. ほう酸水タンクの水位及び温度が図142-1, 2の範囲内でない場合</td> <td>A 1. ほう酸水タンクの水位及び温度を図142-1, 2の範囲内に復旧する。</td> <td>速やかに現場対応を行う体制を整えた後8時間</td> </tr> <tr> <td>B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合</td> <td>B 1. ほう酸水の注入手段を確保する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table> <p>(省略)</p>	項目	運転上の制限	ほう酸水注入設備	ほう酸水タンクの水位及び温度が図142-1, 2の範囲内にあること	条件	要求される措置	完了時間	A. ほう酸水タンクの水位及び温度が図142-1, 2の範囲内でない場合	A 1. ほう酸水タンクの水位及び温度を図142-1, 2の範囲内に復旧する。	速やかに現場対応を行う体制を整えた後8時間	B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B 1. ほう酸水の注入手段を確保する措置を開始する。	速やかに	<p>福島第一安定化センター及び福島第一原子力発電所の組織見直しに伴う変更</p>
項目	運転上の制限																											
ほう酸水注入設備	ほう酸水タンクの水位及び温度が図142-1, 2の範囲内にあること																											
条件	要求される措置	完了時間																										
A. ほう酸水タンクの水位及び温度が図142-1, 2の範囲内でない場合	A 1. ほう酸水タンクの水位及び温度を図142-1, 2の範囲内に復旧する。	速やかに現場対応を行う体制を整えた後8時間																										
B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B 1. ほう酸水の注入手段を確保する措置を開始する。	速やかに																										
項目	運転上の制限																											
ほう酸水注入設備	ほう酸水タンクの水位及び温度が図142-1, 2の範囲内にあること																											
条件	要求される措置	完了時間																										
A. ほう酸水タンクの水位及び温度が図142-1, 2の範囲内でない場合	A 1. ほう酸水タンクの水位及び温度を図142-1, 2の範囲内に復旧する。	速やかに現場対応を行う体制を整えた後8時間																										
B. 条件Aで要求される措置を完了時間内に達成できない場合	B 1. ほう酸水の注入手段を確保する措置を開始する。	速やかに																										

福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表

変更前	変更後	備考																								
<p>(未臨界監視) 第143条 原子炉の未臨界を維持するにあたって、原子炉格納容器内ガスの短半減期核種の放射能濃度及び原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器は表143-1で定める事項を運転上の制限とする。なお、本条文は1号炉、2号炉及び3号炉のみ適用される。</p> <p>2. 前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、「NM-51-6 状態管理マニュアル」に基づき、次の各号を実施する。 (1) 当直長は、原子炉格納容器内ガスの短半減期核種の放射能濃度を、1時間に1回確認する。 (2) 当直長は、原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器が動作可能であることを1時間に1回確認する。</p> <p>3. 当直長は、原子炉格納容器内ガスの短半減期核種の放射能濃度又は原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、「NM-51-6 状態管理マニュアル」に基づき、表143-2の措置を講じる。</p> <p>(中略)</p> <p>表143-2</p> <table border="1" data-bbox="172 961 1193 1604"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 短半減期核種の放射能濃度が運転上の制限を満足していないと判断した場合</td> <td>A 1. ほう酸水を注入する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. 動作可能である原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器が1チャンネルもない場合</td> <td>B 1. 原子炉圧力容器底部の温度上昇率、モニタリングポスト及び可搬型モニタリングポストの空間線量率を記録し、その結果を品質・安全GMに通知する。 及び B 2. 原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</td> <td>速やかに その後 1時間に1回  速やかに</td> </tr> <tr> <td>C. 条件Bで要求される措置を実施中に、未臨界であることが確認できない場合</td> <td>C 1. ほう酸水を注入する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	条 件	要求される措置	完了時間	A. 短半減期核種の放射能濃度が運転上の制限を満足していないと判断した場合	A 1. ほう酸水を注入する措置を開始する。	速やかに	B. 動作可能である原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器が1チャンネルもない場合	B 1. 原子炉圧力容器底部の温度上昇率、モニタリングポスト及び可搬型モニタリングポストの空間線量率を記録し、その結果を品質・安全GMに通知する。 及び B 2. 原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに その後 1時間に1回  速やかに	C. 条件Bで要求される措置を実施中に、未臨界であることが確認できない場合	C 1. ほう酸水を注入する措置を開始する。	速やかに	<p>(未臨界監視) 第143条 原子炉の未臨界を維持するにあたって、原子炉格納容器内ガスの短半減期核種の放射能濃度及び原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器は表143-1で定める事項を運転上の制限とする。なお、本条文は1号炉、2号炉及び3号炉のみ適用される。</p> <p>2. 前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、「NM-51-6 状態管理マニュアル」に基づき、次の各号を実施する。 (1) 当直長は、原子炉格納容器内ガスの短半減期核種の放射能濃度を、1時間に1回確認する。 (2) 当直長は、原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器が動作可能であることを1時間に1回確認する。</p> <p>3. 当直長は、原子炉格納容器内ガスの短半減期核種の放射能濃度又は原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、「NM-51-6 状態管理マニュアル」に基づき、表143-2の措置を講じる。</p> <p>(中略)</p> <p>表143-2</p> <table border="1" data-bbox="1397 961 2418 1604"> <thead> <tr> <th>条 件</th> <th>要求される措置</th> <th>完了時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>A. 短半減期核種の放射能濃度が運転上の制限を満足していないと判断した場合</td> <td>A 1. ほう酸水を注入する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> <tr> <td>B. 動作可能である原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器が1チャンネルもない場合</td> <td>B 1. 原子炉圧力容器底部の温度上昇率、モニタリングポスト及び可搬型モニタリングポストの空間線量率を記録し、その結果を技術GMに通知する。 及び B 2. 原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。</td> <td>速やかに その後 1時間に1回  速やかに</td> </tr> <tr> <td>C. 条件Bで要求される措置を実施中に、未臨界であることが確認できない場合</td> <td>C 1. ほう酸水を注入する措置を開始する。</td> <td>速やかに</td> </tr> </tbody> </table>	条 件	要求される措置	完了時間	A. 短半減期核種の放射能濃度が運転上の制限を満足していないと判断した場合	A 1. ほう酸水を注入する措置を開始する。	速やかに	B. 動作可能である原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器が1チャンネルもない場合	B 1. 原子炉圧力容器底部の温度上昇率、モニタリングポスト及び可搬型モニタリングポストの空間線量率を記録し、その結果を技術GMに通知する。 及び B 2. 原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに その後 1時間に1回  速やかに	C. 条件Bで要求される措置を実施中に、未臨界であることが確認できない場合	C 1. ほう酸水を注入する措置を開始する。	速やかに	<p>福島第一安定化センター及び福島第一原子力発電所の組織見直しに伴う変更</p>
条 件	要求される措置	完了時間																								
A. 短半減期核種の放射能濃度が運転上の制限を満足していないと判断した場合	A 1. ほう酸水を注入する措置を開始する。	速やかに																								
B. 動作可能である原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器が1チャンネルもない場合	B 1. 原子炉圧力容器底部の温度上昇率、モニタリングポスト及び可搬型モニタリングポストの空間線量率を記録し、その結果を品質・安全GMに通知する。 及び B 2. 原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに その後 1時間に1回  速やかに																								
C. 条件Bで要求される措置を実施中に、未臨界であることが確認できない場合	C 1. ほう酸水を注入する措置を開始する。	速やかに																								
条 件	要求される措置	完了時間																								
A. 短半減期核種の放射能濃度が運転上の制限を満足していないと判断した場合	A 1. ほう酸水を注入する措置を開始する。	速やかに																								
B. 動作可能である原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器が1チャンネルもない場合	B 1. 原子炉圧力容器底部の温度上昇率、モニタリングポスト及び可搬型モニタリングポストの空間線量率を記録し、その結果を技術GMに通知する。 及び B 2. 原子炉格納容器ガス管理設備の放射線検出器を動作可能な状態に復旧する措置を開始する。	速やかに その後 1時間に1回  速やかに																								
C. 条件Bで要求される措置を実施中に、未臨界であることが確認できない場合	C 1. ほう酸水を注入する措置を開始する。	速やかに																								

福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(格納容器内の不活性雰囲気維持機能) 第144条 格納容器内の不活性雰囲気を維持するにあたって、窒素ガス封入設備は、表144-1で定める事項を運転上の制限とする。また、格納容器内の水素濃度の監視として、格納容器内水素濃度は表144-1で定める事項を運転上の制限とする。なお、本条文は1号炉、2号炉及び3号炉のみ適用される。ただし、以下の場合は、窒素ガス封入設備に対する運転上の制限を満足しないとはみなさない。</p> <p>(1) 窒素ガス封入設備の点検、電源停止等のために、計画的に窒素ガス封入設備を一時停止し、原子炉格納容器ガス管理設備の水素濃度が水素濃度管理値以下であることを1時間に1回確認する場合。</p> <p>(2) 運転中の窒素ガス分離装置が停止した場合において、速やかに当該窒素ガス分離装置を再起動した場合又は他の窒素ガス分離装置に切り替えた場合。なお、窒素ガス分離装置を再起動する又は他の窒素ガス分離装置に切り替えるまでの間においては、当直長は原子炉格納容器ガス管理設備の水素濃度が水素濃度管理値以下であることを1時間に1回確認する。</p> <p>2. 「FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」, 「NM-51-5 運転操作マニュアル」, 「NM-51-6 状態管理マニュアル」及び「NM-51-14 定例試験マニュアル」に基づき、窒素ガス封入設備及び原子炉格納容器ガス管理設備を管理するとともに、前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 品質・安全GMは、格納容器の状態に応じ、必要な窒素封入量を評価し、当直長に通知する。</p> <p>(2) 当直長は、運転中の窒素ガス分離装置の封入圧力が格納容器圧力以上であること及び必要な窒素封入量が確保されていることを毎日1回確認する。なお、必要な窒素封入量が確保できていない場合は速やかに所定の封入量に戻すこと。</p> <p>(3) 冷却第二GMは、封入する窒素の濃度が99%以上であることを毎日1回確認し、当直長に通知する。</p> <p>(4) 当直長は、表144-2に定める事項を確認する。</p> <p>(5) 品質・安全GMは、原子炉格納容器ガス管理設備の流量が変更された場合、表144-1に定める格納容器内水素濃度を満足するため、原子炉格納容器ガス管理設備内での大気のインリークを考慮した同設備の水素濃度管理値を評価し、当直長に通知する。</p> <p>(6) 当直長は、原子炉格納容器ガス管理設備が運転状態にあること及び原子炉格納容器ガス管理設備の水素濃度が水素濃度管理値以下であることを毎日1回確認する<sup>*1</sup>。</p> <p>※1：原子炉格納容器ガス管理設備が運転状態にない場合又は原子炉格納容器ガス管理設備の水素濃度が確認できない場合には、次の事項を実施する。</p> <p>①当直長は、速やかに必要な窒素封入量が確保されていることを確認する。</p> <p>②当直長は、窒素封入量の減少操作を中止する又は行わない。</p> <p>③品質・安全GMは、格納容器内水素濃度を評価し、当直長に通知する。</p> <p>④当直長は、格納容器内水素濃度の評価結果が、表144-1の格納容器内水素濃度以下であることを確認する。</p> <p>⑤当直長は、原子炉格納容器ガス管理設備の水素検出器の故障により原子炉格納容器ガス管理設備の水素濃度が確認できない場合、速やかに原子炉格納容器ガス管理設備の水素検出器を復旧する措置を開始する。</p> <p>3. 当直長は、窒素ガス封入設備又は格納容器内水素濃度が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、「NM-51-5 運転操作マニュアル」に基づき、表144-3の措置を講じる。 (省 略)</p>	<p>(格納容器内の不活性雰囲気維持機能) 第144条 格納容器内の不活性雰囲気を維持するにあたって、窒素ガス封入設備は、表144-1で定める事項を運転上の制限とする。また、格納容器内の水素濃度の監視として、格納容器内水素濃度は表144-1で定める事項を運転上の制限とする。なお、本条文は1号炉、2号炉及び3号炉のみ適用される。ただし、以下の場合は、窒素ガス封入設備に対する運転上の制限を満足しないとはみなさない。</p> <p>(1) 窒素ガス封入設備の点検、電源停止等のために、計画的に窒素ガス封入設備を一時停止し、原子炉格納容器ガス管理設備の水素濃度が水素濃度管理値以下であることを1時間に1回確認する場合。</p> <p>(2) 運転中の窒素ガス分離装置が停止した場合において、速やかに当該窒素ガス分離装置を再起動した場合又は他の窒素ガス分離装置に切り替えた場合。なお、窒素ガス分離装置を再起動する又は他の窒素ガス分離装置に切り替えるまでの間においては、当直長は原子炉格納容器ガス管理設備の水素濃度が水素濃度管理値以下であることを1時間に1回確認する。</p> <p>2. 「FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル」, 「NM-51-5 運転操作マニュアル」, 「NM-51-6 状態管理マニュアル」及び「NM-51-14 定例試験マニュアル」に基づき、窒素ガス封入設備及び原子炉格納容器ガス管理設備を管理するとともに、前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 技術GMは、格納容器の状態に応じ、必要な窒素封入量を評価し、当直長に通知する。</p> <p>(2) 当直長は、運転中の窒素ガス分離装置の封入圧力が格納容器圧力以上であること及び必要な窒素封入量が確保されていることを毎日1回確認する。なお、必要な窒素封入量が確保できていない場合は速やかに所定の封入量に戻すこと。</p> <p>(3) 冷却第二GMは、封入する窒素の濃度が99%以上であることを毎日1回確認し、当直長に通知する。</p> <p>(4) 当直長は、表144-2に定める事項を確認する。</p> <p>(5) 技術GMは、原子炉格納容器ガス管理設備の流量が変更された場合、表144-1に定める格納容器内水素濃度を満足するため、原子炉格納容器ガス管理設備内での大気のインリークを考慮した同設備の水素濃度管理値を評価し、当直長に通知する。</p> <p>(6) 当直長は、原子炉格納容器ガス管理設備が運転状態にあること及び原子炉格納容器ガス管理設備の水素濃度が水素濃度管理値以下であることを毎日1回確認する<sup>*1</sup>。</p> <p>※1：原子炉格納容器ガス管理設備が運転状態にない場合又は原子炉格納容器ガス管理設備の水素濃度が確認できない場合には、次の事項を実施する。</p> <p>①当直長は、速やかに必要な窒素封入量が確保されていることを確認する。</p> <p>②当直長は、窒素封入量の減少操作を中止する又は行わない。</p> <p>③技術GMは、格納容器内水素濃度を評価し、当直長に通知する。</p> <p>④当直長は、格納容器内水素濃度の評価結果が、表144-1の格納容器内水素濃度以下であることを確認する。</p> <p>⑤当直長は、原子炉格納容器ガス管理設備の水素検出器の故障により原子炉格納容器ガス管理設備の水素濃度が確認できない場合、速やかに原子炉格納容器ガス管理設備の水素検出器を復旧する措置を開始する。</p> <p>3. 当直長は、窒素ガス封入設備又は格納容器内水素濃度が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、「NM-51-5 運転操作マニュアル」に基づき、表144-3の措置を講じる。 (省 略)</p>	<p>福島第一安定化センター及び福島第一原子力発電所の組織見直しに伴う変更</p>

福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(建屋に貯留する滞留水)</p> <p>第145条 建屋に貯留する滞留水は、表145-1、表145-2及び表145-3に定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 「FS-57・WT-001 高レベル放射性滞留水処理関連設備の運転・保守管理マニュアル」に基づき、建屋に貯留する滞留水及び建屋で発生する水素を管理するとともに、前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 水処理第一GMは、2号炉及び3号炉の立坑並びにプロセス主建屋及び雑固体廃棄物減容処理建屋の滞留水の水位<sup>※1</sup>を毎日1回確認する。</p> <p>(2) 水処理第一GMは、1～4号炉タービン建屋、1～4号炉原子炉建屋、1～4号炉廃棄物処理建屋、プロセス主建屋及び雑固体廃棄物減容処理建屋の滞留水の水位<sup>※1</sup>が建屋近傍のサブドレン水の水位より低いことを1週間に1回確認<sup>※2</sup>する。</p> <p>(3) 放射線・化学管理GMは、1～4号炉タービン建屋、プロセス主建屋及び雑固体廃棄物減容処理建屋近傍のサブドレン水の放射能濃度（セシウム134及びセシウム137）を1週間に1回測定し、その結果を水処理第一GMに通知する。</p> <p>※1：電源停止、機器の不具合等で確認できない場合は、隣接号炉又は移送先の水位計等を確認し水位を評価する。 ※2：塩分濃度による比重を考慮した補正值を用いること。</p> <p>3. 水処理第一GMは、建屋に貯留する滞留水が、第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、「FS-57・WT-001 高レベル放射性滞留水処理関連設備の運転・保守管理マニュアル」に基づき、表145-4の措置を講じる。</p> <p>(省 略)</p>	<p>(建屋に貯留する滞留水)</p> <p>第145条 建屋に貯留する滞留水は、表145-1、表145-2及び表145-3に定める事項を運転上の制限とする。</p> <p>2. 「FS-57・WT-001 高レベル放射性滞留水処理関連設備の運転・保守管理マニュアル」に基づき、建屋に貯留する滞留水及び建屋で発生する水素を管理するとともに、前項で定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次の各号を実施する。</p> <p>(1) 水処理第一GMは、2号炉及び3号炉の立坑並びにプロセス主建屋及び雑固体廃棄物減容処理建屋の滞留水の水位<sup>※1</sup>を毎日1回確認する。</p> <p>(2) 水処理第一GMは、1～4号炉タービン建屋、1～4号炉原子炉建屋、1～4号炉廃棄物処理建屋、プロセス主建屋及び雑固体廃棄物減容処理建屋の滞留水の水位<sup>※1</sup>が建屋近傍のサブドレン水の水位より低いことを1週間に1回確認<sup>※2</sup>する。</p> <p>(3) 分析評価GMは、1～4号炉タービン建屋、プロセス主建屋及び雑固体廃棄物減容処理建屋近傍のサブドレン水の放射能濃度（セシウム134及びセシウム137）を1週間に1回測定し、その結果を水処理第一GMに通知する。</p> <p>※1：電源停止、機器の不具合等で確認できない場合は、隣接号炉又は移送先の水位計等を確認し水位を評価する。 ※2：塩分濃度による比重を考慮した補正值を用いること。</p> <p>3. 水処理第一GMは、建屋に貯留する滞留水が、第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、「FS-57・WT-001 高レベル放射性滞留水処理関連設備の運転・保守管理マニュアル」に基づき、表145-4の措置を講じる。</p> <p>(省 略)</p>	<p>福島第一安定化センター及び福島第一原子力発電所の組織見直しに伴う変更</p>



福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(所内電源系統) 第148条 所内電源系統は、表148-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、送電線事故等による瞬停時及び計画的に電源切替等により一時的に停止する場合を除く。</p> <p>2. 「NM-51-5 運転操作マニュアル」及び「NM-51-6 状態管理マニュアル」に基づき、所内電源系統を管理するとともに、前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 当直長は、第138条、第144条及び第146条で要求される設備の維持に必要な交流高圧電源母線が受電されていることを1週間に1回確認する。 (2) 当直長は免震重要棟の維持に必要な交流高圧電源母線が受電されていることを1週間に1回確認し、その結果を<u>建築GM</u>に通知する。</p> <p>3. 当直長は、所内電源系統（免震重要棟の維持に必要な交流高圧電源母線を除く）が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、「NM-51-5 運転操作マニュアル」に基づき、表148-2の措置を講じる。また、<u>建築GM</u>は、免震重要棟の維持に必要な交流高圧電源母線が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、「NE-55-7・1F-B1-001 免震重要棟電気設備保守管理要領」に基づき、表148-2の措置を講じる。</p> <p>(省 略)</p>	<p>(所内電源系統) 第148条 所内電源系統は、表148-1で定める事項を運転上の制限とする。ただし、送電線事故等による瞬停時及び計画的に電源切替等により一時的に停止する場合を除く。</p> <p>2. 「NM-51-5 運転操作マニュアル」及び「NM-51-6 状態管理マニュアル」に基づき、所内電源系統を管理するとともに、前項に定める運転上の制限を満足していることを確認するため、次号を実施する。 (1) 当直長は、第138条、第144条及び第146条で要求される設備の維持に必要な交流高圧電源母線が受電されていることを1週間に1回確認する。 (2) 当直長は免震重要棟の維持に必要な交流高圧電源母線が受電されていることを1週間に1回確認し、その結果を<u>建築第六GM</u>に通知する。</p> <p>3. 当直長は、所内電源系統（免震重要棟の維持に必要な交流高圧電源母線を除く）が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、「NM-51-5 運転操作マニュアル」に基づき、表148-2の措置を講じる。また、<u>建築第六GM</u>は、免震重要棟の維持に必要な交流高圧電源母線が第1項で定める運転上の制限を満足していないと判断した場合、「NE-55-7・1F-B1-001 免震重要棟電気設備保守管理要領」に基づき、表148-2の措置を講じる。</p> <p>(省 略)</p>	<p>福島第一安定化センター及び福島第一原子力発電所の組織見直しに伴う変更</p>

福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表

変更前	変更後	備考
<p>(発電所の敷地内で発生した瓦礫等の管理) 第149条の2 1号炉, 2号炉, 3号炉, 4号炉, 5号炉及び6号炉を含めた発電所の敷地内及び臨時の出入管理箇所が発生した瓦礫等<sup>*1</sup>について, 廃棄物管理GM又は放射線防護管理GMは「FS-57・RE-002 福島第一原子力発電所瓦礫等管理マニュアル」に基づき, 以下の事項を実施する。 (1) 廃棄物管理GMは, 仮設保管設備<sup>*2</sup>, 固体廃棄物貯蔵庫(以下「貯蔵庫」という。)及び覆土式一時保管施設<sup>*3</sup>を含む発電所内の一時保管エリアについて, 柵, ロープ等により区画を行い, 人がみだりに立ち入りできない措置を講じる。また, 遮へいが効果的である場合は遮へいを行う。 (2) 放射線防護管理GMは, 臨時の出入管理箇所の一時保管エリアについて, 柵, ロープ等により区画を行い, 人がみだりに立ち入りできない措置を講じる。また, 遮へいが効果的である場合は遮へいを行う。</p> <p>2. 安定化センター各GM又は各GMは, 「FS-57・RE-002 福島第一原子力発電所瓦礫等管理マニュアル」に基づき, 次に定める瓦礫等の種類に応じて, 回収したものを一時保管エリアに運搬する。また, 切断等の減容処理や発電所敷地内での再利用をすることができる。 (1) 発電所敷地内で発生した瓦礫類<sup>*4</sup>(原子炉建屋上部瓦礫撤去に関する工事等で発生した瓦礫類を除く)は, 安定化センター各GM又は各GMが, 瓦礫類の線量率を測定し, その線量率に応じて, 廃棄物管理GMがあらかじめ定めた線量率の目安値に応じて指定した仮設保管設備, 貯蔵庫, 覆土式一時保管施設又は発電所内の屋外一時保管エリアに運搬する。 (2) 発電所敷地内で発生した瓦礫類のうち, 原子炉建屋上部瓦礫撤去に関する工事等で発生した瓦礫類は, 安定化センター各GM又は各GMが, 瓦礫類の線量率を測定し, その線量率に応じて, 廃棄物管理GMがあらかじめ定めた線量率の目安値に応じて指定した仮設保管設備, 覆土式一時保管施設又は発電所内の屋外一時保管エリアに運搬する。なお, 高線量率の瓦礫類を確認した場合は, 廃棄物管理GMがあらかじめ定めた線量率の目安値に応じた指定に従い, 容器に収納して発電所内の一時保管エリア又は貯蔵庫に運搬するか, 遮へい機能を有する発電所内の一時保管エリアに運搬する。 (3) 周囲への汚染拡大の影響の恐れのある瓦礫類は, 廃棄物管理GMが定める線量率の目安値を超える場合には, 安定化センター各GM又は各GMが, 仮設保管設備, 覆土式一時保管施設又は遮へい機能を有した発電所内の一時保管エリアに運搬するか, 容器に収納して発電所内の一時保管エリアに運搬するか, 発電所内の一時保管エリアに運搬してシートで養生する等の措置を講じる。 (4) 発電所において発生した使用済保護衣等<sup>*5</sup>は, 廃棄物管理GMが, 袋又は容器に収納して発電所内の一時保管エリアに運搬する。なお, 廃棄物管理GMは圧縮等を行うことができる。</p>	<p>(発電所の敷地内で発生した瓦礫等の管理) 第149条の2 1号炉, 2号炉, 3号炉, 4号炉, 5号炉及び6号炉を含めた発電所の敷地内及び臨時の出入管理箇所が発生した瓦礫等<sup>*1</sup>について, 廃棄物管理GM又は放射線安全GMは「FS-57・RE-002 福島第一原子力発電所瓦礫等管理マニュアル」に基づき, 以下の事項を実施する。 (1) 廃棄物管理GMは, 仮設保管設備<sup>*2</sup>, 固体廃棄物貯蔵庫(以下「貯蔵庫」という。)及び覆土式一時保管施設<sup>*3</sup>を含む発電所内の一時保管エリアについて, 柵, ロープ等により区画を行い, 人がみだりに立ち入りできない措置を講じる。また, 遮へいが効果的である場合は遮へいを行う。 (2) 放射線安全GMは, 臨時の出入管理箇所の一時保管エリアについて, 柵, ロープ等により区画を行い, 人がみだりに立ち入りできない措置を講じる。また, 遮へいが効果的である場合は遮へいを行う。</p> <p>2. 各GMは, 「FS-57・RE-002 福島第一原子力発電所瓦礫等管理マニュアル」に基づき, 次に定める瓦礫等の種類に応じて, 回収したものを一時保管エリアに運搬する。また, 切断等の減容処理や発電所敷地内での再利用をすることができる。 (1) 発電所敷地内で発生した瓦礫類<sup>*4</sup>(原子炉建屋上部瓦礫撤去に関する工事等で発生した瓦礫類を除く)は, 各GMが, 瓦礫類の線量率を測定し, その線量率に応じて, 廃棄物管理GMがあらかじめ定めた線量率の目安値に応じて指定した仮設保管設備, 貯蔵庫, 覆土式一時保管施設又は発電所内の屋外一時保管エリアに運搬する。 (2) 発電所敷地内で発生した瓦礫類のうち, 原子炉建屋上部瓦礫撤去に関する工事等で発生した瓦礫類は, 各GMが, 瓦礫類の線量率を測定し, その線量率に応じて, 廃棄物管理GMがあらかじめ定めた線量率の目安値に応じて指定した仮設保管設備, 覆土式一時保管施設又は発電所内の屋外一時保管エリアに運搬する。なお, 高線量率の瓦礫類を確認した場合は, 廃棄物管理GMがあらかじめ定めた線量率の目安値に応じた指定に従い, 容器に収納して発電所内の一時保管エリア又は貯蔵庫に運搬するか, 遮へい機能を有する発電所内の一時保管エリアに運搬する。 (3) 周囲への汚染拡大の影響の恐れのある瓦礫類は, 廃棄物管理GMが定める線量率の目安値を超える場合には, 各GMが, 仮設保管設備, 覆土式一時保管施設又は遮へい機能を有した発電所内の一時保管エリアに運搬するか, 容器に収納して発電所内の一時保管エリアに運搬するか, 発電所内の一時保管エリアに運搬してシートで養生する等の措置を講じる。 (4) 発電所において発生した使用済保護衣等<sup>*5</sup>は, 廃棄物管理GMが, 袋又は容器に収納して発電所内の一時保管エリアに運搬する。なお, 廃棄物管理GMは圧縮等を行うことができる。</p>	<p>福島第一安定化センター及び福島第一原子力発電所の組織見直しに伴う変更</p>

福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(5) 臨時の出入管理箇所において発生した使用済保護衣等は、<u>放射線防護管理GM</u>が、袋又は容器に収納して臨時の出入管理箇所の一時保管エリアに運搬する。なお、<u>放射線防護管理GM</u>は圧縮等を行うことができる。</p> <p>(6) 伐採木は、<u>安定化センター各GM</u>又は各GMが、発電所内の屋外一時保管エリアに運搬する。その際には積載制限、通気性確保等の防火対策を講じる。</p> <p>3. 廃棄物管理GM又は<u>放射線防護管理GM</u>は、「FS-57・RE-002 福島第一原子力発電所瓦礫等管理マニュアル」に基づき、次の事項を確認するとともに、その結果異常が認められた場合には必要な措置を講じる。</p> <p>(1) 廃棄物管理GMは、仮設保管設備、貯蔵庫及び覆土式一時保管施設を含む発電所内の一時保管エリアにおける瓦礫類、使用済保護衣等、伐採木の一時保管状況を確認するために、1週間に1回一時保管エリアを巡視するとともに、1ヶ月に1回一時保管量を確認する。</p> <p>(2) <u>放射線防護管理GM</u>は、臨時の出入管理箇所の一時保管エリアにおける使用済保護衣等の一時保管状況を確認するために、1週間に1回一時保管エリアを巡視するとともに、1ヶ月に1回一時保管量を確認する。</p> <p>(3) 廃棄物管理GMは、覆土式一時保管施設において、覆土完了後、槽内の溜まり水の有無を定期的に確認し、溜まり水が確認された場合には回収する。</p> <p>(4) 廃棄物管理GMは、仮設保管設備、貯蔵庫及び覆土式一時保管施設を含む発電所内の一時保管エリアにおける瓦礫類、使用済保護衣等及び伐採木の一時保管エリアの空間線量率並びに空气中放射性物質濃度を定期的に測定するとともに、線量率測定結果を表示する。</p> <p>(5) <u>放射線防護管理GM</u>は、臨時の出入管理箇所の一時保管エリアにおける使用済保護衣等の一時保管エリアの空間線量率並びに空气中放射性物質濃度を定期的に測定するとともに、線量率測定結果を表示する。</p> <p>※1：瓦礫等とは、瓦礫類、使用済保護衣等及び伐採木等の総称をいう。以下、本条において同じ。</p> <p>※2：仮設保管設備とは、瓦礫等を一時保管する設備のうち、テント、蛇腹ハウス及び雨天練習場等の屋根を設置したものをいう。以下、本条において同じ。</p> <p>※3：覆土式一時保管施設とは、線量低減対策として覆土による遮へい機能を有する一時保管施設をいう。以下、本条において同じ。</p> <p>※4：瓦礫類とは、発電所敷地内において、今回の地震、津波又は水素爆発により発生した瓦礫並びに放射性物質によって汚染された資機材等の総称をいう。以下、本条において同じ。</p> <p>※5：使用済保護衣等とは、使用済保護衣及び使用済保護具をいう。以下、本条において同じ。</p>	<p>(5) 臨時の出入管理箇所において発生した使用済保護衣等は、<u>放射線安全GM</u>が、袋又は容器に収納して臨時の出入管理箇所の一時保管エリアに運搬する。なお、<u>放射線安全GM</u>は圧縮等を行うことができる。</p> <p>(6) 伐採木は、各GMが、発電所内の屋外一時保管エリアに運搬する。その際には積載制限、通気性確保等の防火対策を講じる。</p> <p>3. 廃棄物管理GM又は<u>放射線安全GM</u>は、「FS-57・RE-002 福島第一原子力発電所瓦礫等管理マニュアル」に基づき、次の事項を確認するとともに、その結果異常が認められた場合には必要な措置を講じる。</p> <p>(1) 廃棄物管理GMは、仮設保管設備、貯蔵庫及び覆土式一時保管施設を含む発電所内の一時保管エリアにおける瓦礫類、使用済保護衣等、伐採木の一時保管状況を確認するために、1週間に1回一時保管エリアを巡視するとともに、1ヶ月に1回一時保管量を確認する。</p> <p>(2) <u>放射線安全GM</u>は、臨時の出入管理箇所の一時保管エリアにおける使用済保護衣等の一時保管状況を確認するために、1週間に1回一時保管エリアを巡視するとともに、1ヶ月に1回一時保管量を確認する。</p> <p>(3) 廃棄物管理GMは、覆土式一時保管施設において、覆土完了後、槽内の溜まり水の有無を定期的に確認し、溜まり水が確認された場合には回収する。</p> <p>(4) 廃棄物管理GMは、仮設保管設備、貯蔵庫及び覆土式一時保管施設を含む発電所内の一時保管エリアにおける瓦礫類、使用済保護衣等及び伐採木の一時保管エリアの空間線量率並びに空气中放射性物質濃度を定期的に測定するとともに、線量率測定結果を表示する。</p> <p>(5) <u>放射線安全GM</u>は、臨時の出入管理箇所の一時保管エリアにおける使用済保護衣等の一時保管エリアの空間線量率並びに空气中放射性物質濃度を定期的に測定するとともに、線量率測定結果を表示する。</p> <p>※1：瓦礫等とは、瓦礫類、使用済保護衣等及び伐採木等の総称をいう。以下、本条において同じ。</p> <p>※2：仮設保管設備とは、瓦礫等を一時保管する設備のうち、テント、蛇腹ハウス及び雨天練習場等の屋根を設置したものをいう。以下、本条において同じ。</p> <p>※3：覆土式一時保管施設とは、線量低減対策として覆土による遮へい機能を有する一時保管施設をいう。以下、本条において同じ。</p> <p>※4：瓦礫類とは、発電所敷地内において、今回の地震、津波又は水素爆発により発生した瓦礫並びに放射性物質によって汚染された資機材等の総称をいう。以下、本条において同じ。</p> <p>※5：使用済保護衣等とは、使用済保護衣及び使用済保護具をいう。以下、本条において同じ。</p>	<p>福島第一安定化センター及び福島第一原子力発電所の組織見直しに伴う変更</p>

福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表

変更前	変更後	備考																																																								
<p>(気体廃棄物の管理) 第149条の4 気体廃棄物の放出管理について、「FS-57・RE-001 気体の廃棄物の管理マニュアル」に基づき、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 環境モニタリングGMは、表149の4-1に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、その結果を放射線・化学管理GMに通知する。</p> <p>(2) 放射線・化学管理GMは、表149の4-1の放出箇所から放出された粒子状の放射性物質の敷地境界における空気中の濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を下回ることを確認する。</p> <p>(3) 環境モニタリングGMは、表149の4-1の放出箇所から放出された粒子状の放射性物質の放出量が、放出管理の目標値を下回ることを確認する。</p> <p>(4) 当直長は、表149の4-2の放出箇所から放射性物質を含む空気を放出する場合は、ダスト放射線モニタ及びガス放射線モニタを監視する。</p> <p>(5) 環境モニタリングGMは、表149の4-3に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、その結果を放射線・化学管理GMに通知する。</p> <p>(6) 放射線・化学管理GMは、表149の4-3の放出箇所において、粒子状の放射性物質濃度に有意な上昇傾向が無いことを確認する。</p> <p>表149の4-1</p> <table border="1" data-bbox="94 926 1139 1549"> <thead> <tr> <th>放出箇所</th> <th>測定項目</th> <th>計測器種類</th> <th>測定頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号炉原子炉建屋 カバー排気設備出口</td> <td>粒子状物質 (主要ガンマ線放出核種)</td> <td>試料放射能 測定装置</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>1号炉格納容器 ガス管理設備出口</td> <td>粒子状物質 (主要ガンマ線放出核種)</td> <td>試料放射能 測定装置</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>2号炉原子炉建屋 ブローアウトパネル 部</td> <td>粒子状物質 (主要ガンマ線放出核種)</td> <td>試料放射能 測定装置</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>2号炉格納容器 ガス管理設備出口</td> <td>粒子状物質 (主要ガンマ線放出核種)</td> <td>試料放射能 測定装置</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>3号炉原子炉建屋 上部</td> <td>粒子状物質 (主要ガンマ線放出核種)</td> <td>試料放射能 測定装置</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>3号炉格納容器 ガス管理設備出口</td> <td>粒子状物質 (主要ガンマ線放出核種)</td> <td>試料放射能 測定装置</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> </tbody> </table>	放出箇所	測定項目	計測器種類	測定頻度	1号炉原子炉建屋 カバー排気設備出口	粒子状物質 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能 測定装置	1ヶ月に1回	1号炉格納容器 ガス管理設備出口	粒子状物質 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能 測定装置	1ヶ月に1回	2号炉原子炉建屋 ブローアウトパネル 部	粒子状物質 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能 測定装置	1ヶ月に1回	2号炉格納容器 ガス管理設備出口	粒子状物質 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能 測定装置	1ヶ月に1回	3号炉原子炉建屋 上部	粒子状物質 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能 測定装置	1ヶ月に1回	3号炉格納容器 ガス管理設備出口	粒子状物質 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能 測定装置	1ヶ月に1回	<p>(気体廃棄物の管理) 第149条の4 気体廃棄物の放出管理について、「FS-57・RE-001 気体の廃棄物の管理マニュアル」に基づき、次の事項を実施する。</p> <p>(1) 環境モニタリングGMは、表149の4-1に定める項目について、同表に定める頻度で測定する。</p> <p>(2) 環境モニタリングGMは、表149の4-1の放出箇所から放出された粒子状の放射性物質の敷地境界における空気中の濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を下回ることを確認する。</p> <p>(3) 環境モニタリングGMは、表149の4-1の放出箇所から放出された粒子状の放射性物質の放出量が、放出管理の目標値を下回ることを確認する。</p> <p>(4) 当直長は、表149の4-2の放出箇所から放射性物質を含む空気を放出する場合は、ダスト放射線モニタ及びガス放射線モニタを監視する。</p> <p>(5) 環境モニタリングGMは、表149の4-3に定める項目について、同表に定める頻度で測定する。</p> <p>(6) 環境モニタリングGMは、表149の4-3の放出箇所において、粒子状の放射性物質濃度に有意な上昇傾向が無いことを確認する。</p> <p>表149の4-1</p> <table border="1" data-bbox="1317 926 2362 1514"> <thead> <tr> <th>放出箇所</th> <th>測定項目</th> <th>計測器種類</th> <th>測定頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号炉原子炉建屋 カバー排気設備出口</td> <td>粒子状物質 (主要ガンマ線放出核種)</td> <td>試料放射能 測定装置</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>1号炉格納容器 ガス管理設備出口</td> <td>粒子状物質 (主要ガンマ線放出核種)</td> <td>試料放射能 測定装置</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>2号炉原子炉建屋 排気設備出口</td> <td>粒子状物質 (主要ガンマ線放出核種)</td> <td>試料放射能 測定装置</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>2号炉格納容器 ガス管理設備出口</td> <td>粒子状物質 (主要ガンマ線放出核種)</td> <td>試料放射能 測定装置</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>3号炉原子炉建屋 上部</td> <td>粒子状物質 (主要ガンマ線放出核種)</td> <td>試料放射能 測定装置</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>3号炉格納容器 ガス管理設備出口</td> <td>粒子状物質 (主要ガンマ線放出核種)</td> <td>試料放射能 測定装置</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> </tbody> </table>	放出箇所	測定項目	計測器種類	測定頻度	1号炉原子炉建屋 カバー排気設備出口	粒子状物質 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能 測定装置	1ヶ月に1回	1号炉格納容器 ガス管理設備出口	粒子状物質 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能 測定装置	1ヶ月に1回	2号炉原子炉建屋 排気設備出口	粒子状物質 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能 測定装置	1ヶ月に1回	2号炉格納容器 ガス管理設備出口	粒子状物質 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能 測定装置	1ヶ月に1回	3号炉原子炉建屋 上部	粒子状物質 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能 測定装置	1ヶ月に1回	3号炉格納容器 ガス管理設備出口	粒子状物質 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能 測定装置	1ヶ月に1回	<p>福島第一安定化センター及び福島第一原子力発電所の組織見直しに伴う変更</p> <p>施設運営計画の反映 (2号炉原子炉建屋ブローアウトパネル部閉止及び排気設備設置に伴う変更)</p>
放出箇所	測定項目	計測器種類	測定頻度																																																							
1号炉原子炉建屋 カバー排気設備出口	粒子状物質 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能 測定装置	1ヶ月に1回																																																							
1号炉格納容器 ガス管理設備出口	粒子状物質 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能 測定装置	1ヶ月に1回																																																							
2号炉原子炉建屋 ブローアウトパネル 部	粒子状物質 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能 測定装置	1ヶ月に1回																																																							
2号炉格納容器 ガス管理設備出口	粒子状物質 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能 測定装置	1ヶ月に1回																																																							
3号炉原子炉建屋 上部	粒子状物質 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能 測定装置	1ヶ月に1回																																																							
3号炉格納容器 ガス管理設備出口	粒子状物質 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能 測定装置	1ヶ月に1回																																																							
放出箇所	測定項目	計測器種類	測定頻度																																																							
1号炉原子炉建屋 カバー排気設備出口	粒子状物質 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能 測定装置	1ヶ月に1回																																																							
1号炉格納容器 ガス管理設備出口	粒子状物質 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能 測定装置	1ヶ月に1回																																																							
2号炉原子炉建屋 排気設備出口	粒子状物質 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能 測定装置	1ヶ月に1回																																																							
2号炉格納容器 ガス管理設備出口	粒子状物質 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能 測定装置	1ヶ月に1回																																																							
3号炉原子炉建屋 上部	粒子状物質 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能 測定装置	1ヶ月に1回																																																							
3号炉格納容器 ガス管理設備出口	粒子状物質 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能 測定装置	1ヶ月に1回																																																							

福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表

変更前				変更後				備考
表149の4-2				表149の4-2				施設運営計画の反映 (2号炉原子炉建屋ブローアウトパネル部閉止及び排気設備設置に伴う変更)
放出箇所	監視項目	計測器種類	監視頻度	放出箇所	監視項目	計測器種類	監視頻度	
1号炉原子炉建屋 カバー排気設備出口	粒子状物質	ダスト放射線モニタ	常時	1号炉原子炉建屋 カバー排気設備出口	粒子状物質	ダスト放射線モニタ	常時	
1号炉格納容器 ガス管理設備出口	粒子状物質	ダスト放射線モニタ	常時	1号炉格納容器 ガス管理設備出口	粒子状物質	ダスト放射線モニタ	常時	
	希ガス	ガス放射線モニタ			ガス放射線モニタ			
2号炉格納容器 ガス管理設備出口	粒子状物質	ダスト放射線モニタ	常時	2号炉原子炉建屋 排気設備出口	粒子状物質	ダスト放射線モニタ	常時	
	希ガス	ガス放射線モニタ		2号炉格納容器 ガス管理設備出口	粒子状物質	ダスト放射線モニタ	常時	
3号炉格納容器 ガス管理設備出口	粒子状物質	ダスト放射線モニタ	常時	3号炉格納容器 ガス管理設備出口	希ガス	ガス放射線モニタ	常時	
	希ガス	ガス放射線モニタ			粒子状物質	ダスト放射線モニタ		
(省 略)				(省 略)				

福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(放射性気体廃棄物の管理)</p> <p>第149条の5</p> <p>放射線・化学管理GMは、「FS-57・RE-001 気体の廃棄物の管理マニュアル」に基づき、表149の5-1に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、次の事項を管理する。また、測定した結果を5/6号炉の当直長に通知する。</p> <p>(1) 排気筒等からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないこと。</p> <p>(2) 排気筒等からの放射性物質(希ガス、よう素131)の放出量が、表149の5-2に定める放出管理目標値を超えないように努めること。</p> <p>2. 5/6号炉の当直長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、排気筒等より放出し、排気筒モニタを監視する。</p> <p>(省 略)</p>	<p>(放射性気体廃棄物の管理)</p> <p>第149条の5</p> <p>5・6号放射線管理GMは、「FS-57・RE-001 気体の廃棄物の管理マニュアル」に基づき、表149の5-1に定める項目について、同表に定める頻度で測定し、次の事項を管理する。また、測定した結果を5/6号炉の当直長に通知する。</p> <p>(1) 排気筒等からの放射性気体廃棄物の放出による周辺監視区域外の空気中の放射性物質濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を超えないこと。</p> <p>(2) 排気筒等からの放射性物質(希ガス、よう素131)の放出量が、表149の5-2に定める放出管理目標値を超えないように努めること。</p> <p>2. 5/6号炉の当直長は、放射性気体廃棄物を放出する場合は、排気筒等より放出し、排気筒モニタを監視する。</p> <p>(省 略)</p>	<p>福島第一安定化センター及び福島第一原子力発電所の組織見直しに伴う変更</p>

福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表

変更前	変更後	備考																						
<p>(放出管理用計測器の管理) 第149条の6 各GMは、「FS-57・RE-001 気体の廃棄物の管理マニュアル」に基づき、表149の6に定める放出管理用計測器について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。</p> <p>表149の6</p> <table border="1" data-bbox="94 499 1136 732"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>計測器種類</th> <th>所管GM</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射性気体廃棄物 放出管理用計測器</td> <td>排気筒モニタ</td> <td>計測制御GM</td> <td>3台<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td>試料放射能測定装置</td> <td><u>放射線・化学管理GM</u></td> <td>1台<sup>※2</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：5，6号炉共用排気筒モニタ，5号炉非常用ガス処理系排気筒モニタ及び6号炉非常用ガス処理系排気筒モニタの合計の台数 ※2：表160の試料放射能測定装置と共用</p>	分類	計測器種類	所管GM	数量	放射性気体廃棄物 放出管理用計測器	排気筒モニタ	計測制御GM	3台 <sup>※1</sup>	試料放射能測定装置	<u>放射線・化学管理GM</u>	1台 <sup>※2</sup>	<p>(放出管理用計測器の管理) 第149条の6 各GMは、「FS-57・RE-001 気体の廃棄物の管理マニュアル」に基づき、表149の6に定める放出管理用計測器について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。</p> <p>表149の6</p> <table border="1" data-bbox="1314 499 2356 732"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>計測器種類</th> <th>所管GM</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">放射性気体廃棄物 放出管理用計測器</td> <td>排気筒モニタ</td> <td>計測制御GM</td> <td>3台<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td>試料放射能測定装置</td> <td><u>保安総括GM</u></td> <td>1台<sup>※2</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：5，6号炉共用排気筒モニタ，5号炉非常用ガス処理系排気筒モニタ及び6号炉非常用ガス処理系排気筒モニタの合計の台数 ※2：表160の試料放射能測定装置と共用</p>	分類	計測器種類	所管GM	数量	放射性気体廃棄物 放出管理用計測器	排気筒モニタ	計測制御GM	3台 <sup>※1</sup>	試料放射能測定装置	<u>保安総括GM</u>	1台 <sup>※2</sup>	<p>福島第一安定化センター及び福島第一原子力発電所の組織見直しに伴う変更</p>
分類	計測器種類	所管GM	数量																					
放射性気体廃棄物 放出管理用計測器	排気筒モニタ	計測制御GM	3台 <sup>※1</sup>																					
	試料放射能測定装置	<u>放射線・化学管理GM</u>	1台 <sup>※2</sup>																					
分類	計測器種類	所管GM	数量																					
放射性気体廃棄物 放出管理用計測器	排気筒モニタ	計測制御GM	3台 <sup>※1</sup>																					
	試料放射能測定装置	<u>保安総括GM</u>	1台 <sup>※2</sup>																					

福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>第5節 放射線管理</p> <p>(管理対象区域の設定及び解除)</p> <p>第150条 管理対象区域は、添付2-1に示す区域とする。</p> <p>2. <u>放射線・化学管理GM</u>は、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、管理対象区域を柵等の区画物によって区画する他、標識を設けることによって明らかに他の場所と区別する。ただし、管理対象区域境界と周辺監視区域境界が同一の場合であって、周辺監視区域境界に第156条の措置を講じる場合は、この限りでない。</p> <p>3. <u>放射線・化学管理GM</u>は、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、管理対象区域の解除を行う場合は、法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。</p> <p>4. <u>放射線・化学管理GM</u>は、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、添付2-1における建物等の内部の管理対象区域境界付近において、表150に示す作業を行う場合で、3ヶ月以内に限り管理対象区域を設定又は解除することができる。設定又は解除にあたって、<u>放射線・化学管理GM</u>は目的、期間及び場所を明らかにするとともに、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、<u>放射線・化学管理GM</u>はあらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。</p> <p>5. <u>放射線・化学管理GM</u>は、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、第4項以外で、建物等の内部において一時的に管理対象区域を設定又は解除する場合は、主任技術者の確認を得て、所長の承認を得て行うことができる。設定又は解除にあたって、<u>放射線・化学管理GM</u>は目的、期間及び場所を明らかにするとともに、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、<u>放射線・化学管理GM</u>はあらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認し、主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>6. <u>放射線・化学管理GM</u>は、第5項にかかわらず、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、緊急を要する場合は管理対象区域を設定することができる。設定にあたって、<u>放射線・化学管理GM</u>は法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。</p> <p>7. <u>放射線・化学管理GM</u>は、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、第6項における管理対象区域を設定した場合は、設定後において、目的、期間及び場所を明らかにし、主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを<u>放射線・化学管理GM</u>が確認し、主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>(省 略)</p>	<p>第5節 放射線管理</p> <p>(管理対象区域の設定及び解除)</p> <p>第150条 管理対象区域は、添付2-1に示す区域とする。</p> <p>2. <u>1～4号放射線管理GM及び5・6号放射線管理GM</u>（以下「放射線管理GM」という。）は、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、管理対象区域を柵等の区画物によって区画する他、標識を設けることによって明らかに他の場所と区別する。ただし、管理対象区域境界と周辺監視区域境界が同一の場合であって、周辺監視区域境界に第156条の措置を講じる場合は、この限りでない。</p> <p>3. <u>放射線管理GM</u>は、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、管理対象区域の解除を行う場合は、法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。</p> <p>4. <u>放射線管理GM</u>は、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、添付2-1における建物等の内部の管理対象区域境界付近において、表150に示す作業を行う場合で、3ヶ月以内に限り管理対象区域を設定又は解除することができる。設定又は解除にあたって、<u>放射線管理GM</u>は目的、期間及び場所を明らかにするとともに、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、<u>放射線管理GM</u>はあらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。</p> <p>5. <u>放射線管理GM</u>は、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、第4項以外で、建物等の内部において一時的に管理対象区域を設定又は解除する場合は、主任技術者の確認を得て、所長の承認を得て行うことができる。設定又は解除にあたって、<u>放射線管理GM</u>は目的、期間及び場所を明らかにするとともに、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、<u>放射線管理GM</u>はあらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認し、主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>6. <u>放射線管理GM</u>は、第5項にかかわらず、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、緊急を要する場合は管理対象区域を設定することができる。設定にあたって、<u>放射線管理GM</u>は法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。</p> <p>7. <u>放射線管理GM</u>は、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、第6項における管理対象区域を設定した場合は、設定後において、目的、期間及び場所を明らかにし、主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを<u>放射線管理GM</u>が確認し、主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>(省 略)</p>	<p>福島第一安定化センター及び福島第一原子力発電所の組織見直しに伴う変更</p>



福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(管理区域の設定及び解除)</p> <p>第150条の2 管理区域は、添付2に示す区域とする。</p> <p>2. <u>放射線・化学管理GM</u>は、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、管理区域を壁、柵等の区画物によって区画する他、標識を設けることによって明らかに他の場所と区別する。ただし、壁、柵等の区画物が損壊により区画ができない場合であって、管理対象区域境界に第150条第2項の措置を講じる場合は、この限りでない。</p> <p>3. <u>放射線・化学管理GM</u>は、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、管理区域の解除を行う場合は、法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。</p> <p>4. <u>放射線・化学管理GM</u>は、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、添付2における管理区域境界付近又は管理区域設定・解除予定エリアにおいて、表150の2に示す作業を行う場合で、3ヶ月以内に限り管理区域を設定又は解除することができる。設定又は解除にあたって、<u>放射線・化学管理GM</u>は目的、期間及び場所を明らかにするとともに、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、<u>放射線・化学管理GM</u>はあらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。</p> <p>5. <u>放射線・化学管理GM</u>は、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、第4項以外で、一時的に管理区域を設定又は解除する場合は、主任技術者の確認を得て、所長の承認を得て行うことができる。設定又は解除にあたって、<u>放射線・化学管理GM</u>は目的、期間及び場所を明らかにするとともに、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、<u>放射線・化学管理GM</u>はあらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認し、主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>6. <u>放射線・化学管理GM</u>は、第5項にかかわらず、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、緊急を要する場合は管理区域を設定することができる。設定にあたって、<u>放射線・化学管理GM</u>は法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。</p> <p>7. <u>放射線・化学管理GM</u>は、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、第6項における管理区域を設定した場合は、設定後において、目的、期間及び場所を明らかにし、主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを<u>放射線・化学管理GM</u>が確認し、主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>(省 略)</p>	<p>(管理区域の設定及び解除)</p> <p>第150条の2 管理区域は、添付2に示す区域とする。</p> <p>2. <u>放射線管理GM</u>は、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、管理区域を壁、柵等の区画物によって区画する他、標識を設けることによって明らかに他の場所と区別する。ただし、壁、柵等の区画物が損壊により区画ができない場合であって、管理対象区域境界に第150条第2項の措置を講じる場合は、この限りでない。</p> <p>3. <u>放射線管理GM</u>は、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、管理区域の解除を行う場合は、法令に定める管理区域に係る値を超えていないことを確認する。</p> <p>4. <u>放射線管理GM</u>は、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、添付2における管理区域境界付近又は管理区域設定・解除予定エリアにおいて、表150の2に示す作業を行う場合で、3ヶ月以内に限り管理区域を設定又は解除することができる。設定又は解除にあたって、<u>放射線管理GM</u>は目的、期間及び場所を明らかにするとともに、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、<u>放射線管理GM</u>はあらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。</p> <p>5. <u>放射線管理GM</u>は、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、第4項以外で、一時的に管理区域を設定又は解除する場合は、主任技術者の確認を得て、所長の承認を得て行うことができる。設定又は解除にあたって、<u>放射線管理GM</u>は目的、期間及び場所を明らかにするとともに、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、<u>放射線管理GM</u>はあらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認し、主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>6. <u>放射線管理GM</u>は、第5項にかかわらず、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、緊急を要する場合は管理区域を設定することができる。設定にあたって、<u>放射線管理GM</u>は法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを確認する。</p> <p>7. <u>放射線管理GM</u>は、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、第6項における管理区域を設定した場合は、設定後において、目的、期間及び場所を明らかにし、主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。なお、当該エリアを元に戻す場合についても、あらかじめ法令に定める管理区域に係る条件を満足できることを<u>放射線管理GM</u>が確認し、主任技術者の確認を得て、所長の承認を得る。</p> <p>(省 略)</p>	<p>福島第一安定化センター及び福島第一原子力発電所の組織見直しに伴う変更</p>

福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(管理対象区域内における区域区分)</p> <p>第151条</p> <p><u>放射線・化学管理GM</u>は、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、管理対象区域を管理区域と管理区域を除く区域に区分する。</p> <p>2. 管理区域と管理区域を除く区域は、添付2-1に示す区域とする。</p> <p>3. <u>放射線・化学管理GM</u>は、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、一時的に第1項に係る区域区分を変更する場合は、目的、期間及び場所を明らかにする。</p>	<p>(管理対象区域内における区域区分)</p> <p>第151条</p> <p><u>放射線管理GM</u>は、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、管理対象区域を管理区域と管理区域を除く区域に区分する。</p> <p>2. 管理区域と管理区域を除く区域は、添付2-1に示す区域とする。</p> <p>3. <u>放射線管理GM</u>は、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、一時的に第1項に係る区域区分を変更する場合は、目的、期間及び場所を明らかにする。</p>	<p>福島第一安定化センター及び福島第一原子力発電所の組織見直しに伴う変更</p>

福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表

変更前	変更後	備考
<p>(管理対象区域のうち管理区域を除く区域内における区域区分)</p> <p>第151条の2</p> <p><u>放射線・化学管理GM</u>は、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、管理区域を除く管理対象区域を次のとおり区分することができる。</p> <p>(1) 表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれのない区域 (以下「汚染のおそれのない管理対象区域」という。)</p> <p>(2) 表面汚染密度又は空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超える区域又は超えるおそれのある区域</p> <p>2. 汚染のおそれのない管理対象区域は、添付2-1に示す区域とする。</p> <p>3. <u>放射線・化学管理GM</u>は、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、一時的に第1項に係る区域区分を変更する場合は、目的、期間及び場所を明らかにするとともに、あらかじめ区域区分に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元の区域区分に戻す場合についても、<u>放射線・化学管理GM</u>はあらかじめ区域区分に係る条件を満足できることを確認する。</p> <p>4. <u>放射線・化学管理GM</u>は、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、汚染のおそれのない管理対象区域と第1項(2)で定める区域が隣接する場合は、第1項(2)で定める区域への入口付近に注意事項を掲示する。</p> <p>5. <u>放射線・化学管理GM</u>又は<u>作業放射線管理GM</u>は、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、汚染のおそれのない管理対象区域で表面汚染密度又は空気中の放射性物質濃度が管理区域に係る値を超える場所を確認した場合は、直ちに当該箇所を区画、第1項(2)に定める区分に変更する等の応急措置を講じるとともに、除染等の措置により管理区域に係る値を超えていないことを確認する。</p>	<p>(管理対象区域のうち管理区域を除く区域内における区域区分)</p> <p>第151条の2</p> <p><u>放射線管理GM</u>は、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、管理区域を除く管理対象区域を次のとおり区分することができる。</p> <p>(1) 表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれのない区域 (以下「汚染のおそれのない管理対象区域」という。)</p> <p>(2) 表面汚染密度又は空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超える区域又は超えるおそれのある区域</p> <p>2. 汚染のおそれのない管理対象区域は、添付2-1に示す区域とする。</p> <p>3. <u>放射線管理GM</u>は、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、一時的に第1項に係る区域区分を変更する場合は、目的、期間及び場所を明らかにするとともに、あらかじめ区域区分に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元の区域区分に戻す場合についても、<u>放射線管理GM</u>はあらかじめ区域区分に係る条件を満足できることを確認する。</p> <p>4. <u>放射線管理GM</u>は、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、汚染のおそれのない管理対象区域と第1項(2)で定める区域が隣接する場合は、第1項(2)で定める区域への入口付近に注意事項を掲示する。</p> <p>5. <u>放射線管理GM</u>又は<u>作業環境改善GM</u>は、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、汚染のおそれのない管理対象区域で表面汚染密度又は空気中の放射性物質濃度が管理区域に係る値を超える場所を確認した場合は、直ちに当該箇所を区画、第1項(2)に定める区分に変更する等の応急措置を講じるとともに、除染等の措置により管理区域に係る値を超えていないことを確認する。</p>	<p>福島第一安定化センター及び福島第一原子力発電所の組織見直しに伴う変更</p>

福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表

変更前	変更後	備考
<p>(管理区域内における区域区分)</p> <p>第151条の3</p> <p><u>放射線・化学管理GM</u>は、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、管理区域を次のとおり区分することができる。</p> <p>(1) 表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれのない区域 (以下「汚染のおそれのない管理区域」という。)</p> <p>(2) 表面汚染密度又は空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超える区域又は超えるおそれのある区域</p> <p>2. 汚染のおそれのない管理区域は、添付2に示す区域とする。</p> <p>3. <u>放射線・化学管理GM</u>は、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、一時的に第1項に係る区域区分を変更する場合は、目的、期間及び場所を明らかにするとともに、あらかじめ区域区分に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元の区域区分に戻す場合についても、<u>放射線・化学管理GM</u>はあらかじめ区域区分に係る条件を満足できることを確認する。</p> <p>4. <u>放射線・化学管理GM</u>は、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、汚染のおそれのない管理区域と第1項(2)で定める区域が隣接する場合は、第1項(2)で定める区域への入口付近に標識を設ける。</p>	<p>(管理区域内における区域区分)</p> <p>第151条の3</p> <p><u>放射線管理GM</u>は、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、管理区域を次のとおり区分することができる。</p> <p>(1) 表面汚染密度及び空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超えるおそれのない区域 (以下「汚染のおそれのない管理区域」という。)</p> <p>(2) 表面汚染密度又は空気中の放射性物質濃度が法令に定める管理区域に係る値を超える区域又は超えるおそれのある区域</p> <p>2. 汚染のおそれのない管理区域は、添付2に示す区域とする。</p> <p>3. <u>放射線管理GM</u>は、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、一時的に第1項に係る区域区分を変更する場合は、目的、期間及び場所を明らかにするとともに、あらかじめ区域区分に係る条件を満足できることを確認する。なお、当該エリアを元の区域区分に戻す場合についても、<u>放射線管理GM</u>はあらかじめ区域区分に係る条件を満足できることを確認する。</p> <p>4. <u>放射線管理GM</u>は、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、汚染のおそれのない管理区域と第1項(2)で定める区域が隣接する場合は、第1項(2)で定める区域への入口付近に標識を設ける。</p>	<p>福島第一安定化センター及び福島第一原子力発電所の組織見直しに伴う変更</p>

福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(管理対象区域内における特別措置)</p> <p>第152条</p> <p>管理対象区域内における特別措置が必要な区域は、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、次に示す区域とする。</p> <p>(1) 放射線レベルが高い場所</p> <p>(2) 放射線レベルが確認されていない場所</p> <p>(3) 滞留水を貯留する場所</p> <p>2. <u>安定化センター各GM又は各GM</u>は、第1項に定める各区域について、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、次の措置を講じる。</p> <p>(1) <u>放射線・化学管理GM</u>は、管理対象区域に立ち入る者が見やすい場所に、第1項(1)及び(2)に示す場所を明確にしたサーベイマップを掲示して周知する他、作業員以外が立ち入る可能性及び措置に伴う被ばくを考慮して必要な場合に限り第1項(1)の場所にロープ等による立入制限の措置を講じる。</p> <p>(2) <u>安定化センター各GM又は各GM</u>は、汚染の広がりを防止するため、第1項(3)の区域から退出する場合及び物品等を持ち出す場合は、更衣及び持ち出す物の養生等の措置を講じる。</p> <p>3. <u>安定化センター各GM又は各GM</u>は、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、管理対象区域内で作業を行う場合、作業による線量及び作業環境に応じた放射線防護上の措置を立案するとともに、第1項の区域内で作業を行う場合は、放射線防護上の措置について<u>放射線・化学管理GM又は作業放射線管理GM</u>のレビューを受ける。</p>	<p>(管理対象区域内における特別措置)</p> <p>第152条</p> <p>管理対象区域内における特別措置が必要な区域は、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、次に示す区域とする。</p> <p>(1) 放射線レベルが高い場所</p> <p>(2) 放射線レベルが確認されていない場所</p> <p>(3) 滞留水を貯留する場所</p> <p>2. 各GMは、第1項に定める各区域について、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、次の措置を講じる。</p> <p>(1) <u>放射線管理GM</u>は、管理対象区域に立ち入る者が見やすい場所に、第1項(1)及び(2)に示す場所を明確にしたサーベイマップを掲示して周知する他、作業員以外が立ち入る可能性及び措置に伴う被ばくを考慮して必要な場合に限り第1項(1)の場所にロープ等による立入制限の措置を講じる。</p> <p>(2) 各GMは、汚染の広がりを防止するため、第1項(3)の区域から退出する場合及び物品等を持ち出す場合は、更衣及び持ち出す物の養生等の措置を講じる。</p> <p>3. 各GMは、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、管理対象区域内で作業を行う場合、作業による線量及び作業環境に応じた放射線防護上の措置を立案するとともに、第1項の区域内で作業を行う場合は、放射線防護上の措置について<u>放射線管理GM</u>のレビューを受ける。</p>	<p>福島第一安定化センター及び福島第一原子力発電所の組織見直しに伴う変更</p>

福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(管理区域内における特別措置)</p> <p>第152条の2</p> <p><u>放射線・化学管理GM</u>は、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、管理区域のうち次の基準を超える場合又は超えるおそれがある場合は、標識を設けて他の場所と区別する他、区画、施錠等の措置を講じる。ただし、放射線等の危険性が低い場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 外部放射線に係る線量当量率が1時間につき1ミリシーベルト</p> <p>(2) 空気中の放射性物質濃度又は床、壁、その他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度が、法令に定める管理区域に係る値の10倍</p> <p>2. <u>安定化センター各GM又は各GM</u>は、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、第1項の区域内で作業を行う場合、作業による線量及び作業環境に応じた放射線防護上の措置を立案し、<u>放射線・化学管理GM又は作業放射線管理GM</u>のレビューを受ける。ただし、巡視・点検その他定型化され、別に所長の承認を得た業務を行うために立入る場合は、この限りでない。</p> <p>3. <u>安定化センター各GM又は各GM</u>は、汚染の広がりを防止するため、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、第1項(2)の区域から退出する場合及び物品等を持ち出す場合は、更衣及び持ち出す物の養生等の措置を講じる。</p> <p>4. <u>放射線・化学管理GM</u>は、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、床・壁等の損壊や放射線レベルが高い又は未確認であるため第1項の措置を講じることができない場合、管理区域内における特別措置は第152条に定める管理区域を除く区域における特別措置と同一とする。</p>	<p>(管理区域内における特別措置)</p> <p>第152条の2</p> <p><u>放射線管理GM</u>は、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、管理区域のうち次の基準を超える場合又は超えるおそれがある場合は、標識を設けて他の場所と区別する他、区画、施錠等の措置を講じる。ただし、放射線等の危険性が低い場合は、この限りでない。</p> <p>(1) 外部放射線に係る線量当量率が1時間につき1ミリシーベルト</p> <p>(2) 空気中の放射性物質濃度又は床、壁、その他人の触れるおそれのある物の表面汚染密度が、法令に定める管理区域に係る値の10倍</p> <p>2. 各GMは、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、第1項の区域内で作業を行う場合、作業による線量及び作業環境に応じた放射線防護上の措置を立案し、<u>放射線管理GM</u>のレビューを受ける。ただし、巡視・点検その他定型化され、別に所長の承認を得た業務を行うために立入る場合は、この限りでない。</p> <p>3. 各GMは、汚染の広がりを防止するため、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、第1項(2)の区域から退出する場合及び物品等を持ち出す場合は、更衣及び持ち出す物の養生等の措置を講じる。</p> <p>4. <u>放射線管理GM</u>は、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、床・壁等の損壊や放射線レベルが高い又は未確認であるため第1項の措置を講じることができない場合、管理区域内における特別措置は第152条に定める管理区域を除く区域における特別措置と同一とする。</p>	<p>福島第一安定化センター及び福島第一原子力発電所の組織見直しに伴う変更</p>

福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(管理対象区域への出入管理)</p> <p>第153条</p> <p>保健安全GMは、「NK-58-1 福島第一原子力発電所立入者登録管理マニュアル」に基づき、管理対象区域へ立ち入る次の者に対して許可を与える。</p> <p>(1) 放射線業務従事者：業務上管理対象区域に立入る者</p> <p>(2) 一時立入者：放射線業務従事者以外の者であって、放射線業務従事者の随行により管理対象区域に一時的に立入る者</p> <p>(3) <u>経済産業省告示第二百三十五号附則2に示す緊急作業に従事する間に受けた実効線量が百ミリシーベルトを超えるもののうち、当該作業に欠くことのできない高度の専門的な知識及び経験を有するもので、後任者を容易に得ることができないもの（以下「経過措置対象者」という。）</u></p> <p>2. <u>放射線・化学管理GM</u>は、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、第1項にて許可していない者について、管理対象区域に立入らせない措置を講じる。ただし、防護管理GMが、あらかじめ立入を許可した者のみが乗車する車両に許可を与え、車両が通過する出入管理箇所においては許可を得た車両以外を管理対象区域に立入らせない措置を講じる場合はこの限りでない。</p> <p>3. <u>放射線・化学管理GM</u>は、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、管理対象区域の出入管理箇所又は臨時の出入管理箇所において、人の出入り等を監視する。ただし、防護管理GMがあらかじめ立入を許可した者のみが乗車する車両であることを監視する場合及び<u>放射線防護管理GM又は作業放射線管理GM</u>が発電所外に設置した臨時の出入管理箇所において人の出入り等を監視する場合はこの限りでない。</p> <p>4. <u>放射線・化学管理GM</u>は、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、第3項以外の出入口には、施錠等の人がみだりに立入りできない措置を講じる。ただし、管理対象区域を周辺監視区域と同一とした場合であって、防護管理GMが周辺監視区域境界に柵を設ける又は標識を掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>5. <u>放射線・化学管理GM</u>は、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、管理対象区域から退出する者の身体及び身体に着用している物の表面汚染密度が、法令に定める表面密度限度の10分の1を超えないような措置を講じる。</p> <p>6. <u>放射線レベルが高いため放射線・化学管理GMが第5項の措置を講じることができない場合、放射線・化学管理GM、放射線防護管理GM又は作業放射線管理GMは</u>、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、臨時の出入管理箇所において、管理対象区域から退出する者の身体及び身体に着用している物の表面汚染密度が、スクリーニングレベル※1を超えないような措置を講じる。</p> <p>7. <u>放射線・化学管理GM又は作業放射線管理GM</u>は、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、第151条の2第1項(2)の区域から汚染のおそれのない管理対象区域に移動する者の身体及び身体に着用している物並びに物品等の表面汚染密度が、バックグラウンドを超えないような措置を講じる。</p> <p>※1：スクリーニングレベルとは、原子力災害対策本部が定める警戒区域からのスクリーニングレベル（平成23年9月16日付・原子力非常災害対策本部長通知）をいう。以下、第161条において同じ。</p>	<p>(管理対象区域への出入管理)</p> <p>第153条</p> <p>保健安全GMは、「NK-58-1 福島第一原子力発電所立入者登録管理マニュアル」に基づき、管理対象区域へ立ち入る次の者に対して許可を与える。</p> <p>(1) 放射線業務従事者：業務上管理対象区域に立入る者</p> <p>(2) 一時立入者：放射線業務従事者以外の者であって、放射線業務従事者の随行により管理対象区域に一時的に立入る者。<u>ただし、所員又は安定化センター員で緊急作業に従事する間に受けた実効線量が100ミリシーベルト超過者が管理対象区域で定められた移動経路を経て、管理対象区域でない箇所</u>で執務する場合に限り、放射線業務従事者の随行を必要としない。</p> <p>2. <u>放射線安全GM</u>は、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、第1項にて許可していない者について、管理対象区域に立入らせない措置を講じる。ただし、防護管理GMが、あらかじめ立入を許可した者のみが乗車する車両に許可を与え、車両が通過する出入管理箇所においては許可を得た車両以外を管理対象区域に立入らせない措置を講じる場合はこの限りでない。</p> <p>3. <u>放射線安全GM</u>は、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、管理対象区域の出入管理箇所又は臨時の出入管理箇所において、人の出入り等を監視する。ただし、防護管理GMがあらかじめ立入を許可した者のみが乗車する車両であることを監視する場合及び<u>放射線安全GM</u>が発電所外に設置した臨時の出入管理箇所において人の出入り等を監視する場合はこの限りでない。</p> <p>4. <u>放射線安全GM</u>は、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、第3項以外の出入口には、施錠等の人がみだりに立入りできない措置を講じる。ただし、管理対象区域を周辺監視区域と同一とした場合であって、防護管理GMが周辺監視区域境界に柵を設ける又は標識を掲げる場合は、この限りでない。</p> <p>5. <u>放射線安全GM</u>は、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、管理対象区域から退出する者の身体及び身体に着用している物の表面汚染密度が、法令に定める表面密度限度の10分の1を超えないような措置を講じる。</p> <p>6. <u>放射線安全GMは</u>、放射線レベルが高いため第5項の措置を講じることができない場合、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、臨時の出入管理箇所において、管理対象区域から退出する者の身体及び身体に着用している物の表面汚染密度が、スクリーニングレベル※1を超えないような措置を講じる。</p> <p>7. <u>放射線安全GM又は作業環境改善GM</u>は、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、第151条の2第1項(2)の区域から汚染のおそれのない管理対象区域に移動する者の身体及び身体に着用している物並びに物品等の表面汚染密度が、バックグラウンドを超えないような措置を講じる。</p> <p>※1：スクリーニングレベルとは、原子力災害対策本部が定める警戒区域からのスクリーニングレベル（平成23年9月16日付・原子力非常災害対策本部長通知）をいう。以下、第161条において同じ。</p>	<p>告示の経過措置期間終了に伴う変更</p> <p>福島第一安定化センター及び福島第一原子力発電所の組織見直しに伴う変更</p>

福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表

変更前	変更後	備考
<p>(管理対象区域出入者の遵守事項)</p> <p>第154条</p> <p><u>放射線・化学管理GM</u>は、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、管理対象区域に出入りする安定化センター員及び所員に、次の事項を遵守させる措置を講じる。</p> <p>(1) 出入管理箇所を経由すること。ただし、<u>放射線・化学管理GM</u>の承認を得て、その指示に従う場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 管理対象区域に立入る場合は、個人線量計を着用すること。ただし、一時立入者又は経過措置対象者であって保健安全GMの指示に従う場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 管理対象区域に立入る場合は、所定の保護衣及び保護具を着用すること。ただし、下記のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・汚染のおそれのない管理対象区域に立入る場合</li> <li>・<u>放射線・化学管理GM</u>又は<u>作業放射線管理GM</u>の承認を得て、その指示に従う場合</li> </ul> <p>(4) 第152条第1項(3)に係る区域から退出する場合及び物品等を持ち出す場合は、更衣及び持ち出す物の養生等を行うこと。</p> <p>(5) 管理対象区域から退出する場合又は管理対象区域内で汚染のおそれのない管理対象区域に移動する場合は、身体及び身体に着用している物の表面汚染密度を確認すること。ただし、第153条第5項に基づく<u>放射線・化学管理GM</u>又は第153条第6項に基づく<u>放射線防護管理GM</u>若しくは<u>作業放射線管理GM</u>の指示に従う場合は、この限りでない。</p> <p>(6) 放射性物質を経口摂取するおそれのある場所での飲食及び喫煙をしないこと。</p>	<p>(管理対象区域出入者の遵守事項)</p> <p>第154条</p> <p><u>放射線安全GM</u>は、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、管理対象区域に出入りする所員及び安定化センター員に、次の事項を遵守させる措置を講じる。</p> <p>(1) 出入管理箇所を経由すること。ただし、<u>放射線安全GM</u>の承認を得て、その指示に従う場合は、この限りでない。</p> <p>(2) 管理対象区域に立入る場合は、個人線量計を着用すること。ただし、一時立入者であって保健安全GMの指示に従う場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 管理対象区域に立入る場合は、所定の保護衣及び保護具を着用すること。ただし、下記のいずれかに該当する場合は、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・汚染のおそれのない管理対象区域に立入る場合</li> <li>・<u>放射線管理GM</u>の承認を得て、その指示に従う場合</li> </ul> <p>(4) 第152条第1項(3)に係る区域から退出する場合及び物品等を持ち出す場合は、更衣及び持ち出す物の養生等を行うこと。</p> <p>(5) 管理対象区域から退出する場合又は管理対象区域内で汚染のおそれのない管理対象区域に移動する場合は、身体及び身体に着用している物の表面汚染密度を確認すること。ただし、第153条第5項又は第153条第6項に基づく<u>放射線安全GM</u>の指示に従う場合は、この限りでない。</p> <p>(6) 放射性物質を経口摂取するおそれのある場所での飲食及び喫煙をしないこと。</p>	<p>福島第一安定化センター及び福島第一原子力発電所の組織見直しに伴う変更</p> <p>告示の経過措置期間終了に伴う変更</p>



福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考												
<p>(線量の評価)</p> <p>第157条</p> <p>保健安全GMは、「NK-58-2 福島第一原子力発電所線量管理マニュアル」に基づき、<u>安定化センター員及び所員</u>の放射線業務従事者の実効線量及び等価線量を表157に定める項目及び頻度に基づき評価し、法令に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p> <p>表157</p> <table border="1" data-bbox="94 527 744 669"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>頻 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外部被ばくによる線量</td> <td>3ヶ月に1回<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td>内部被ばくによる線量</td> <td>3ヶ月に1回<sup>※1</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。）にあつては、1ヶ月に1回とする。</p>	項 目	頻 度	外部被ばくによる線量	3ヶ月に1回 <sup>※1</sup>	内部被ばくによる線量	3ヶ月に1回 <sup>※1</sup>	<p>(線量の評価)</p> <p>第157条</p> <p>保健安全GMは、「NK-58-2 福島第一原子力発電所線量管理マニュアル」に基づき、<u>所員及び安定化センター員</u>の放射線業務従事者の実効線量及び等価線量を表157に定める項目及び頻度に基づき評価し、法令に定める線量限度を超えていないことを確認する。</p> <p>表157</p> <table border="1" data-bbox="1314 527 1964 669"> <thead> <tr> <th>項 目</th> <th>頻 度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>外部被ばくによる線量</td> <td>3ヶ月に1回<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td>内部被ばくによる線量</td> <td>3ヶ月に1回<sup>※1</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：女子（妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。）にあつては、1ヶ月に1回とする。</p>	項 目	頻 度	外部被ばくによる線量	3ヶ月に1回 <sup>※1</sup>	内部被ばくによる線量	3ヶ月に1回 <sup>※1</sup>	<p>福島第一安定化センター及び福島第一原子力発電所の組織見直しに伴う変更</p>
項 目	頻 度													
外部被ばくによる線量	3ヶ月に1回 <sup>※1</sup>													
内部被ばくによる線量	3ヶ月に1回 <sup>※1</sup>													
項 目	頻 度													
外部被ばくによる線量	3ヶ月に1回 <sup>※1</sup>													
内部被ばくによる線量	3ヶ月に1回 <sup>※1</sup>													

福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(管理対象区域内の床、壁等の除染)</p> <p>第158条</p> <p><u>安定化センター各GM又は各GM</u>は、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、管理対象区域内において法令に定める表面密度限度を超えるような予期しない汚染を床、壁等に発生させた場合又は発見した場合であって、この汚染の除去を行う場合は、<u>放射線・化学管理GM</u>に連絡する。</p> <p>2. 第1項の汚染箇所に係る作業の所管GMは、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、汚染状況等について<u>放射線・化学管理GM</u>の確認を受けた上で、その協力を得ながら汚染の除去等、放射線防護上の必要な措置を講じる。</p> <p>3. 第2項の所管GMは、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、その措置結果について、<u>放射線・化学管理GM</u>の確認を得る。</p>	<p>(管理対象区域内の床、壁等の除染)</p> <p>第158条</p> <p>各GMは、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、管理対象区域内において法令に定める表面密度限度を超えるような予期しない汚染を床、壁等に発生させた場合又は発見した場合であって、この汚染の除去を行う場合は、<u>放射線管理GM又は作業環境改善GM</u>に連絡する。</p> <p>2. 第1項の汚染箇所に係る作業の所管GMは、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、汚染状況等について<u>放射線管理GM又は作業環境改善GM</u>の確認を受けた上で、その協力を得ながら汚染の除去等、放射線防護上の必要な措置を講じる。</p> <p>3. 第2項の所管GMは、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、その措置結果について、<u>放射線管理GM又は作業環境改善GM</u>の確認を得る。</p>	<p>福島第一安定化センター及び福島第一原子力発電所の組織見直しに伴う変更</p>

福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表

変更前	変更後	備考																																																												
<p>(外部放射線に係る線量当量率等の測定)</p> <p>第159条</p> <p><u>安定化センター各GM又は各GM</u>は、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、表159-1及び表159-2（第151条の2第1項（2）の区域内にある汚染のおそれのない管理対象区域内に限る）に定める管理対象区域内における測定項目について、同表に定める頻度で測定する。ただし、人の立ち入れない措置を講じた管理対象区域については、この限りでない。</p> <p>2. <u>福島第一原子力発電所放射線安全GM</u>（以下「放射線安全GM」という。）は、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、表159-1に定める周辺監視区域境界付近（測定場所は図159に定める。）における測定項目について、同表に定める頻度で測定する。</p> <p>3. <u>放射線・化学管理GM</u>は、第1項の測定により、<u>放射線安全GM</u>は、第2項の測定により、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、異常が認められた場合は、直ちにその原因を調査し、必要な措置を講じる。</p> <p>4. <u>安定化センター各GM又は各GM</u>は、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、第1項に定める測定結果を<u>放射線・化学管理GM</u>に連絡する。<u>放射線・化学管理GM</u>は、測定結果を記入したサーベイマップを作成する。</p> <p>表159-1</p> <table border="1" data-bbox="94 978 1151 1522"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>測定項目</th> <th>所管GM</th> <th>測定頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">1. 管理対象区域内（管理区域内を含む）※1</td> <td rowspan="2">外部放射線に係る線量当量率</td> <td><u>安定化センター各GM又は各GM</u></td> <td>放射線レベルに応じて</td> </tr> <tr> <td><u>放射線・化学管理GM</u>※2</td> <td>毎日運転中に1回※3</td> </tr> <tr> <td>外部放射線に係る線量当量</td> <td><u>放射線・化学管理GM</u></td> <td>1週間に1回</td> </tr> <tr> <td>空気中の放射性物質濃度</td> <td><u>放射線・化学管理GM</u></td> <td>1週間に1回</td> </tr> <tr> <td></td> <td>表面汚染密度</td> <td><u>放射線・化学管理GM</u></td> <td>1週間に1回</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">2. 周辺監視区域境界付近</td> <td>空気吸収線量</td> <td><u>放射線安全GM</u></td> <td>3ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>空気吸収線量率※4</td> <td><u>放射線安全GM</u></td> <td>常時</td> </tr> <tr> <td>空気中の粒子状放射性物質濃度</td> <td><u>放射線安全GM</u></td> <td>3ヶ月に1回</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：人の立入頻度等を考慮して、被ばく管理上重要な項目について測定</p> <p>※2：5号炉及び6号炉のエリアモニタにおいて測定する項目</p> <p>※3：当該エリアが滞留水により人の立ち入れない状況にあり、修理又は代替品の補充が速やかに実施できず、当該エリアの外部放射線に係る線量当量率が定められた頻度で測定できない場合は、他のエリアモニタの計測値で代替する。</p> <p>※4：モニタリングポストにおいて測定する項目</p>	場所	測定項目	所管GM	測定頻度	1. 管理対象区域内（管理区域内を含む）※1	外部放射線に係る線量当量率	<u>安定化センター各GM又は各GM</u>	放射線レベルに応じて	<u>放射線・化学管理GM</u> ※2	毎日運転中に1回※3	外部放射線に係る線量当量	<u>放射線・化学管理GM</u>	1週間に1回	空気中の放射性物質濃度	<u>放射線・化学管理GM</u>	1週間に1回		表面汚染密度	<u>放射線・化学管理GM</u>	1週間に1回	2. 周辺監視区域境界付近	空気吸収線量	<u>放射線安全GM</u>	3ヶ月に1回	空気吸収線量率※4	<u>放射線安全GM</u>	常時	空気中の粒子状放射性物質濃度	<u>放射線安全GM</u>	3ヶ月に1回	<p>(外部放射線に係る線量当量率等の測定)</p> <p>第159条</p> <p>各GMは、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、表159-1及び表159-2（第151条の2第1項（2）の区域内にある汚染のおそれのない管理対象区域内に限る）に定める管理対象区域内における測定項目について、同表に定める頻度で測定する。ただし、人の立ち入れない措置を講じた管理対象区域については、この限りでない。</p> <p>2. <u>環境モニタリングGM</u>は、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、表159-1に定める周辺監視区域境界付近（測定場所は図159に定める。）における測定項目について、同表に定める頻度で測定する。</p> <p>3. <u>放射線管理GM又は作業環境改善GM</u>は、第1項の測定により、<u>環境モニタリングGM</u>は、第2項の測定により、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、異常が認められた場合は、直ちにその原因を調査し、必要な措置を講じる。</p> <p>4. 各GMは、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、第1項に定める測定結果を<u>放射線管理GM</u>に連絡する。<u>放射線管理GM</u>は、測定結果を記入したサーベイマップを作成する。</p> <p>表159-1</p> <table border="1" data-bbox="1314 978 2371 1522"> <thead> <tr> <th>場所</th> <th>測定項目</th> <th>所管GM</th> <th>測定頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="4">1. 管理対象区域内（管理区域内を含む）※1</td> <td rowspan="2">外部放射線に係る線量当量率</td> <td>各GM</td> <td>放射線レベルに応じて</td> </tr> <tr> <td><u>放射線管理GM</u>※2</td> <td>毎日運転中に1回※3</td> </tr> <tr> <td>外部放射線に係る線量当量</td> <td><u>放射線管理GM</u></td> <td>1週間に1回</td> </tr> <tr> <td>空気中の放射性物質濃度</td> <td><u>放射線管理GM</u></td> <td>1週間に1回</td> </tr> <tr> <td></td> <td>表面汚染密度</td> <td><u>放射線管理GM</u></td> <td>1週間に1回</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">2. 周辺監視区域境界付近</td> <td>空気吸収線量</td> <td><u>環境モニタリングGM</u></td> <td>3ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>空気吸収線量率※4</td> <td><u>環境モニタリングGM</u></td> <td>常時</td> </tr> <tr> <td>空気中の粒子状放射性物質濃度</td> <td><u>環境モニタリングGM</u></td> <td>3ヶ月に1回</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：人の立入頻度等を考慮して、被ばく管理上重要な項目について測定</p> <p>※2：5号炉及び6号炉のエリアモニタ、<u>使用済燃料共用プールのエリアモニタ及び使用済燃料乾式キャスク仮保管設備のエリアモニタ</u>において測定する項目</p> <p>※3：当該エリアが滞留水により人の立ち入れない状況にあり、修理又は代替品の補充が速やかに実施できず、当該エリアの外部放射線に係る線量当量率が定められた頻度で測定できない場合は、他のエリアモニタの計測値で代替する。</p> <p>※4：モニタリングポストにおいて測定する項目</p>	場所	測定項目	所管GM	測定頻度	1. 管理対象区域内（管理区域内を含む）※1	外部放射線に係る線量当量率	各GM	放射線レベルに応じて	<u>放射線管理GM</u> ※2	毎日運転中に1回※3	外部放射線に係る線量当量	<u>放射線管理GM</u>	1週間に1回	空気中の放射性物質濃度	<u>放射線管理GM</u>	1週間に1回		表面汚染密度	<u>放射線管理GM</u>	1週間に1回	2. 周辺監視区域境界付近	空気吸収線量	<u>環境モニタリングGM</u>	3ヶ月に1回	空気吸収線量率※4	<u>環境モニタリングGM</u>	常時	空気中の粒子状放射性物質濃度	<u>環境モニタリングGM</u>	3ヶ月に1回	<p>福島第一安定化センター及び福島第一原子力発電所の組織見直しに伴う変更</p> <p>施設運営計画の反映（使用済燃料輸送容器保管建屋からの使用済燃料乾式貯蔵容器の搬出・点検及び使用済燃料乾式キャスク仮保管設備への使用済燃料の運搬・貯蔵に伴う変更）</p>
場所	測定項目	所管GM	測定頻度																																																											
1. 管理対象区域内（管理区域内を含む）※1	外部放射線に係る線量当量率	<u>安定化センター各GM又は各GM</u>	放射線レベルに応じて																																																											
		<u>放射線・化学管理GM</u> ※2	毎日運転中に1回※3																																																											
	外部放射線に係る線量当量	<u>放射線・化学管理GM</u>	1週間に1回																																																											
	空気中の放射性物質濃度	<u>放射線・化学管理GM</u>	1週間に1回																																																											
	表面汚染密度	<u>放射線・化学管理GM</u>	1週間に1回																																																											
2. 周辺監視区域境界付近	空気吸収線量	<u>放射線安全GM</u>	3ヶ月に1回																																																											
	空気吸収線量率※4	<u>放射線安全GM</u>	常時																																																											
	空気中の粒子状放射性物質濃度	<u>放射線安全GM</u>	3ヶ月に1回																																																											
場所	測定項目	所管GM	測定頻度																																																											
1. 管理対象区域内（管理区域内を含む）※1	外部放射線に係る線量当量率	各GM	放射線レベルに応じて																																																											
		<u>放射線管理GM</u> ※2	毎日運転中に1回※3																																																											
	外部放射線に係る線量当量	<u>放射線管理GM</u>	1週間に1回																																																											
	空気中の放射性物質濃度	<u>放射線管理GM</u>	1週間に1回																																																											
	表面汚染密度	<u>放射線管理GM</u>	1週間に1回																																																											
2. 周辺監視区域境界付近	空気吸収線量	<u>環境モニタリングGM</u>	3ヶ月に1回																																																											
	空気吸収線量率※4	<u>環境モニタリングGM</u>	常時																																																											
	空気中の粒子状放射性物質濃度	<u>環境モニタリングGM</u>	3ヶ月に1回																																																											

福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表

変更前				変更後				備考
表159-2				表159-2				福島第一安定化センター及び福島第一原子力発電所の組織見直しに伴う変更
場 所	測定項目	所管GM	測定頻度	場 所	測定項目	所管GM	測定頻度	
汚染のおそれのない管理対象区域内	表面汚染密度	<u>放射線・化学管理GM</u> 又は <u>作業放射線管理GM</u>	毎日1回 (汚染のおそれのない管理対象区域が設定されている期間)	汚染のおそれのない管理対象区域内	表面汚染密度	<u>放射線管理GM</u> 又は <u>作業環境改善GM</u>	毎日1回 (汚染のおそれのない管理対象区域が設定されている期間)	
	空気中の放射性物質濃度			空気中の放射性物質濃度				
(省 略)				(省 略)				

福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表

変更前	変更後	備考																																																																																							
<p>(放射線計測器類の管理) 第160条 安定化センター各GM又は各GMは、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、表160に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。</p> <p>表160</p> <table border="1" data-bbox="92 499 1151 1108"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>計測器種類</th> <th>所管GM</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1. 被ばく管理用計測器</td> <td>電子式線量計</td> <td>放射線安全GM</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>ホールボディカウンタ</td> <td>保健安全GM</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">2. 放射線管理用計測器</td> <td>線量当量率測定用サーベイメータ</td> <td>放射線安全GM</td> <td>7台</td> </tr> <tr> <td>汚染密度測定用サーベイメータ</td> <td>放射線安全GM</td> <td>7台</td> </tr> <tr> <td>退出モニタ</td> <td>放射線安全GM</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>試料放射能測定装置</td> <td>放射線・化学管理GM</td> <td>1台<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td>集積線量計</td> <td>放射線安全GM</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3. 放射線監視用計測器</td> <td>モニタリングポスト</td> <td>放射線安全GM</td> <td>8台</td> </tr> <tr> <td>エリアモニタ</td> <td>計測制御GM</td> <td>82台<sup>※2</sup> <sub>※3</sub></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4. 環境放射能用計測器</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>放射線安全GM</td> <td>1台<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td>積算線量計測定装置</td> <td>放射線安全GM</td> <td>1台</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：表149の6の試料放射能測定装置と共用                  ※2：5号炉及び6号炉におけるエリアモニタの合計の台数。なお、管理区域外測定用の2台を含む。                  ※3：当該エリアが滞留水により人の立ち入れない状況にあり、修理又は代替品の補充が速やかに実施できない場合には、当該エリアの立入りが可能となった後、速やかに修理又は代替品を補充する。</p>	分類	計測器種類	所管GM	数量	1. 被ばく管理用計測器	電子式線量計	放射線安全GM	1式	ホールボディカウンタ	保健安全GM	1台	2. 放射線管理用計測器	線量当量率測定用サーベイメータ	放射線安全GM	7台	汚染密度測定用サーベイメータ	放射線安全GM	7台	退出モニタ	放射線安全GM	2台	試料放射能測定装置	放射線・化学管理GM	1台 <sup>※1</sup>	集積線量計	放射線安全GM	1式	3. 放射線監視用計測器	モニタリングポスト	放射線安全GM	8台	エリアモニタ	計測制御GM	82台 <sup>※2</sup> <sub>※3</sub>	4. 環境放射能用計測器	試料放射能測定装置	放射線安全GM	1台 <sup>※1</sup>	積算線量計測定装置	放射線安全GM	1台	<p>(放射線計測器類の管理) 第160条 各GMは、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、表160に定める放射線計測器類について、同表に定める数量を確保する。ただし、故障等により使用不能となった場合は、修理又は代替品を補充する。</p> <p>表160</p> <table border="1" data-bbox="1314 499 2374 1186"> <thead> <tr> <th>分類</th> <th>計測器種類</th> <th>所管GM</th> <th>数量</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">1. 被ばく管理用計測器</td> <td>電子式線量計</td> <td>保安総括GM</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td>ホールボディカウンタ</td> <td>保安総括GM</td> <td>1台</td> </tr> <tr> <td rowspan="5">2. 放射線管理用計測器</td> <td>線量当量率測定用サーベイメータ</td> <td>保安総括GM</td> <td>7台</td> </tr> <tr> <td>汚染密度測定用サーベイメータ</td> <td>保安総括GM</td> <td>7台</td> </tr> <tr> <td>退出モニタ</td> <td>保安総括GM</td> <td>2台</td> </tr> <tr> <td>試料放射能測定装置</td> <td>保安総括GM</td> <td>1台<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td>集積線量計</td> <td>保安総括GM</td> <td>1式</td> </tr> <tr> <td rowspan="3">3. 放射線監視用計測器</td> <td>モニタリングポスト</td> <td>保安総括GM</td> <td>8台</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">エリアモニタ</td> <td>計測制御GM</td> <td>82台<sup>※2</sup> <sub>※3</sub></td> </tr> <tr> <td>機械第二GM</td> <td>7台<sup>※4</sup></td> </tr> <tr> <td></td> <td>計装第二GM</td> <td>3台<sup>※5</sup></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">4. 環境放射能用計測器</td> <td>試料放射能測定装置</td> <td>保安総括GM</td> <td>1台<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td>積算線量計測定装置</td> <td>保安総括GM</td> <td>1台</td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：表149の6の試料放射能測定装置と共用                  ※2：5号炉及び6号炉におけるエリアモニタの合計の台数。なお、管理区域外測定用の2台を含む。                  ※3：当該エリアが滞留水により人の立ち入れない状況にあり、修理又は代替品の補充が速やかに実施できない場合には、当該エリアの立入りが可能となった後、速やかに修理又は代替品を補充する。                  ※4：使用済燃料共用プールにおけるエリアモニタの合計の台数（エリアモニタが復旧していない場合には、未復旧のエリアモニタを除いた台数とする。）                  ※5：使用済燃料乾式キャスク仮保管設備におけるエリアモニタの合計の台数</p>	分類	計測器種類	所管GM	数量	1. 被ばく管理用計測器	電子式線量計	保安総括GM	1式	ホールボディカウンタ	保安総括GM	1台	2. 放射線管理用計測器	線量当量率測定用サーベイメータ	保安総括GM	7台	汚染密度測定用サーベイメータ	保安総括GM	7台	退出モニタ	保安総括GM	2台	試料放射能測定装置	保安総括GM	1台 <sup>※1</sup>	集積線量計	保安総括GM	1式	3. 放射線監視用計測器	モニタリングポスト	保安総括GM	8台	エリアモニタ	計測制御GM	82台 <sup>※2</sup> <sub>※3</sub>	機械第二GM	7台 <sup>※4</sup>		計装第二GM	3台 <sup>※5</sup>	4. 環境放射能用計測器	試料放射能測定装置	保安総括GM	1台 <sup>※1</sup>	積算線量計測定装置	保安総括GM	1台	<p>福島第一安定化センター及び福島第一原子力発電所の組織見直しに伴う変更</p> <p>施設運営計画の反映                  （使用済燃料輸送容器保管建屋からの使用済燃料乾式貯蔵容器の搬出・点検及び使用済燃料乾式キャスク仮保管設備への使用済燃料の運搬・貯蔵に伴う変更）</p>
分類	計測器種類	所管GM	数量																																																																																						
1. 被ばく管理用計測器	電子式線量計	放射線安全GM	1式																																																																																						
	ホールボディカウンタ	保健安全GM	1台																																																																																						
2. 放射線管理用計測器	線量当量率測定用サーベイメータ	放射線安全GM	7台																																																																																						
	汚染密度測定用サーベイメータ	放射線安全GM	7台																																																																																						
	退出モニタ	放射線安全GM	2台																																																																																						
	試料放射能測定装置	放射線・化学管理GM	1台 <sup>※1</sup>																																																																																						
	集積線量計	放射線安全GM	1式																																																																																						
3. 放射線監視用計測器	モニタリングポスト	放射線安全GM	8台																																																																																						
	エリアモニタ	計測制御GM	82台 <sup>※2</sup> <sub>※3</sub>																																																																																						
4. 環境放射能用計測器	試料放射能測定装置	放射線安全GM	1台 <sup>※1</sup>																																																																																						
	積算線量計測定装置	放射線安全GM	1台																																																																																						
分類	計測器種類	所管GM	数量																																																																																						
1. 被ばく管理用計測器	電子式線量計	保安総括GM	1式																																																																																						
	ホールボディカウンタ	保安総括GM	1台																																																																																						
2. 放射線管理用計測器	線量当量率測定用サーベイメータ	保安総括GM	7台																																																																																						
	汚染密度測定用サーベイメータ	保安総括GM	7台																																																																																						
	退出モニタ	保安総括GM	2台																																																																																						
	試料放射能測定装置	保安総括GM	1台 <sup>※1</sup>																																																																																						
	集積線量計	保安総括GM	1式																																																																																						
3. 放射線監視用計測器	モニタリングポスト	保安総括GM	8台																																																																																						
	エリアモニタ	計測制御GM	82台 <sup>※2</sup> <sub>※3</sub>																																																																																						
		機械第二GM	7台 <sup>※4</sup>																																																																																						
	計装第二GM	3台 <sup>※5</sup>																																																																																							
4. 環境放射能用計測器	試料放射能測定装置	保安総括GM	1台 <sup>※1</sup>																																																																																						
	積算線量計測定装置	保安総括GM	1台																																																																																						

福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(管理対象区域外等へ持ち出そうとする物品の測定) 第161条 放射線・化学管理GMは、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、安定化センター各GM又は各GMが管理対象区域から搬出する物品の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>2. 放射線レベルが高いため放射線・化学管理GMが第1項の確認ができない場合、放射線・化学管理GM、放射線防護管理GM又は作業放射線管理GMは、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、臨時の出入管理箇所において、安定化センター各GM又は各GMが管理対象区域から搬出する物品の表面汚染密度が、スクリーニングレベルを超えていないことを確認する。</p> <p>3. 放射線・化学管理GMは、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、安定化センター各GM又は各GMが管理対象区域内で汚染のおそれのない管理対象区域に移動する物品の表面汚染密度がバックグラウンドを超えていないことを確認する。</p> <p>4. 放射線・化学管理GM又は作業放射線管理GMは、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、安定化センター各GM又は各GMが管理対象区域内で汚染のおそれのない管理対象区域に核燃料物質によって汚染された物（新燃料、使用済燃料及び固体廃棄物を除く。）を移動する場合は、容器等の表面汚染密度がバックグラウンドを超えていないことを確認する。</p>	<p>(管理対象区域外等へ持ち出そうとする物品の測定) 第161条 放射線安全GMは、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、各GMが管理対象区域から搬出する物品の表面汚染密度が法令に定める表面密度限度の10分の1を超えていないことを確認する。</p> <p>2. 放射線安全GMは、放射線レベルが高いため第1項の確認ができない場合、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、臨時の出入管理箇所において、各GMが管理対象区域から搬出する物品の表面汚染密度が、スクリーニングレベルを超えていないことを確認する。</p> <p>3. 放射線管理GM又は作業環境改善GMは、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、各GMが管理対象区域内で汚染のおそれのない管理対象区域に移動する物品の表面汚染密度がバックグラウンドを超えていないことを確認する。</p> <p>4. 放射線管理GM又は作業環境改善GMは、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、各GMが管理対象区域内で汚染のおそれのない管理対象区域に核燃料物質によって汚染された物（新燃料、使用済燃料及び固体廃棄物を除く。）を移動する場合は、容器等の表面汚染密度がバックグラウンドを超えていないことを確認する。</p>	<p>福島第一安定化センター及び福島第一原子力発電所の組織見直しに伴う変更</p>

福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(発電所外への運搬) 第162条 安定化センター各GM又は各GMは、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、核燃料物質によって汚染された物（新燃料、使用済燃料及び固体廃棄物を除く。）を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p>	<p>(発電所外への運搬) 第162条 各GMは、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、核燃料物質によって汚染された物（新燃料、使用済燃料及び固体廃棄物を除く。）を発電所外に運搬する場合は、所長の承認を得る。</p>	<p>福島第一安定化センター及び福島第一原子力発電所の組織見直しに伴う変更</p>

福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(管理対象区域内における協力企業の放射線防護)</p> <p>第163条</p> <p>放射線安全GMは、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、管理対象区域内で作業を行う協力企業に対して、以下に示す放射線防護上の必要な事項を定め、所長の承認を得る。</p> <p>(1) 管理対象区域出入者の遵守事項</p> <p>イ. 出入方法に関する事。こと。</p> <p>ロ. 個人線量計の着用に関する事。こと。</p> <p>ハ. 保護衣の着用に関する事。こと。</p> <p>ニ. 汚染拡大防止措置に関する事。こと。</p> <p>ホ. 放射性物質を経口摂取するおそれのある場所での飲食及び喫煙の禁止に関する事。こと。</p> <p>(2) 線量評価の項目及び頻度に関する事。こと。</p> <p>(3) 床、壁等の汚染発見時の措置に関する事。こと。</p> <p>2. 安定化センター各GM又は各GMは、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、管理対象区域内で作業を行う協力企業に対して、第1項に定めた必要事項を遵守させる措置を講じる。</p>	<p>(管理対象区域内における協力企業の放射線防護)</p> <p>第163条</p> <p>保安総括GMは、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、管理対象区域内で作業を行う協力企業に対して、以下に示す放射線防護上の必要な事項を定め、所長の承認を得る。</p> <p>(1) 管理対象区域出入者の遵守事項</p> <p>イ. 出入方法に関する事。こと。</p> <p>ロ. 個人線量計の着用に関する事。こと。</p> <p>ハ. 保護衣の着用に関する事。こと。</p> <p>ニ. 汚染拡大防止措置に関する事。こと。</p> <p>ホ. 放射性物質を経口摂取するおそれのある場所での飲食及び喫煙の禁止に関する事。こと。</p> <p>(2) 線量評価の項目及び頻度に関する事。こと。</p> <p>(3) 床、壁等の汚染発見時の措置に関する事。こと。</p> <p>2. 各GMは、「NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル」に基づき、管理対象区域内で作業を行う協力企業に対して、第1項に定めた必要事項を遵守させる措置を講じる。</p>	<p>福島第一安定化センター及び福島第一原子力発電所の組織見直しに伴う変更</p>



福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>第6節 保安教育</p> <p>(安定化センター員及び所員への保安教育)</p> <p>第165条</p> <p>本章で定める各設備等の運用を行う安定化センター員及び所員への保安教育を実施するにあたり、具体的な保安教育の内容及びその見直し頻度を「FS-57・SM-001 福島第一安定化センター保安教育マニュアル」に定め、これに基づき次の各号を実施する。</p> <p>(1) 品質・安全GMは、毎年度、本章で定める各設備等の運用を行う安定化センター員への保安教育実施計画を「FS-57・SM-001 福島第一安定化センター 保安教育マニュアル」で定める実施方針に基づいて作成し、主任技術者の確認を得て安定化センター所長の承認を得る。</p> <p>教育管理GMは、毎年度、本章で定める各設備等の運用を行う所員への保安教育実施計画を「FS-57・SM-001 福島第一安定化センター 保安教育マニュアル」で定める実施方針に基づいて作成し、主任技術者の確認を得て所長の承認を得る。</p> <p>(2) 品質・安全GM及び教育管理GMは、(1)の保安教育実施計画の策定にあたり、運営委員会の確認を得る。</p> <p>(3) 安定化センター各GM及び各GMは、(1)の保安教育実施計画に基づき、保安教育を実施する。品質・安全GMは、年度毎に安定化センター員の保安教育実施結果を安定化センター所長へ報告する。教育管理GMは、年度毎に所員の保安教育実施結果を所長へ報告する。</p> <p>ただし、安定化センター各GM又は各GMが、別途定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>(4) 品質・安全GM及び教育管理GMは、具体的な保安教育の内容について、定められた頻度に基づき見直しを行う。</p>	<p>第6節 保安教育</p> <p>(所員及び安定化センター員への保安教育)</p> <p>第165条</p> <p>本章で定める各設備等の運用を行う所員及び安定化センター員への保安教育を実施するにあたり、具体的な保安教育の内容及びその見直し頻度を「FS-57・SM-001 福島第一安定化センター保安教育マニュアル」に定め、これに基づき次の各号を実施する。</p> <p>(1) 教育管理GMは、毎年度、本章で定める各設備等の運用を行う所員及び安定化センター員への保安教育実施計画を「FS-57・SM-001 福島第一安定化センター 保安教育マニュアル」で定める実施方針に基づいて作成し、主任技術者及び所長の確認を得て安定化センター所長の承認を得る。</p> <p>(2) 教育管理GMは、(1)の保安教育実施計画の策定にあたり、運営委員会の確認を得る。</p> <p>(3) 各GM及び安定化センター各GMは、(1)の保安教育実施計画に基づき、保安教育を実施する。教育管理GMは、年度毎に所員及び安定化センター員の保安教育実施結果を所長及び安定化センター所長へ報告する。</p> <p>ただし、各GM又は安定化センター各GMが、別途定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>(4) 教育管理GMは、具体的な保安教育の内容について、定められた頻度に基づき見直しを行う。</p>	<p>福島第一安定化センター及び福島第一原子力発電所の組織見直しに伴う変更</p>

福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(協力企業従業員への保安教育) 第166条 安定化センター各GM又は各GMは、本章で定める各設備等に関する作業を協力企業が行う場合、当該協力企業従業員の発電所入所時に安全上必要な教育が「FS-57・SM-001 福島第一安定化センター 保安教育マニュアル」で定める実施方針に基づいて実施されていることを確認する。 ただし、安定化センター各GM又は各GMが、別途定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>2. 安定化センター各GM又は各GMは、本章で定める各設備等に関する作業のうち管理対象区域内における業務を協力企業が行う場合、当該協力企業従業員に対し、安全上必要な教育が「FS-57・SM-001 福島第一安定化センター 保安教育マニュアル」で定める実施方針に基づいて実施されていることを確認する。 ただし、安定化センター各GM又は各GMが、別途定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>3. 発電GMは、放射性廃棄物処理設備に関する業務の補助を協力企業が行う場合、毎年度、当該業務に従事する従業員に対し、「FS-57・SM-001 福島第一安定化センター 保安教育マニュアル」で定める実施方針のうち、「放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者」に準じる保安教育実施計画を定めていることを確認し、その内容を主任技術者の確認を得て所長の承認を得る。</p> <p>4. 発電GMは、第3項の保安教育実施計画に基づき保安教育が実施されていることを確認し、その実施結果を年度毎に所長に報告する。 ただし、発電GMが、別途定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>5. 発電GM又は燃料GMは、燃料取替に関する業務の補助を協力企業が行う場合、毎年度、当該業務に従事する従業員に対し、「FS-57・SM-001 福島第一安定化センター 保安教育マニュアル」で定める実施方針のうち、「燃料取替の業務に関わる者」に準じる保安教育実施計画を定めていることを確認し、その内容を主任技術者の確認を得て所長の承認を得る。</p> <p>6. 発電GM又は燃料GMは、第5項の保安教育実施計画に基づき保安教育が実施されていることを確認し、その実施結果を年度毎に所長に報告する。 ただし、発電GM又は燃料GMが、別途定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p>	<p>(協力企業従業員への保安教育) 第166条 各GM又は安定化センター各GMは、本章で定める各設備等に関する作業を協力企業が行う場合、当該協力企業従業員の発電所入所時に安全上必要な教育が「FS-57・SM-001 福島第一安定化センター 保安教育マニュアル」で定める実施方針に基づいて実施されていることを確認する。 ただし、各GM又は安定化センター各GMが、別途定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>2. 各GM又は安定化センター各GMは、本章で定める各設備等に関する作業のうち管理対象区域内における業務を協力企業が行う場合、当該協力企業従業員に対し、安全上必要な教育が「FS-57・SM-001 福島第一安定化センター 保安教育マニュアル」で定める実施方針に基づいて実施されていることを確認する。 ただし、各GM又は安定化センター各GMが、別途定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>3. 運営設備GMは、放射性廃棄物処理設備に関する業務の補助を協力企業が行う場合、毎年度、当該業務に従事する従業員に対し、「FS-57・SM-001 福島第一安定化センター 保安教育マニュアル」で定める実施方針のうち、「放射性廃棄物処理設備の業務に関わる者」に準じる保安教育実施計画を定めていることを確認し、その内容を主任技術者の確認を得て所長の承認を得る。</p> <p>4. 運営設備GMは、第3項の保安教育実施計画に基づき保安教育が実施されていることを確認し、その実施結果を年度毎に所長に報告する。 ただし、運営設備GMが、別途定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p> <p>5. 燃料GMは、燃料取替に関する業務の補助を協力企業が行う場合、毎年度、当該業務に従事する従業員に対し、「FS-57・SM-001 福島第一安定化センター 保安教育マニュアル」で定める実施方針のうち、「燃料取替の業務に関わる者」に準じる保安教育実施計画を定めていることを確認し、その内容を主任技術者の確認を得て所長の承認を得る。</p> <p>6. 燃料GMは、第5項の保安教育実施計画に基づき保安教育が実施されていることを確認し、その実施結果を年度毎に所長に報告する。 ただし、燃料GMが、別途定められた基準に従い、各項目の全部又は一部について十分な知識及び技能を有しているものと認められた者については、該当する教育について省略することができる。</p>	<p>福島第一安定化センター及び福島第一原子力発電所の組織見直しに伴う変更</p>

福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表

変更前	変更後	備考																																																																																																																				
<p>第7節 記録及び報告 (記録) 第167条 安定化センター各GM又は各GMは、表167-1に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。</p>	<p>第7節 記録及び報告 (記録) 第167条 各GMは、表167-1に定める保安に関する記録を適正に作成し、保存する。</p>	<p>福島第一安定化センター及び福島第一原子力発電所の組織見直しに伴う変更</p>																																																																																																																				
<p>表167-1</p>	<p>表167-1</p>																																																																																																																					
<table border="1"> <thead> <tr> <th>記録</th> <th>記録すべき場合<sup>*1</sup></th> <th>保存期間</th> <th>関連マニュアル</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 原子炉注水流量<sup>*2</sup></td> <td>毎日1回</td> <td>10年間</td> <td>※9</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2. 原子炉圧力容器底部温度<sup>*2</sup></td> <td>連続して<sup>*3</sup></td> <td>10年間</td> <td>※9</td> </tr> <tr> <td>毎日1回</td> <td>10年間</td> <td>※9</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3. 格納容器内温度<sup>*2</sup></td> <td>連続して<sup>*3</sup></td> <td>10年間</td> <td>※9</td> </tr> <tr> <td>毎日1回</td> <td>10年間</td> <td>※9</td> </tr> <tr> <td>4. 使用済燃料プール水温<sup>*4</sup></td> <td>毎日1回</td> <td>10年間</td> <td>※9</td> </tr> <tr> <td>5. 使用済燃料共用プール水温</td> <td>毎日1回</td> <td>10年間</td> <td>※9</td> </tr> <tr> <td>6. 短半減期核種の放射能濃度<sup>*2</sup></td> <td>1時間ごと</td> <td>10年間</td> <td>※9</td> </tr> <tr> <td>7. 窒素封入量<sup>*2</sup></td> <td>毎日1回</td> <td>10年間</td> <td>※9</td> </tr> <tr> <td>8. 格納容器水素濃度<sup>*2</sup></td> <td>毎日1回</td> <td>10年間</td> <td>※9</td> </tr> <tr> <td>9. 滞留水水位<sup>*4</sup></td> <td>毎日1回</td> <td>10年間</td> <td>※10</td> </tr> <tr> <td>10. サブドレン水の水位及び放射能濃度<sup>*4</sup></td> <td>測定の都度</td> <td>10年間</td> <td>※10</td> </tr> <tr> <td>11. 本章で定める各設備等の巡視又は点検の状況並びにその担当者の氏名</td> <td>巡視又は点検の都度</td> <td>巡視又は点検を実施した施設又は設備を廃棄した後5年を経過するまでの期間</td> <td>※9～※11</td> </tr> <tr> <td>12. 本章で定める各設備等の点検・補修等の結果及びその担当者の氏名</td> <td>実施の都度</td> <td>点検・補修等を実施した施設又は設備を廃棄した後5年を経過するまでの期間</td> <td>※10～※15</td> </tr> </tbody> </table>	記録	記録すべき場合 <sup>*1</sup>	保存期間	関連マニュアル	1. 原子炉注水流量 <sup>*2</sup>	毎日1回	10年間	※9	2. 原子炉圧力容器底部温度 <sup>*2</sup>	連続して <sup>*3</sup>	10年間	※9	毎日1回	10年間	※9	3. 格納容器内温度 <sup>*2</sup>	連続して <sup>*3</sup>	10年間	※9	毎日1回	10年間	※9	4. 使用済燃料プール水温 <sup>*4</sup>	毎日1回	10年間	※9	5. 使用済燃料共用プール水温	毎日1回	10年間	※9	6. 短半減期核種の放射能濃度 <sup>*2</sup>	1時間ごと	10年間	※9	7. 窒素封入量 <sup>*2</sup>	毎日1回	10年間	※9	8. 格納容器水素濃度 <sup>*2</sup>	毎日1回	10年間	※9	9. 滞留水水位 <sup>*4</sup>	毎日1回	10年間	※10	10. サブドレン水の水位及び放射能濃度 <sup>*4</sup>	測定の都度	10年間	※10	11. 本章で定める各設備等の巡視又は点検の状況並びにその担当者の氏名	巡視又は点検の都度	巡視又は点検を実施した施設又は設備を廃棄した後5年を経過するまでの期間	※9～※11	12. 本章で定める各設備等の点検・補修等の結果及びその担当者の氏名	実施の都度	点検・補修等を実施した施設又は設備を廃棄した後5年を経過するまでの期間	※10～※15	<table border="1"> <thead> <tr> <th>記録</th> <th>記録すべき場合<sup>*1</sup></th> <th>保存期間</th> <th>関連マニュアル</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 原子炉注水流量<sup>*2</sup></td> <td>毎日1回</td> <td>10年間</td> <td>※10</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2. 原子炉圧力容器底部温度<sup>*2</sup></td> <td>連続して<sup>*3</sup></td> <td>10年間</td> <td>※10</td> </tr> <tr> <td>毎日1回</td> <td>10年間</td> <td>※10</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3. 格納容器内温度<sup>*2</sup></td> <td>連続して<sup>*3</sup></td> <td>10年間</td> <td>※10</td> </tr> <tr> <td>毎日1回</td> <td>10年間</td> <td>※10</td> </tr> <tr> <td>4. 使用済燃料プール水温<sup>*4</sup></td> <td>毎日1回</td> <td>10年間</td> <td>※10</td> </tr> <tr> <td>5. 使用済燃料共用プール水温</td> <td>毎日1回</td> <td>10年間</td> <td>※10</td> </tr> <tr> <td>6. 短半減期核種の放射能濃度<sup>*2</sup></td> <td>1時間ごと</td> <td>10年間</td> <td>※10</td> </tr> <tr> <td>7. 窒素封入量<sup>*2</sup></td> <td>毎日1回</td> <td>10年間</td> <td>※10</td> </tr> <tr> <td>8. 格納容器水素濃度<sup>*2</sup></td> <td>毎日1回</td> <td>10年間</td> <td>※10</td> </tr> <tr> <td>9. 滞留水水位<sup>*4</sup></td> <td>毎日1回</td> <td>10年間</td> <td>※11</td> </tr> <tr> <td>10. サブドレン水の水位及び放射能濃度<sup>*4</sup></td> <td>測定の都度</td> <td>10年間</td> <td>※11</td> </tr> <tr> <td>11. 本章で定める各設備等の巡視又は点検の状況並びにその担当者の氏名</td> <td>巡視又は点検の都度</td> <td>巡視又は点検を実施した施設又は設備を廃棄した後5年を経過するまでの期間</td> <td>※10～※13</td> </tr> <tr> <td>12. 本章で定める各設備等の点検・補修等の結果及びその担当者の氏名</td> <td>実施の都度</td> <td>点検・補修等を実施した施設又は設備を廃棄した後5年を経過するまでの期間</td> <td>※11, ※12, ※14～※18</td> </tr> </tbody> </table>	記録	記録すべき場合 <sup>*1</sup>	保存期間	関連マニュアル	1. 原子炉注水流量 <sup>*2</sup>	毎日1回	10年間	※10	2. 原子炉圧力容器底部温度 <sup>*2</sup>	連続して <sup>*3</sup>	10年間	※10	毎日1回	10年間	※10	3. 格納容器内温度 <sup>*2</sup>	連続して <sup>*3</sup>	10年間	※10	毎日1回	10年間	※10	4. 使用済燃料プール水温 <sup>*4</sup>	毎日1回	10年間	※10	5. 使用済燃料共用プール水温	毎日1回	10年間	※10	6. 短半減期核種の放射能濃度 <sup>*2</sup>	1時間ごと	10年間	※10	7. 窒素封入量 <sup>*2</sup>	毎日1回	10年間	※10	8. 格納容器水素濃度 <sup>*2</sup>	毎日1回	10年間	※10	9. 滞留水水位 <sup>*4</sup>	毎日1回	10年間	※11	10. サブドレン水の水位及び放射能濃度 <sup>*4</sup>	測定の都度	10年間	※11	11. 本章で定める各設備等の巡視又は点検の状況並びにその担当者の氏名	巡視又は点検の都度	巡視又は点検を実施した施設又は設備を廃棄した後5年を経過するまでの期間	※10～※13	12. 本章で定める各設備等の点検・補修等の結果及びその担当者の氏名	実施の都度	点検・補修等を実施した施設又は設備を廃棄した後5年を経過するまでの期間	※11, ※12, ※14～※18	<p>施設運営計画の反映 (使用済燃料輸送容器保管建屋からの使用済燃料乾式貯蔵容器の搬出・点検及び使用済燃料乾式キャスク仮保管設備への使用済燃料の運搬・貯蔵に伴う変更)</p>
記録	記録すべき場合 <sup>*1</sup>	保存期間	関連マニュアル																																																																																																																			
1. 原子炉注水流量 <sup>*2</sup>	毎日1回	10年間	※9																																																																																																																			
2. 原子炉圧力容器底部温度 <sup>*2</sup>	連続して <sup>*3</sup>	10年間	※9																																																																																																																			
	毎日1回	10年間	※9																																																																																																																			
3. 格納容器内温度 <sup>*2</sup>	連続して <sup>*3</sup>	10年間	※9																																																																																																																			
	毎日1回	10年間	※9																																																																																																																			
4. 使用済燃料プール水温 <sup>*4</sup>	毎日1回	10年間	※9																																																																																																																			
5. 使用済燃料共用プール水温	毎日1回	10年間	※9																																																																																																																			
6. 短半減期核種の放射能濃度 <sup>*2</sup>	1時間ごと	10年間	※9																																																																																																																			
7. 窒素封入量 <sup>*2</sup>	毎日1回	10年間	※9																																																																																																																			
8. 格納容器水素濃度 <sup>*2</sup>	毎日1回	10年間	※9																																																																																																																			
9. 滞留水水位 <sup>*4</sup>	毎日1回	10年間	※10																																																																																																																			
10. サブドレン水の水位及び放射能濃度 <sup>*4</sup>	測定の都度	10年間	※10																																																																																																																			
11. 本章で定める各設備等の巡視又は点検の状況並びにその担当者の氏名	巡視又は点検の都度	巡視又は点検を実施した施設又は設備を廃棄した後5年を経過するまでの期間	※9～※11																																																																																																																			
12. 本章で定める各設備等の点検・補修等の結果及びその担当者の氏名	実施の都度	点検・補修等を実施した施設又は設備を廃棄した後5年を経過するまでの期間	※10～※15																																																																																																																			
記録	記録すべき場合 <sup>*1</sup>	保存期間	関連マニュアル																																																																																																																			
1. 原子炉注水流量 <sup>*2</sup>	毎日1回	10年間	※10																																																																																																																			
2. 原子炉圧力容器底部温度 <sup>*2</sup>	連続して <sup>*3</sup>	10年間	※10																																																																																																																			
	毎日1回	10年間	※10																																																																																																																			
3. 格納容器内温度 <sup>*2</sup>	連続して <sup>*3</sup>	10年間	※10																																																																																																																			
	毎日1回	10年間	※10																																																																																																																			
4. 使用済燃料プール水温 <sup>*4</sup>	毎日1回	10年間	※10																																																																																																																			
5. 使用済燃料共用プール水温	毎日1回	10年間	※10																																																																																																																			
6. 短半減期核種の放射能濃度 <sup>*2</sup>	1時間ごと	10年間	※10																																																																																																																			
7. 窒素封入量 <sup>*2</sup>	毎日1回	10年間	※10																																																																																																																			
8. 格納容器水素濃度 <sup>*2</sup>	毎日1回	10年間	※10																																																																																																																			
9. 滞留水水位 <sup>*4</sup>	毎日1回	10年間	※11																																																																																																																			
10. サブドレン水の水位及び放射能濃度 <sup>*4</sup>	測定の都度	10年間	※11																																																																																																																			
11. 本章で定める各設備等の巡視又は点検の状況並びにその担当者の氏名	巡視又は点検の都度	巡視又は点検を実施した施設又は設備を廃棄した後5年を経過するまでの期間	※10～※13																																																																																																																			
12. 本章で定める各設備等の点検・補修等の結果及びその担当者の氏名	実施の都度	点検・補修等を実施した施設又は設備を廃棄した後5年を経過するまでの期間	※11, ※12, ※14～※18																																																																																																																			

福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表

変更前				変更後				備考	
記録	記録すべき場合※1	保存期間	関連マニュアル	記録	記録すべき場合※1	保存期間	関連マニュアル		
13. 運転責任者の氏名及び運転員の氏名並びに、これらの者の交代の日時及び交代時の引継事項※4	交代の都度	1年間	※16	13. 運転責任者の氏名及び運転員の氏名並びに、これらの者の交代の日時及び交代時の引継事項※4	交代の都度	1年間	※19	施設運営計画の反映 (使用済燃料輸送容器保管建屋からの使用済燃料乾式貯蔵容器の搬出・点検及び使用済燃料乾式キャスク仮保管設備への使用済燃料の運搬・貯蔵に伴う変更)	
14. 原子炉に使用している処理水の純度※2	測定の都度	1年間	※11	14. 原子炉に使用している処理水の純度※2	測定の都度	1年間	※12		
15. 本章で定める運転上の制限に関する警報装置から発せられた警報の内容	その都度	1年間	※10, ※16	15. 本章で定める運転上の制限に関する警報装置から発せられた警報の内容	その都度	1年間	※11, ※19		
16. 本章で定める各設備等の事故発生及び復旧の日時	その都度	※5	※17	16. 本章で定める各設備等の事故発生及び復旧の日時	その都度	※5	※20		
17. 本章で定める各設備等の事故の状況及び事故に際して採った処置	同上	※5	※17	17. 本章で定める各設備等の事故の状況及び事故に際して採った処置	同上	※5	※20		
18. 本章で定める各設備等の事故の原因	同上	※5	※17	18. 本章で定める各設備等の事故の原因	同上	※5	※20		
19. 本章で定める各設備等の事故後の処置	同上	※5	※17	19. 本章で定める各設備等の事故後の処置	同上	※5	※20		
20. 放射性廃棄物の排気口※6又は排気監視設備※6における放射性物質の1日間及び3月間についての平均濃度	1日間の平均濃度にあつては毎日1回, 3月間の平均濃度にあつては3月ごとに1回	10年間	※18	20. 放射性廃棄物の排気口※6又は排気監視設備※6における放射性物質の1日間及び3月間についての平均濃度	1日間の平均濃度にあつては毎日1回, 3月間の平均濃度にあつては3月ごとに1回	10年間	※21		
21. 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量, 女子※7の放射線業務従事者の4月1日, 7月1日, 10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量	1年間の線量にあつては毎年度1回, 3月間の線量にあつては3月ごとに1回, 1月間の線量にあつては1月ごとに1回	※8	※19	21. 放射線業務従事者の4月1日を始期とする1年間の線量, 女子※7の放射線業務従事者の4月1日, 7月1日, 10月1日及び1月1日を始期とする各3月間の線量並びに本人の申出等により妊娠の事実を知ることとなった女子の放射線業務従事者にあつては出産までの間毎月1日を始期とする1月間の線量	1年間の線量にあつては毎年度1回, 3月間の線量にあつては3月ごとに1回, 1月間の線量にあつては1月ごとに1回	※8	※22		
22. 4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む経済産業大臣が定める5年間の線量	経済産業大臣が定める5年間において毎年度1回	※8	※19	22. 4月1日を始期とする1年間の線量が20ミリシーベルトを超えた放射線業務従事者の当該1年間を含む原子力規制委員会が定める5年間の線量	原子力規制委員会が定める5年間において毎年度1回	※8	※22		原子力規制委員会設置法の施行に伴う変更

福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表

変更前				変更後				備考
記録	記録すべき場合※1	保存期間	関連マニュアル	記録	記録すべき場合※1	保存期間	関連マニュアル	
23. 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び経済産業大臣が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	その者が当該業務に就く時	※8	※19	23. 放射線業務従事者が当該業務に就く日の属する年度における当該日以前の放射線被ばくの経歴及び原子力規制委員会が定める5年間における当該年度の前年度までの放射線被ばくの経歴	その者が当該業務に就く時	※8	※22	原子力規制委員会設置法の施行に伴う変更
24. 保安教育の実施計画	策定の都度	3年間	※20	24. 保安教育の実施計画	策定の都度	3年間	※23	
25. 保安教育の実施日時、項目及び受けた者の氏名	実施の都度	3年間	※20	25. 保安教育の実施日時、項目及び受けた者の氏名	実施の都度	3年間	※23	
				26. 使用済燃料乾式キャスク仮保管設備に貯蔵している使用済燃料乾式貯蔵容器の蓋間圧力及び表面温度	1ヶ月に1回	10年間	※13	施設運営計画の反映 (使用済燃料輸送容器保管建屋からの使用済燃料乾式貯蔵容器の搬出・点検及び使用済燃料乾式キャスク仮保管設備への使用済燃料の運搬・貯蔵に伴う変更)
				27. 使用済燃料の貯蔵施設内における燃料体の配置	配置又は配置替えの都度	5年間	※13	
				28. 原子炉本体、使用済燃料の貯蔵施設※9、放射性廃棄物の廃棄施設等の放射線しゃへい物の側壁における線量当量率	毎日運転中1回	10年間	※24	

福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>※1：記録可能な状態において常に記録することを意味しており、点検、故障又は消耗品の取替により記録不能な期間を除く。</p> <p>※2：1号炉，2号炉及び3号炉のみ。</p> <p>※3：デジタルレコーダのデータを保存する。</p> <p>※4：1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉のみ。</p> <p>※5：廃止措置が終了し，その結果が<u>経済産業省令</u>で定める基準に適合していることについて，<u>経済産業大臣</u>の確認を受けるまでの期間。</p> <p>※6：5号炉及び6号炉のみ。</p> <p>※7：妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。</p> <p>※8：その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合において，その記録を<u>経済産業大臣</u>の指定する機関に引き渡すまでの期間。</p> <p>※9：NM-51-6 状態管理マニュアル</p> <p>※10：FS-57・WT-001 高レベル放射性滞留水処理関連設備の運転・保守管理マニュアル</p> <p>※11：FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル</p> <p>※12：FS-57・PI-001 電気設備の保守管理マニュアル</p> <p>※13：FS-57・ME-001 使用済燃料共用プール設備の運用・保守管理マニュアル</p> <p>※14：NE-55-7・1F-B1-001 免震重要棟電気設備保守管理要領</p> <p>※15：FS-57・PI-002 計装・通信設備の保守管理マニュアル</p> <p>※16：NM-51-4 運転員の引継マニュアル</p> <p>※17：NM-51-11 トラブル等の報告マニュアル</p> <p>※18：FS-57・RE-001 気体の廃棄物の管理マニュアル</p> <p>※19：NK-58-2 福島第一原子力発電所線量管理マニュアル</p> <p>※20：FS-57・SM-001 福島第一安定化センター 保安教育マニュアル</p>	<p>※1：記録可能な状態において常に記録することを意味しており、点検、故障又は消耗品の取替により記録不能な期間を除く。</p> <p>※2：1号炉，2号炉及び3号炉のみ。</p> <p>※3：デジタルレコーダのデータを保存する。</p> <p>※4：1号炉，2号炉，3号炉及び4号炉のみ。</p> <p>※5：廃止措置が終了し，その結果が<u>原子力規制委員会規則</u>で定める基準に適合していることについて，<u>原子力規制委員会</u>の確認を受けるまでの期間。</p> <p>※6：5号炉及び6号炉のみ。</p> <p>※7：妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を書面で申し出た者を除く。</p> <p>※8：その記録に係る者が放射線業務従事者でなくなった場合又はその記録を保存している期間が5年を超えた場合において，その記録を<u>原子力規制委員会</u>の指定する機関に引き渡すまでの期間。</p> <p>※9：使用済燃料乾式キャスク仮保管設備については，使用済燃料乾式キャスク仮保管設備内における線量当量率</p> <p>※10：NM-51-6 状態管理マニュアル</p> <p>※11：FS-57・WT-001 高レベル放射性滞留水処理関連設備の運転・保守管理マニュアル</p> <p>※12：FS-57・CP-001 原子炉・使用済燃料プール冷却設備等の運転・保守管理マニュアル</p> <p>※13：NM-52 燃料管理基本マニュアル</p> <p>※14：FS-57・PI-001 電気設備の保守管理マニュアル</p> <p>※15：FS-57・ME-001 使用済燃料共用プール設備の運用・保守管理マニュアル</p> <p>※16：NE-55-7・1F-B1-001 免震重要棟電気設備保守管理要領</p> <p>※17：FS-57・PI-002 計装・通信設備の保守管理マニュアル</p> <p>※18：NM-55 保守管理基本マニュアル</p> <p>※19：NM-51-4 運転員の引継マニュアル</p> <p>※20：NM-51-11 トラブル等の報告マニュアル</p> <p>※21：FS-57・RE-001 気体の廃棄物の管理マニュアル</p> <p>※22：NK-58-2 福島第一原子力発電所線量管理マニュアル</p> <p>※23：FS-57・SM-001 福島第一安定化センター 保安教育マニュアル</p> <p>※24：NM-58 福島第一原子力発電所放射線管理基本マニュアル</p>	<p>原子力規制委員会設置法の施行に伴う変更</p> <p>施設運営計画の反映 (使用済燃料輸送容器保管建屋からの使用済燃料乾式貯蔵容器の搬出・点検及び使用済燃料乾式キャスク仮保管設備への使用済燃料の運搬・貯蔵に伴う変更)</p>

福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p>(報告) 第168条 安定化センター各GM, 各GM又は第一運転管理部長は, 次のいずれかに該当する場合又は該当するおそれがあると判断した場合は, 「NM-51-11トラブル等の報告マニュアル」に基づき, 直ちに安定化センター所長, 所長及び主任技術者に報告する。</p> <p>(1) 運転上の制限を満足していないと判断した場合 (第135条) (2) 気体廃棄物について放出管理の目標値を超えて放出した場合 (第149条の4) (3) 放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合 (第149条の5) (4) 外部放射線に係る線量等量率等に異常が認められた場合 (第159条) (5) 実用炉規則第19条の17第2号から第14号に定める報告事象が生じた場合</p> <p>2. 所長は, 前項に基づく報告を受けた場合, 「NM-51-11トラブル等の報告マニュアル」に基づき, 社長に報告する。</p> <p>3. 第1項又は第2項に基づく報告が, 不在で遂行できない場合及び夜間休祭日の報告方法は, 「NM-51-11トラブル等の報告マニュアル」による。</p> <p>4. 第1項(1)に該当する場合は, 「NM-51-11トラブル等の報告マニュアル」に基づき, 直ちに<u>経済産業大臣</u>に報告する。</p>	<p>(報告) 第168条 各GM又は1～4号設備運転管理部長は, 次のいずれかに該当する場合又は該当するおそれがあると判断した場合は, 「NM-51-11トラブル等の報告マニュアル」に基づき, 直ちに安定化センター所長, 所長及び主任技術者に報告する。</p> <p>(1) 運転上の制限を満足していないと判断した場合 (第135条) (2) 気体廃棄物について放出管理の目標値を超えて放出した場合 (第149条の4) (3) 放射性気体廃棄物について放出管理目標値を超えて放出した場合 (第149条の5) (4) 外部放射線に係る線量等量率等に異常が認められた場合 (第159条) (5) 実用炉規則第19条の17第2号から第14号に定める報告事象が生じた場合</p> <p>2. 所長は, 前項に基づく報告を受けた場合, 「NM-51-11トラブル等の報告マニュアル」に基づき, 社長に報告する。</p> <p>3. 第1項又は第2項に基づく報告が, 不在で遂行できない場合及び夜間休祭日の報告方法は, 「NM-51-11トラブル等の報告マニュアル」による。</p> <p>4. 第1項(1)に該当する場合は, 「NM-51-11トラブル等の報告マニュアル」に基づき, 直ちに<u>原子力規制委員会</u>に報告する。</p>	<p>福島第一安定化センター及び福島第一原子力発電所の組織見直しに伴う変更</p> <p>原子力規制委員会設置法の施行に伴う変更</p>

福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表

変更前	変更後	備考
<p>(なし)</p>	<p>第9節 使用済燃料の貯蔵及び運搬</p> <p><u>(使用済燃料の貯蔵)</u></p> <p>第170条</p> <p>機械第三GMは、「NM-52燃料管理基本マニュアル」に基づき、1号炉、2号炉、3号炉又は4号炉の使用済燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 1号炉、2号炉、3号炉又は4号炉の使用済燃料を表170-1に定める貯蔵可能な使用済燃料貯蔵施設に貯蔵すること。使用済燃料輸送容器保管建屋又は使用済燃料乾式キャスク仮保管設備に貯蔵する場合には、使用済燃料乾式貯蔵容器に収納すること。</p> <p>(2) 使用済燃料プールにおいては燃料取扱機を使用し、使用済燃料共用プールにおいては燃料取扱装置を使用すること。</p> <p>(3) 使用済燃料共用プール、使用済燃料輸送容器保管建屋及び使用済燃料乾式キャスク仮保管設備において燃料が臨界に達しない措置を講じること。</p> <p>2. 燃料GMは、「NM-52燃料管理基本マニュアル」に基づき、5号炉又は6号炉の使用済燃料を貯蔵する場合は、次の事項を遵守する。</p> <p>(1) 5号炉又は6号炉の使用済燃料を表170-2に定める貯蔵可能な使用済燃料貯蔵施設（以下「使用済燃料貯蔵施設」という。）に貯蔵すること。使用済燃料輸送容器保管建屋又は使用済燃料乾式キャスク仮保管設備に貯蔵する場合には、使用済燃料乾式貯蔵容器に収納すること。</p> <p>(2) 使用済燃料プールにおいては燃料取替機を使用し、使用済燃料共用プールにおいては燃料取扱装置を使用すること。</p> <p>(3) 使用済燃料貯蔵施設において燃料が臨界に達しない措置を講じること。</p> <p>3. 機械第三GMは、「NM-52燃料管理基本マニュアル」に基づき、使用済燃料共用プール及び使用済燃料輸送容器保管建屋の目につきやすい場所に貯蔵上の注意事項を掲示すること。</p> <p>4. 燃料GMは、「NM-52燃料管理基本マニュアル」に基づき、5号炉及び6号炉の使用済燃料プール並びに使用済燃料乾式キャスク仮保管設備の目につきやすい場所に貯蔵上の注意事項を掲示すること。</p> <p>5. 機械第三GMは、「NM-52燃料管理基本マニュアル」に基づき、使用済燃料輸送容器保管建屋に貯蔵している使用済燃料乾式貯蔵容器の遮へい性能及び除熱性能が保持されていることを確認するとともに、その結果、異常が認められた場合には必要な措置を講じる。</p> <p>6. 当直長は、「NM-52燃料管理基本マニュアル」に基づき、使用済燃料乾式キャスク仮保管設備に貯蔵している使用済燃料乾式貯蔵容器の密封性能及び除熱性能が保持されていることを監視するとともに、その結果、異常が認められた場合には必要な措置を講じる。</p>	<p>施設運営計画の反映                  (使用済燃料輸送容器保管建屋からの使用済燃料乾式貯蔵容器の搬出・点検及び使用済燃料乾式キャスク仮保管設備への使用済燃料の運搬・貯蔵に伴う変更)</p>



福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表

変更前	変更後	備考																
(なし)	<p>表170-1</p> <table border="1" data-bbox="1308 247 2347 575"> <thead> <tr> <th>各号炉の使用済燃料</th> <th>貯蔵可能な使用済燃料貯蔵施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号炉</td> <td>1号炉の使用済燃料プール又は使用済燃料共用プール<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td>2号炉</td> <td>2号炉の使用済燃料プール又は使用済燃料共用プール<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td>3号炉</td> <td>3号炉の使用済燃料プール又は使用済燃料共用プール<sup>※1</sup></td> </tr> <tr> <td>4号炉</td> <td>4号炉の使用済燃料プール、使用済燃料共用プール<sup>※1</sup>、使用済燃料輸送容器保管建屋<sup>※2</sup>又は使用済燃料乾式キャスク仮保管設備<sup>※3</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>表170-2</p> <table border="1" data-bbox="1308 646 2377 869"> <thead> <tr> <th>各号炉の使用済燃料</th> <th>貯蔵可能な使用済燃料貯蔵施設</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5号炉</td> <td>5号炉の使用済燃料プール、使用済燃料共用プール<sup>※1</sup>又は使用済燃料乾式キャスク仮保管設備<sup>※3</sup></td> </tr> <tr> <td>6号炉</td> <td>6号炉の使用済燃料プール、使用済燃料共用プール<sup>※1</sup>、使用済燃料輸送容器保管建屋<sup>※2</sup>又は使用済燃料乾式キャスク仮保管設備<sup>※3</sup></td> </tr> </tbody> </table> <p>※1：使用済燃料共用プールには、使用済燃料プールで19ヶ月以上冷却した燃料を貯蔵する。                  ※2：使用済燃料輸送容器保管建屋に貯蔵する使用済燃料乾式貯蔵容器には、使用済燃料プールで4年以上冷却され、かつ運転中のデータ、 SHIPPING 検査等により健全であることを確認した使用済燃料（8×8燃料、新型8×8燃料及び新型8×8ジルコニウムライナ燃料）を収納する。                  ※3：使用済燃料乾式キャスク仮保管設備に貯蔵する使用済燃料乾式貯蔵容器には、使用済燃料プール又は使用済燃料共用プールで既設については4年以上、増設については13年以上冷却され、かつ運転中のデータ、 SHIPPING 検査等により健全であることを確認した使用済燃料（8×8燃料、新型8×8燃料及び新型8×8ジルコニウムライナ燃料）を収納する。</p>	各号炉の使用済燃料	貯蔵可能な使用済燃料貯蔵施設	1号炉	1号炉の使用済燃料プール又は使用済燃料共用プール <sup>※1</sup>	2号炉	2号炉の使用済燃料プール又は使用済燃料共用プール <sup>※1</sup>	3号炉	3号炉の使用済燃料プール又は使用済燃料共用プール <sup>※1</sup>	4号炉	4号炉の使用済燃料プール、使用済燃料共用プール <sup>※1</sup> 、使用済燃料輸送容器保管建屋 <sup>※2</sup> 又は使用済燃料乾式キャスク仮保管設備 <sup>※3</sup>	各号炉の使用済燃料	貯蔵可能な使用済燃料貯蔵施設	5号炉	5号炉の使用済燃料プール、使用済燃料共用プール <sup>※1</sup> 又は使用済燃料乾式キャスク仮保管設備 <sup>※3</sup>	6号炉	6号炉の使用済燃料プール、使用済燃料共用プール <sup>※1</sup> 、使用済燃料輸送容器保管建屋 <sup>※2</sup> 又は使用済燃料乾式キャスク仮保管設備 <sup>※3</sup>	<p>施設運営計画の反映                  （使用済燃料輸送容器保管建屋からの使用済燃料乾式貯蔵容器の搬出・点検及び使用済燃料乾式キャスク仮保管設備への使用済燃料の運搬・貯蔵に伴う変更）</p>
各号炉の使用済燃料	貯蔵可能な使用済燃料貯蔵施設																	
1号炉	1号炉の使用済燃料プール又は使用済燃料共用プール <sup>※1</sup>																	
2号炉	2号炉の使用済燃料プール又は使用済燃料共用プール <sup>※1</sup>																	
3号炉	3号炉の使用済燃料プール又は使用済燃料共用プール <sup>※1</sup>																	
4号炉	4号炉の使用済燃料プール、使用済燃料共用プール <sup>※1</sup> 、使用済燃料輸送容器保管建屋 <sup>※2</sup> 又は使用済燃料乾式キャスク仮保管設備 <sup>※3</sup>																	
各号炉の使用済燃料	貯蔵可能な使用済燃料貯蔵施設																	
5号炉	5号炉の使用済燃料プール、使用済燃料共用プール <sup>※1</sup> 又は使用済燃料乾式キャスク仮保管設備 <sup>※3</sup>																	
6号炉	6号炉の使用済燃料プール、使用済燃料共用プール <sup>※1</sup> 、使用済燃料輸送容器保管建屋 <sup>※2</sup> 又は使用済燃料乾式キャスク仮保管設備 <sup>※3</sup>																	

福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表

変更前	変更後	備考
(なし)	<p><u>(使用済燃料の運搬)</u>  <u>第171条</u>  <u>機械第三GMは、「NM-52燃料管理基本マニュアル」に基づき、使用済燃料共用プールにおいて、使用済燃料乾式貯蔵容器から使用済燃料を取り出す場合、燃料取扱装置を使用する。</u></p> <p><u>2. 機械第三GMは、「NM-52燃料管理基本マニュアル」に基づき、発電所内において、使用済燃料共用プールにある使用済燃料を運搬する場合は、次の事項を遵守し、使用済燃料共用プールにおいて使用済燃料乾式貯蔵容器に収納する。</u>  <u>(1) 法令に適合する容器を使用すること。</u>  <u>(2) 燃料取扱装置を使用すること。</u>  <u>(3) 使用済燃料が臨界に達しない措置を講じること。</u>  <u>(4) 収納する使用済燃料のタイプ及び冷却期間が、容器の収納条件に適合していること。</u></p> <p><u>3. 機械第三GMは、「NM-52燃料管理基本マニュアル」に基づき、発電所内において、使用済燃料を収納した使用済燃料乾式貯蔵容器を運搬する場合は、次の事項を遵守する。</u>  <u>(1) 容器の車両への積付けは、運搬中に移動、転倒又は転落を防止する措置を講じること。</u>  <u>(2) 法令に定める危険物と混載しないこと。</u>  <u>(3) 運搬経路に標識を設けること等の方法により、関係者以外の者及び他の車両の立入りを制限するとともに、誘導車を配置すること。</u>  <u>(4) 車両を徐行させること。</u>  <u>(5) 核燃料物質の取扱いに関し、相当の知識及び経験を有する者を同行させ、保安のために必要な監督を行わせること。</u>  <u>(6) 容器及び車両の適当な箇所に法令に定める標識を付けること。</u></p> <p><u>4. 機械第三GMは、「NM-52燃料管理基本マニュアル」に基づき、使用済燃料輸送容器保管建屋から使用済燃料乾式貯蔵容器を搬出する場合は、放射線被ばく上の影響が十分小さくなるように取り扱う。</u></p>	<p>施設運営計画の反映  (使用済燃料輸送容器保管建屋からの使用済燃料乾式貯蔵容器の搬出・点検及び使用済燃料乾式キャスク仮保管設備への使用済燃料の運搬・貯蔵に伴う変更)</p>

福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表

変 更 前	変 更 後	備 考
<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>附則（平成24年12月17日 原管B発第121023002号） （施行期日） 第1条 この規定は、平成24年12月26日から施行する。</p> <p>附則（平成24年8月23日 20120810 原第10号） （施行期日） 第1条 2. 第149条の3において規定する項目が第87条において規定する項目と重複する部分に限り、第149条の3に関する項目を適用する。なお、適用期間については、施行日から1年間とする。</p> <p>附則（平成24年7月3日 平成24・05・11 原第14号） （施行期日） 第1条 2. 第12章において規定する項目が第1章から第11章までにおいて規定する項目と重複する部分に限り、第12章に関する項目を適用する。なお、適用期間については、施行日から1年間とする。</p> <p>（省 略）</p>	<p style="text-align: center;">附 則</p> <p>附則（平成 年 月 日 原管 号） （施行期日） 第1条 この規定は、原子力規制委員会の認可を受けた日から30日以内に施行する。</p> <p>2. 第12章において規定する項目が第1章から第11章までにおいて規定する項目と重複する部分に限り、第12章に関する項目を適用する。なお、適用期間については、施行日から1年間とする。</p> <p>3. 第149条の4における表149の4-1及び表149の4-2については、2号炉原子炉建屋においてブローアウトパネル部が閉止され、原子炉建屋排気設備の運用開始時点から適用することとし、適用以前の間は以下の通りとする。</p> <p>4. 第160条における表160の計装第二GMが所管する使用済燃料乾式キャスク仮保管設備のエリアモニタの数量については、使用済燃料乾式キャスク仮保管設備のエリアモニタを規定台数設置した時点から適用することとし、規定台数を設置するまでの期間においては、未設置のエリアモニタを除いた台数を規定台数とする。</p> <p>附則第1条第3項の適用以前の間は次のとおり。</p> <p>（気体廃棄物の管理） 第149条の4 気体廃棄物の放出管理について、「FS-57・RE-001 気体の廃棄物の管理マニュアル」に基づき、次の事項を実施する。</p> <p>（1）環境モニタリングGMは、表149の4-1に定める項目について、同表に定める頻度で測定する。</p> <p>（2）環境モニタリングGMは、表149の4-1の放出箇所から放出された粒子状の放射性物質の敷地境界における空気中の濃度の3ヶ月平均値が、法令に定める周辺監視区域外における空気中の濃度限度を下回ることを確認する。</p> <p>（3）環境モニタリングGMは、表149の4-1の放出箇所から放出された粒子状の放射性物質の放出量が、放出管理の目標値を下回ることを確認する。</p> <p>（4）当直長は、表149の4-2の放出箇所から放射性物質を含む空気を放出する場合は、ダスト放射線モニタ及びガス放射線モニタを監視する。</p> <p>（5）環境モニタリングGMは、表149の4-3に定める項目について、同表に定める頻度で測定する。</p> <p>（6）環境モニタリングGMは、表149の4-3の放出箇所において、粒子状の放射性物質濃度に有意な上昇傾向が無いことを確認する。</p>	

福島第一原子力発電所原子炉施設保安規定変更比較表

変更前	変更後	備考																																																																						
<p>(なし)</p>	<p>表149の4-1</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>放出箇所</th> <th>測定項目</th> <th>計測器種類</th> <th>測定頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号炉原子炉建屋 カバー排気設備出口</td> <td>粒子状物質 (主要ガンマ線放出核種)</td> <td>試料放射能 測定装置</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>1号炉格納容器 ガス管理設備出口</td> <td>粒子状物質 (主要ガンマ線放出核種)</td> <td>試料放射能 測定装置</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>2号炉原子炉建屋 ブローアウトパネル部</td> <td>粒子状物質 (主要ガンマ線放出核種)</td> <td>試料放射能 測定装置</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>2号炉格納容器 ガス管理設備出口</td> <td>粒子状物質 (主要ガンマ線放出核種)</td> <td>試料放射能 測定装置</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>3号炉原子炉建屋 上部</td> <td>粒子状物質 (主要ガンマ線放出核種)</td> <td>試料放射能 測定装置</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>3号炉格納容器 ガス管理設備出口</td> <td>粒子状物質 (主要ガンマ線放出核種)</td> <td>試料放射能 測定装置</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> </tbody> </table> <p>表149の4-2</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>放出箇所</th> <th>監視項目</th> <th>計測器種類</th> <th>監視頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1号炉原子炉建屋 カバー排気設備出口</td> <td>粒子状物質</td> <td>ダスト放射線モニタ</td> <td>常時</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">1号炉格納容器 ガス管理設備出口</td> <td>粒子状物質</td> <td>ダスト放射線モニタ</td> <td rowspan="2">常時</td> </tr> <tr> <td>希ガス</td> <td>ガス放射線モニタ</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">2号炉格納容器 ガス管理設備出口</td> <td>粒子状物質</td> <td>ダスト放射線モニタ</td> <td rowspan="2">常時</td> </tr> <tr> <td>希ガス</td> <td>ガス放射線モニタ</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">3号炉格納容器 ガス管理設備出口</td> <td>粒子状物質</td> <td>ダスト放射線モニタ</td> <td rowspan="2">常時</td> </tr> <tr> <td>希ガス</td> <td>ガス放射線モニタ</td> </tr> </tbody> </table> <p>表149の4-3</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>放出箇所</th> <th>測定項目</th> <th>計測器種類</th> <th>測定頻度</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>建屋内地上部開口部</td> <td>粒子状物質 (主要ガンマ線放出核種)</td> <td>試料放射能 測定装置</td> <td>1ヶ月に1回</td> </tr> <tr> <td>汚染水処理設備・貯留 設備のうち除染装置 及び造粒固化体貯槽</td> <td>粒子状物質 (主要ガンマ線放出核種)</td> <td>試料放射能 測定装置</td> <td>除染装置運転時 及び廃棄物受入時</td> </tr> <tr> <td>使用済燃料共用プー ルオペフロ階</td> <td>粒子状物質 (主要ガンマ線放出核種)</td> <td>試料放射能 測定装置</td> <td>使用済燃料取扱い時</td> </tr> </tbody> </table> <p>(省略)</p>	放出箇所	測定項目	計測器種類	測定頻度	1号炉原子炉建屋 カバー排気設備出口	粒子状物質 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能 測定装置	1ヶ月に1回	1号炉格納容器 ガス管理設備出口	粒子状物質 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能 測定装置	1ヶ月に1回	2号炉原子炉建屋 ブローアウトパネル部	粒子状物質 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能 測定装置	1ヶ月に1回	2号炉格納容器 ガス管理設備出口	粒子状物質 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能 測定装置	1ヶ月に1回	3号炉原子炉建屋 上部	粒子状物質 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能 測定装置	1ヶ月に1回	3号炉格納容器 ガス管理設備出口	粒子状物質 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能 測定装置	1ヶ月に1回	放出箇所	監視項目	計測器種類	監視頻度	1号炉原子炉建屋 カバー排気設備出口	粒子状物質	ダスト放射線モニタ	常時	1号炉格納容器 ガス管理設備出口	粒子状物質	ダスト放射線モニタ	常時	希ガス	ガス放射線モニタ	2号炉格納容器 ガス管理設備出口	粒子状物質	ダスト放射線モニタ	常時	希ガス	ガス放射線モニタ	3号炉格納容器 ガス管理設備出口	粒子状物質	ダスト放射線モニタ	常時	希ガス	ガス放射線モニタ	放出箇所	測定項目	計測器種類	測定頻度	建屋内地上部開口部	粒子状物質 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能 測定装置	1ヶ月に1回	汚染水処理設備・貯留 設備のうち除染装置 及び造粒固化体貯槽	粒子状物質 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能 測定装置	除染装置運転時 及び廃棄物受入時	使用済燃料共用プー ルオペフロ階	粒子状物質 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能 測定装置	使用済燃料取扱い時	
	放出箇所	測定項目	計測器種類	測定頻度																																																																				
	1号炉原子炉建屋 カバー排気設備出口	粒子状物質 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能 測定装置	1ヶ月に1回																																																																				
	1号炉格納容器 ガス管理設備出口	粒子状物質 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能 測定装置	1ヶ月に1回																																																																				
	2号炉原子炉建屋 ブローアウトパネル部	粒子状物質 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能 測定装置	1ヶ月に1回																																																																				
	2号炉格納容器 ガス管理設備出口	粒子状物質 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能 測定装置	1ヶ月に1回																																																																				
	3号炉原子炉建屋 上部	粒子状物質 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能 測定装置	1ヶ月に1回																																																																				
	3号炉格納容器 ガス管理設備出口	粒子状物質 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能 測定装置	1ヶ月に1回																																																																				
	放出箇所	監視項目	計測器種類	監視頻度																																																																				
	1号炉原子炉建屋 カバー排気設備出口	粒子状物質	ダスト放射線モニタ	常時																																																																				
	1号炉格納容器 ガス管理設備出口	粒子状物質	ダスト放射線モニタ	常時																																																																				
		希ガス	ガス放射線モニタ																																																																					
	2号炉格納容器 ガス管理設備出口	粒子状物質	ダスト放射線モニタ	常時																																																																				
		希ガス	ガス放射線モニタ																																																																					
	3号炉格納容器 ガス管理設備出口	粒子状物質	ダスト放射線モニタ	常時																																																																				
		希ガス	ガス放射線モニタ																																																																					
	放出箇所	測定項目	計測器種類	測定頻度																																																																				
	建屋内地上部開口部	粒子状物質 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能 測定装置	1ヶ月に1回																																																																				
	汚染水処理設備・貯留 設備のうち除染装置 及び造粒固化体貯槽	粒子状物質 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能 測定装置	除染装置運転時 及び廃棄物受入時																																																																				
	使用済燃料共用プー ルオペフロ階	粒子状物質 (主要ガンマ線放出核種)	試料放射能 測定装置	使用済燃料取扱い時																																																																				